# 平成18年第2回那須烏山市議会定例会(第1日)

## 平成18年3月7日(火)

開会 午前10時00分散会 午後 5時52分

### ◎出席議員(35名)

1番	五味洋	j	博	君	2 犁	怪 佐	藤	昇	市	君
3番	沼 田	邦	彦	君	$4$ $\stackrel{?}{ a}$	番 高澤	車戸		茂	君
5番	高 橇	安	隆	君	6 耄	番 高	徳	正	治	君
7番	舩山	1 栄	_	君	8章	₩ 平	Щ		進	君
9番	大 橇	洋	_	君	10種	番 佐	藤	雄沙	欠郎	君
11番	五味洋	親	勇	君	1 2 種	番 野	木		勝	君
13番	藤田	l	武	君	1 4 種	番 大	野		瞱	君
15番	水上	: 正	治	君	16章	₩ 平	塚	金	平	君
17番	中山	五	男	君	18章	番 郡	司	昭	三	君
19番	塩 名	:	隆	君	20章	番 柴	野	正	巳	君
21番	斎 蒻	雄	樹	君	2 2 種	番 樋	Щ	隆[	山郎	君
23番	板桶	邦	夫	君	2 4 種	番 森	井	或	廣	君
25番	菊池	俊	夫	君	2 6 套	番 斎	藤	文	男	君
27番	玉 遣	這 三	好	君	28章	番 滝	田	志	孝	君
29番	小 泄	清	三	君	3 0 耄	番 髙	田	悦	男	君
3 1番	小 森	幸	雄	君	3 2 耄	番 永	Щ		茂	君
33番	小 塘	j	操	君	3 4 犁	番 青	木	_	夫	君
35番	平均	英	教	君						

## ◎欠席議員(なし)

## ◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大	谷	範	雄	君
助役	Щ	口	孝	夫	君
収入役	石	JII	英	雄	君
教育長	池	澤		進	君
総務部長	大	森		勝	君

市民福祉部長零正俊君経済環境部長佐藤和夫君建設部長池尻昭一君

教育次長 堀 江 一 慰 君

栃木県総務部市町村課

課長補佐 松 沼 繁 樹 君

## ◎事務局職員出席者

 事務局長
 田 中 順 一

 書 記
 齋 藤 進

 書 記
 藤 田 元 子

 書 記
 菊 地 唯 一

#### 〇議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について(議長提出)
- 日程 第 2 会期の決定について(議長提出)
- 日程 第 3 議案第19号 那須烏山市境財産区議会設置条例の制定について(知事 提出)
- 日程 第 4 議案第20号 那須烏山市長等の給料の減額に関する条例の制定について (市長提出)
- 日程 第 5 議案第21号 那須烏山市地域振興基金設置及び管理条例の制定について (市長提出)
- 日程 第 6 議案第22号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について(市長提出)
- 日程 第 7 議案第23号 那須烏山市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正に ついて(市長提出)
- 日程 第 8 議案第24号 那須烏山市児童医療費助成条例の一部改正について (市長提出)
- 日程 第 9 議案第25号 那須烏山市ひとり親家庭医療費助成条例の一部改正について(市長提出)
- 日程 第10 議案第26号 那須烏山市保育所設置、管理及び保育料条例の一部改正 について(市長提出)
- 日程 第11 議案第27号 那須烏山市介護保険条例の一部改正について(市長提出)
- 日程 第12 議案第28号 那須烏山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改 正について(市長提出)
- 日程 第13 議案第29号 那須烏山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害 の発生の防止に関する条例の一部改正について(市長提出)
- 日程 第14 議案第30号 那須烏山市水道事業設置及び経営基本条例の一部改正に ついて(市長提出)
- 日程 第15 議案第31号 那須烏山市立幼稚園保育料条例の一部改正について(市 長提出)
- 日程 第16 議案第32号 那須烏山市立学校施設利用及び使用料条例の一部改正に について(市長提出)

日程	第17	議案第33号	栃木県自治会館管理組合の解散について(市長提出)
日程	第18	議案第34号	栃木県自治会館管理組合の解散に伴う財産処分について
1.12	)IV I 0	H702/C2/4 0 1 3	(市長提出)
日程	第19	議案第35号	栃木県市町村職員退職手当組合の解散について(市長提
			出)
日程	第20	議案第36号	栃木県市町村職員退職手当組合の解散に伴う財産処分に
			ついて(市長提出)
日程	第21	議案第37号	栃木県町村議会議員公務災害補償等組合の解散について
			(市長提出)
日程	第22	議案第38号	栃木県市町村消防災害補償等組合の解散について(市長
			提出)
日程	第23	議案第39号	栃木県市町村消防災害補償等組合の解散に伴う財産処分
			について (市長提出)
日程	第24	議案第40号	栃木県市町村総合事務組合の設立について(市長提出)
日程	第25	議案第41号	那須烏山市曲畑辺地に係る総合整備計画の策定について
			(市長提出)
日程	第26	議案第10号	平成17年度那須烏山市一般会計補正予算について(市
			長提出)
日程	第27	議案第11号	平成17年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算
			について (市長提出)
日程	第28	議案第12号	平成17年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算に
			ついて (市長提出)
日程	第29	議案第13号	平成17年度那須烏山市老人保健特別会計補正予算につ
			いて(市長提出)
日程	第30	議案第14号	平成17年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算につ
			いて(市長提出)
日程	第31	議案第15号	平成17年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正
			予算について(市長提出)
日程	第32	議案第16号	
			ついて(市長提出)
日程	第33	議案第17号	平成17年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算
			について(市長提出)

日程	第34	議案第1	8号	平成17年度那須烏山市水道事業会計補正予算について (市長提出)
日程	第35	議案第	1号	平成18年度那須烏山市一般会計予算について(市長提出)
日程	第36	議案第	2号	平成18年度那須烏山市国民健康保険特別会計予算について(市長提出)
日程	第37	議案第	3号	平成18年度那須烏山市熊田診療所特別会計予算について(市長提出)
日程	第38	議案第	4号	平成18年度那須烏山市老人保健特別会計予算について (市長提出)
日程	第39	議案第	5号	平成18年度那須烏山市介護保険特別会計予算について
日程	第40	議案第	6 号	(市長提出) 平成18年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計予算
日程	第41	議案第	7 号	について(市長提出) 平成18年度那須烏山市下水道事業特別会計予算につい
日程	第42	議案第	8号	て(市長提出) 平成18年度那須烏山市簡易水道事業特別会計予算につ
日程	第43	議案第	9 号	いて(市長提出) 平成18年度那須烏山市水道事業会計予算について(市
日程	第44	発議第	1号	長提出) 市長の専決事項の指定について (議員提出)
日程	第45	付託第	1号	請願書等の付託について (議長提出)

# 〇本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

#### [午前10時00分開会]

○議長(青木一夫君) おはようございます。我々の任期の最後の定例会、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は35名で定足数に達しておりますので、平成18年第2回那須烏山市 議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係部課 長並びに栃木県市町村課行政担当職員の出席を求めておりますので、ご了解願います。

次に、本日からの定例会にあたり、去る2月27日に議会運営委員会を開き、議会運営委員 会の決定に基づき会期及び日程を編成いたしましたので、ご協力くださるようお願い申し上げ ます。

#### ◎市長あいさつ

○議長(青木一夫君) ここで、市長のあいさつを求めます。

市長大谷範雄君。

#### 〔市長 大谷範雄君 登壇 あいさつ〕

**〇市長(大谷範雄君)** おはようございます。平成18年第2回那須烏山市議会定例会ごあいさつ並びに行政報告を申し上げます。

本日、ここに平成18年第2回那須烏山市議会定例会を開催させていただきましたところ、 議員各位にありましては、大変ご多用の中をご参集賜りましたこと、まことにありがたく厚く お礼を申し上げます。

今期定例会は、計41議案を上程をさせていただきます。私を初め執行部一同、誠心誠意相 努めてまいりますので、何とぞ慎重審議を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、平成18年度の当初予算につきましては、既にその概要等につきましてはご説明申し上げているところでございますが、いわゆる新市にとりまして初の通年予算でございます。文字通り本格的なまちづくりが始まる予算でございます。市民の融和融合を図り、合併協議における建設計画を踏まえまして、明確な政策ビジョンのもとに「小さくてもきらりと光るまちづくり」を推進すべく、限られた財源の中で可能な限り積極的予算を編成したところであります。

しかしながら、実質的には緊縮型予算となり、特徴を一口で言うならば、少子高齢化対策といたしまして、教育、福祉部門に重点配分をした予算と言えると思います。その理由でございますが、昨今の少子化環境とあわせまして所感を述べさせていただきたいと思います。

本市の人口減少が現実となりまして、少子高齢化率が顕著となりつつある状況を見るに、ただそれを一種のあきらめの風潮もあるようでございますが、私は合併をした那須烏山市は何が可能なのか、何をなすべきか、現実味のある対策を考えるべきとの信念から、少子化対策の重点配分に至ったわけであります。

少子化対策には、大別をさせていただきますと、1つに出産と幼児保育、そして2つ目が子供たち、児童の保護と育成があります。3つ目は子育てと仕事の両立の問題、これらがあると思います。

第1の出産及び幼児保育の環境整備についてでありますけれども、出産には費用がかかります。出産は健康保険適用外でございますので、出産の一時金として30万円、ことし10月からは35万円の予定でございますが、これらが支給をされております。多くの場合は費用を賄うには足りない額でございます。つまり、出産や不妊治療を健康保険の対象として女性診療部門を充実させることなどの環境の整備を進める必要性を感じております。これらにつきましては、国、県に対しまして市として強い要望をしていきたいと考えております。さらに、市単独としての応分の上乗せ基準も視野に入れた研究もしていく必要性を感じております。

次に、幼児保育の環境整備でございますけれども、まず本市ででき得る現実味を帯びた施策は、保育園の整備、充実でございます。さらに、両親等の勤務時間に配慮いたしました延長保育や民間保育園活力との連携であると思います。さらに、幼稚園の延長保育、幼保一元化も視野に入れた促進をすべきものと考えているわけでございます。

次に、児童の保護と育成についてであります。近年、子供が犠牲になる事故、犯罪が多発いたしております。母親の就労が進むとともに地域社会の子育て機能が衰退をしたために、小学生の中で低学年の児童は放課後身近に保護者のいない危険な時間帯を過ごさざるを得ない状況になっております。

おかげさまで、本市におきましては自警団、防犯パトロール隊、市職員及び学校当局、PTA等のご協力を賜り、その防犯意識の高揚は徐々に図られつつあるところではございますが、より永続的な組織とするためにはNPO法人化を目指すべきと考えております。それらの設置までには、市といたしましても最大限の支援をしてまいりたいと考えております。さらなる市民の皆さんのご理解を賜りたいと存じております。

さらに、本市として取り組む必要性を感じておりますのは、子育て支援センター等でございます。具体的事例を申すならば、学童保育、児童館、これらの設置、市といたしましてはでき得る支援は最大限の努力を傾けていきたいと思っております。

次に、仕事と子育ての両立についてでありますが、子育て環境の整備には企業等の理解と協力が欠かせないと考えております。つまり、経営者の理解とリーダーシップが何よりも重要で

あります。企業内の意識改革が必要なのでございます。仕事の配分、チームワークなどの柔軟な働き方の工夫、父親の育児休暇の活用、育児休暇後の職場復帰、そしてキャリアの推進、課題はたくさんあります。近年の結婚5年、あるいは15年の夫婦の平均出生児数が顕著に減少しておりますことは、これらのことは今述べました状況がございまして、子供を産み育てることが難しくなりつつある環境を示しているわけであります。本市といたしましても、子供を産みやすい、そして育てやすい環境醸成に最大限の努力を傾けていきたいと思います。これもご理解をいただきたいと思っております。

昨年暮れ明らかになりました予想より早い人口減少時代は、私ども自治体にもひしひしとその実態が明確になってまいりました。人口減少は過疎化につながりまして、過疎化は合併をした市の不活性化にもつながってまいります。まことにゆゆしき事態が発生しつつあると認識せざるを得ないのであります。少子化対策は人口減少対策にも極めて密接かつ連動いたしておりますので、今後の那須烏山市の活性化のためにも少子化対策は最重要政策と位置づけまして、傾注をしてまいる所存でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、各課から主たる行政報告を申し上げます。

総務課関連でございます。平成18年2月18日、烏山公民館におきまして、那須烏山市合併記念式典を挙行いたしました。総務省から総務大臣代理の合併推進課の山崎課長を初め知事代理の須藤副知事、国会議員、県議会議員、市議会議員、宇都宮大学長及び隣接の那珂川町長等多くの関係者の皆様のご臨席をいただきまして、盛大に開催をすることができました。記念事業といたしまして、宇都宮大学の北島先生による講演があり、有意義な講話をいただいたところであります。

きょうの新聞にも掲載されておりましたけれども、熊田診療所の移転新築について、市民福祉部関連からご報告を申し上げます。この旧熊田診療所、建物の老朽化、敷地狭隘、そして移転新築をすることといたしまして、平成16年度に実施設計を行いまして、県当局の指導のもと、国庫補助事業といたしまして採択を受けまして、那須烏山市診療所が竣工の運びになりました。本日から、心機一転新たにこの熊田診療所のオープンができましたことは、大変ご同慶にたえないところであります。

農政課関連でございますが、ふじた体験むらいちご祭の開催が、1月22日、3月5日。 小木須皆川美範氏、農業経営コンクールで最優秀賞を受賞されました。

荒川南部土地改良区は順調に施工が推移をいたしまして、圃場整備も15ヘクタール、順調 に推移をいたしております。

第1回育樹祭を開催をいたしましたが、悪天候の中、児童初め参加者から好評を得て第1回 の育樹祭を開催いたしました。 平成18年度の転作目標配分面積が決定をいたしまして、南那須地区が36.6%、烏山地区が39.0%と決定をいたしております。

次に、建設部関連の報告を申し上げます。管理課関係でございますが、厳しい財政状況下のもと、さらには限られた期間の中で新規事業に着手することはできませんでしたが、既存施設の維持管理については、住民の要望にできる限りこたえられるよう最善の努力をしてまいりました。県の事業に対しまして、特に国道294号川南工区、国道293号志鳥工区、主要地方道宇都宮烏山線高瀬工区につきましては、早期完成に向けて積極的な県への要望活動を行ってまいりました。

水道課関係であります。10月1日の合併と同時に南那須水道事業、烏山水道事業の経営統合を行い、経営の安定に努めてまいりました。特に、烏山水道事業におきましては、平成12年度から継続事業といたしまして推進をしてきました石綿セメント管の布設替え工事延長1万2,609メートルが平成17年度までに完了すること。及び老朽化したポンプの更新事業等を進め、水道水の安定供給に努めてまいりました。

下水道関係でございます。生活雑排水を処理するため、浄化槽設置事業(市内全域で128 基を整備見込み)でありますが、さらに農業集落排水事業(興野地区)、特定環境保全公共下 水道事業(東原大金田野倉地区)及び公共下水道事業(烏山市街地区)と各種事業を導入し、 水質環境改善に取り組んでいるところであります。

教育委員会関連の報告を申し上げます。旧南那須町関連でございますけれども、学校教育関係ですこやか条例表彰、メノモニー市における中学生海外派遣事業、情報教育推進事業といたしまして、パソコン、リース、各小学校に配置、外国語教育推進といたしましてALT、民間委託、サタデースクールの推進、小学校6年生、中学校3年生、児童生徒8割参加、150名。つくし幼稚園の預かり保育を平成17年度5月から実施をいたしまして、月平均40名が利用いたしております。

生涯学習関係であります。花づくり運動の推進、国際交流事業といたしまして中国青海省畜 牧獣医学会、幹部が来訪いたしております。生涯学習教室、公民館事業、町民大学、ふれあい 事業、地区公民館整備、4地区、いわゆる自治会公民館への移管整備であります。三箇、志鳥、 南部、鴻野山の地区公民館が自治会公民館に移管をされました。

長者ヶ平発掘調査であります。

さらに芸術文化活動事業でございます。

スポーツ関係が、市民1人1スポーツの推進、体育協会の活性化、総合型地域スポーツクラブの育成推進、体育施設の整備、維持管理であります。

旧鳥山町事業関係であります。学校教育関係は、地域ふれあい事業、学校、地域の特色を生

かした事業を展開いたしました。

奨学資金給与事業、5人に50万円を支給いたしたところでございます。

外国青年招致事業、ALT、小中学校に派遣をいたしました。

登校拒否適応指導教室開催事業といたしまして、これも事業展開をいたしております。

社会教育関連ですが、家庭教育学級の推進、青少年育成関連事業、自治会公民館整備事業、 これは興野地区であります。

文化財調査、団体育成事業、公民館4地区館講座開催等を行っております。

スポーツ振興は町体育協会事業の開催、そしてスポーツ教室開催、体育施設学校開放施設の維持管理、このようなことがなされております。

さらに、統合説明会につきましては、小学校、昨年5月24日から8月27日、旧鳥山地区8回開催をさせていただいております。中学校は境中学校6回を初め外3回、計9回、5月24日から8月18日まで開催をさせていただいております。新市になりましても、合意形成に向けた座談会、説明会等を逐次開催をしております。また、開催をする予定でございますので、統合問題についてもご理解を賜りたいと思います。

さて、今期定例会でございますけれども、平成18年度の那須烏山市一般会計予算外特別会計予算及び水道事業会計予算計9件、そして平成17年度那須烏山市一般会計補正予算外特別会計補正予算及び水道事業会計補正予算について計9件、条例の制定について3件、条例の一部改正について11件、栃木県自治会館管理組合の解散につき外関連議案が計8件、及び那須烏山市曲畑地区にかかる総合整備計画の策定について1件、以上合計41議案を上程をさせていただきます。

何とぞ慎重審議を賜りますよう重ねてお願いを申し上げまして、ごあいさつ並びに行政報告 とさせていただきます。

**○議長(青木一夫君)** 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。事務局長に朗 読いたさせます。

〔事務局長 朗読〕

#### 議事日程

平成18年第2回那須烏山市議会定例会(第1日)

開 議 平成18年3月7日 午前10時

日程 第 1 会議録署名議員の指名について(議長提出)

日程 第 2 会期の決定について(議長提出)

日程 第 3 議案第19号 那須烏山市境財産区議会設置条例の制定について(知事

<del>1</del> □.	Ц	Ц	١
1疋	Ĺ	Ĺ	,

- 日程 第 4 議案第20号 那須烏山市長等の給料の減額に関する条例の制定について (市長提出)
- 日程 第 5 議案第21号 那須烏山市地域振興基金設置及び管理条例の制定について (市長提出)
- 日程 第 6 議案第22号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について(市長提出)
- 日程 第 7 議案第23号 那須烏山市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正に ついて(市長提出)
- 日程 第 8 議案第24号 那須烏山市児童医療費助成条例の一部改正について (市長提出)
- 日程 第 9 議案第25号 那須烏山市ひとり親家庭医療費助成条例の一部改正について(市長提出)
- 日程 第10 議案第26号 那須烏山市保育所設置、管理及び保育料条例の一部改正 について(市長提出)
- 日程 第11 議案第27号 那須烏山市介護保険条例の一部改正について(市長提出)
- 日程 第12 議案第28号 那須烏山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改 正について(市長提出)
- 日程 第13 議案第29号 那須烏山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害 の発生の防止に関する条例の一部改正について(市長提出)
- 日程 第14 議案第30号 那須烏山市水道事業設置及び経営基本条例の一部改正に ついて(市長提出)
- 日程 第15 議案第31号 那須烏山市立幼稚園保育料条例の一部改正について(市 長提出)
- 日程 第16 議案第32号 那須烏山市立学校施設利用及び使用料条例の一部改正に について(市長提出)
- 日程 第17 議案第33号 栃木県自治会館管理組合の解散について(市長提出)
- 日程 第18 議案第34号 栃木県自治会館管理組合の解散に伴う財産処分について (市長提出)
- 日程 第19 議案第35号 栃木県市町村職員退職手当組合の解散について(市長提

出)

			四)
日程	第20	議案第36号	栃木県市町村職員退職手当組合の解散に伴う財産処分に
			ついて (市長提出)
日程	第21	議案第37号	栃木県町村議会議員公務災害補償等組合の解散について
			(市長提出)
日程	第22	議案第38号	栃木県市町村消防災害補償等組合の解散について(市長
			提出)
日程	第23	議案第39号	栃木県市町村消防災害補償等組合の解散に伴う財産処分
			について(市長提出)
日程	第24	議案第40号	栃木県市町村総合事務組合の設立について (市長提出)
日程	第25	議案第41号	那須烏山市曲畑辺地に係る総合整備計画の策定について (市長提出)
日程	第26	議案第10号	平成17年度那須烏山市一般会計補正予算について(市
			長提出)
日程	第27	議案第11号	平成17年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算
			について (市長提出)
日程	第28	議案第12号	平成17年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算に
			ついて(市長提出)
日程	第29	議案第13号	平成17年度那須烏山市老人保健特別会計補正予算につ
			いて(市長提出)
日程	第30	議案第14号	平成17年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算につ
			いて(市長提出)
日程	第31	議案第15号	平成17年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正
			予算について (市長提出)
日程	第32	議案第16号	平成17年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算に
			ついて (市長提出)
日程	第33	議案第17号	平成17年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算
			について (市長提出)
日程	第34	議案第18号	平成17年度那須烏山市水道事業会計補正予算について
			(市長提出)
日程	第35	議案第 1号	平成18年度那須烏山市一般会計予算について(市長提
			出)

日程 第36 議案第 2号 平成18年度那須烏山市国民健康保険特別会計予算につ いて(市長提出) 日程 第37 議案第 3号 平成18年度那須烏山市熊田診療所特別会計予算につい て(市長提出) 日程 第38 議案第 4号 平成18年度那須烏山市老人保健特別会計予算について (市長提出) 日程 第39 議案第 5号 平成18年度那須烏山市介護保険特別会計予算について (市長提出) 日程 第40 議案第 6号 平成18年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計予算 について (市長提出) 日程 第41 議案第 7号 平成18年度那須烏山市下水道事業特別会計予算につい て(市長提出) 日程 第42 議案第 8号 平成18年度那須烏山市簡易水道事業特別会計予算につ いて (市長提出) 日程 第43 議案第 9号 平成18年度那須烏山市水道事業会計予算について(市 長提出) 日程 第44 発議第 1号 市長の専決事項の指定について(議員提出) 日程 第45 付託第 1号 請願書等の付託について (議長提出)

#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(青木一夫君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において指名いたします。会議録署名議員に

9番 大橋 洋一君

以上、朗読を終わります。

10番 佐藤雄次郎君を指名いたします。

#### ◎日程第2 会期の決定について

○議長(青木一夫君) 日程第2 会期の決定ついてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきに送付したとおり本日から3月16日までの 10日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。 [「異議なし」の声あり]

○議長(青木一夫君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から10日間に決定いたしました。なお、会期中の会議の予定については、送付してあります会期日程表により行いますので、よろしくお願い申し上げます。

#### ◎日程第3 議案第19号 那須烏山市境財産区議会設置条例の制定について

**○議長(青木一夫君)** 日程第3 議案第19号 那須烏山市境財産区議会設置条例の制定 についてを議題といたします。

書記に朗読いたさせます。

〔書記 朗読〕

議案第19号

那須烏山市境財産区議会設置条例の制定について

那須烏山市境財産区議会設置条例を別紙のとおり定める。

平成18年3月7日提出

栃木県知事 福田富一

○議長(青木一夫君) 本案について提案理由の説明を求めます。

栃木県総務部市町村課松沼繁樹君。

**〇栃木県市町村課(松沼繁樹君)** 県の市町村課の松沼と申します。

財産区議会の設置条例の制定は、地方自治法の規定によりまして、知事が市町村の議会に提案することになっておりますが、本日は、知事が所用のため出席することができませんので、 私のほうからただいま上程されました議案第19号 那須烏山市境財産区議会設置条例の制定 についてご説明申し上げます。

境財産区は、烏山町及び南那須町の合併協定に基づきまして、合併後も那須烏山市の財産区として存続しております。財産区の議会については条例を根拠として設置されるものでありまして、境財産区の議会は那須烏山市の条例が制定されるまでの間ということで、合併前の烏山町境財産区議会設置条例を那須烏山市の条例として暫定的に施行することによりまして、引き

続き設置されております。

このたび那須烏山市においても、境財産区に議会を設置する必要があるということで、境財産区管理者から知事に対しまして、那須烏山市境財産区議会設置条例の制定を市議会に提案してほしいとの依頼がなされたところであります。

本案につきましては、那須烏山市として境財産区に議会を設置する条例でございますが、現在暫定施行されております条例と基本的に同一の内容の条例でございますので、本則の説明を省略し、附則のみをご説明申し上げます。

議案書の条例案の最後のところでございますが、附則といたしまして施行期日でございますが、この条例は、平成18年4月1日から施行するということでございます。

次に、経過措置でございますが、この条例の施行の際に、現に境財産区の議員である者は、この条例による議会の議員の職にある者とみなし、その任期は平成20年6月10日までとするということで、新たに財産区議会を設置するわけでございますが、議員につきましては、現在の境財産区議会議員を任期満了の日であります平成20年6月10日まで引き続き議員としてするための規定でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のうえ、議決されますようお願い申し上げます。

○議長(青木一夫君) 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(青木一夫君) 質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(青木一夫君) 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(青木一夫君) 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(青木一夫君) 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(青木一夫君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(青木一夫君) ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第3 議案第19号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(青木一夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第19号については、原案のとおり可決いたしました。

# ◎日程第4 議案第20号 那須烏山市長等の給料の減額に関する条例の制定について

○議長(青木一夫君) 日程第4 議案第20号 那須烏山市長等の給料の減額に関する条例の制定についてを議題といたします。

朗読いたさせます。

〔書記 朗読〕

議案第20号

那須烏山市長等の給料の減額に関する条例の制定について

那須烏山市長等の給料の減額に関する条例を別紙のとおり定める。

平成18年3月7日提出

那須烏山市長 大 谷 範 雄

○議長(青木一夫君) 本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

#### [市長 大谷範雄君 登壇]

**〇市長(大谷範雄君)** ただいま上程となりました議案第20号につきまして、提案理由の 説明を申し上げます。

長期経済の低迷から、ようやく日本経済は脱却しつつあると言われておりますが、地方税の 伸び悩み、国の一方的ともとれる地方交付税の削減等によりまして、私ども市町村を取り巻く 地方財政状況は依然として危機的状況にございます。加えて増大、多様化する市民ニーズにこ たえつつ、まちづくりを進めるためには、市民の理解と協力を得、市民と協働しながら、限られた財源を効率的、選択的に使用することが必要であると考えております。

今般、これらを勘案いたしまして、那須烏山市長等の給料の減額に関する条例を上程した次 第でございます。

那須烏山市の最高責任者といたしまして、また、指導者といたしまして、みずから逼迫する 財政状況の改善及び行政改革をさらに加速させるための一つの策といたしまして、市長以下特 別職の給料を、市長にありましては100分の5を、助役、収入にあっては100分の3を、 教育長にあっては100分の2を私の市長としての任期であります平成21年11月5日までの期間に限り減額するものでございます。

何とぞ慎重審議をいただきまして、可決、ご決定賜りますようにお願いを申し上げまして、 提案理由の説明といたします。

○議長(青木一夫君) 次に担当部長の補足説明を求めます。
総務部長大森 勝君。

○総務部長(大森 勝君) 議案第20号について補足説明をさせていただきます。

4 役の給料等の減額の条例化等につきましては、今回提案しております新条例の制定をする 方法、あるいは既に設置されております那須烏山市長等給料及び旅費条例の一部改正の二通り の考え方があるかと思います。

今回は、新条例の制定により4役の給料を減額いたしたものでございます。制定の内容につきましては、市長提案理由のとおりでありまして、4役の給料を5%から2%を減額し、支給をすることになります。なお、6月、12月期に支給されます期末手当及び退職手当の支給については、第2条、第3条に明文化いたしてありますように従前の額、すなわち改正前の額により支給することといたしたものでございます。この条例による影響額は4役の削減額というふうに申し上げたほうがよろしいかもしれませんけれども、101万2,800円となります。以上でございます。

〇議長(青木一夫君) 以上で提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

28番滝田志孝君。

**〇28番(滝田志孝君)** ただいま上程中の議案第20号 給料の減額の話なんですが、失 礼かもしれませんが、格好がいいと思うんですね。でも、100万円ぐらい下げて、さあ何に なるんだろう。やり方によってはもっともっと削減できることがあるのかなと、それが一つで すね。

もう一つは、やっぱり下げるということは4役の方はいいんですよ。職員も若干士気にかか

わる可能性があるのではないかという心配もしているところなんです。ということは、どうしたってこういう時代ですから、ほかでも下げる。そうすると、4役さんは納得しているかもしれませんが、職員も我々も上がらないんじゃないか。早く言えばしりつぼみになる可能性がある、士気にかかわる。そういう心配もしているのが現実であります。そのところはどういうふうに考えているかお伺いするものであります。

〇議長(青木一夫君) 市長大谷範雄君。

**〇市長(大谷範雄君)** 先ほど削減額につきましては100万円ということで、総務部長から説明させていただきましたけれども、年間100万円、やは94年間、400万円強というような額になります。確かに年間100万円、しかし私はたかが100万円かもしれませんが、されど100万円。こういう認識を持っております。

したがいまして職員の士気等のお尋ねもございましたけれども、やはりこれは行財政改革の中で私どもも率先垂範、そのような行政改革の先頭に立ってやるというスタンスをぜひご理解をいただきたいと思っております。士気につながるようなことはないと私は信じておりますけれども、その辺のところはやはりこの行政改革、こういった時代の潮流の中で、私どもも切磋琢磨をしながら職員も士気高揚に励んでいただきたいと考えております。

以上です。

〇議長(青木一夫君) 28番滝田志孝君。

**○28番(滝田志孝君)** それでは、そういう考え方はそれでいいとしましても、あと責任 の問題ですよね。要は、市長、首長さんは何かあれば自分で責任をとるんですよと、そうです よね。当然最高責任者ですから、何かあった場合は責任をとるのは当然かなと。そういう中で あともう一つは、教育長もそうですよね。何かあれば当然責任をとる。そういう方々はやっぱ りそれ相当な報酬をもらうのがいいのかなと。

やっぱり責任の分担、責任の割合が多いところは多いなりにその金額をもらってもいいと思うし、責任の薄いところというのはないんですが、民間感覚でいうとそうだと思うんですね。特に大変言い方が悪いんですが、最初私も議員になったときに、4役、給料そんなに高くないんですよね。市会議員と比較したとしても、教育長あたりはほんとうにとんとんぐらいの話ですから、1議員と責任ある人が同じ金額ではいかがなものかなと、余り変わらないというのはいかがなものかなと思っているんですね。やはり責任をとる人はとるような形で、それなりのものがないと寂しいかなと思っていますので、どうぞ検討してもらいたいと思っています。

〇議長(青木一夫君) 市長大谷範雄君。

**〇市長(大谷範雄君)** 確かにこの合併協議会の中での市長等の給料にかかわる小委員会を 設けさせていただきました。民間の委員からなる方から慎重に審議をいただいた中で、やはり 財政力指数に勘案いたしまして、もちろん隣接町、県内の首長外4役の給料も当然この資料に載っていろいろと議論をしていただいた経緯がございます。そういたしますと、やはり確かに今の那須烏山市長等以下の給料等を見ますと、これは県内の町よりも低い場合もございます。確かに市の中では最低の市長でございますが、私はやはりそれなりにそういう合併協議会、委員の回答を真摯に受けとめさせていただきまして、さらに今の那須烏山市の財政状況なりあるいはそういった財政力指数を勘案すると、私は旧南那須町の給料等に戻したいという意思があったものですから、そのようなことになりました。

しかし、給料の額が多い少ないということではなくて、今課せられた那須烏山市の財政建て直し、財政再建については少しでも役に立てればというようなことでございますので、そういった仕事、意識、そういったことに低下をすることなく励んでいきたいと思いますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

- 〇議長(青木一夫君) 28番滝田志孝君。
- **〇28番(滝田志孝君)** 今、市長の話を聞いて安心したんですが、どうぞ報酬分以上の働きをすれば何も問題はないと思っていますので、どうぞこれからも頑張っていただきたいと思っています。

終わります。

- ○議長(青木一夫君) 35番平塚英教君。
- **○35番(平塚英教君)** 議案第20号ですけれども、市長等給料の減額に関する条例制定でございますが、これにつきましては、今、市長のほうから提案理由がございましたように、行政改革ということで、それを進める責任者としてこういうことで進めるんだということでございます。行政改革という点につきましては、意気込みは十分理解できるんですけれども、残念ながら、国のほうでは三位一体の改革と称しながら、交付税や必要な補助金を削るという中で、全国では自殺するような市町村長まで出るような状況で、財政運営に非常に大きな問題になっているというふうに思われます。

そういう中で、特に国においては公務員改革ということでやられておりますが、地方公務員の給料に関しても平均で4.8%減というような内容だと聞いておりますが、しかし、大都市に住む公務員と地方に住む公務員では物価高が違うので、傾斜配分するということなので、本市においては一般職員平均で7%減になるのではないかというふうに言われております。そういう意味では、一般職員が7%減なのに、市長4役が5%、3%、2%でいいのかなというふうに私は思うんです。これは職員のところがどうなるかわかりませんので、そういう意味では一般の職員の給与削減については、国のほうでそういう枠をはめてしまうわけですから、その分交付税で来ないわけですから、決して行革といって市民のためにならないんですよね。

そういう意味で、職員の場合には期末手当や退職金にも連動するということで、大きな問題になるというふうに私は思うんですが、そういう中で、私はどちらかといえば職員も議員も特別職もということで同じようにしたほうがいいのかなというふうに思っているんですけれども、その辺、総合的にはどんなふうに考えているのか、お考えを聞かせていただきたいと思います。

#### 〇議長(青木一夫君) 市長大谷範雄君。

○市長(大谷範雄君) 特別職の給料、そして職員等の給料についても今言及をされたというふうに理解をいたしますが、確かにこのような公務員制度改革の中で、職員の給料引き下げというようなことも人事院勧告で指導はあることは確かでございます。したがいまして、具体的にはこれも議会に提案をしなければならない事案になることと思いますが、詳細はその場で議論することにいたしまして、私は特別職等の給料につきましては、一番低い教育長との関連でございまして、先ほど滝田議員からもお話がありました教育長の給料を、今筆頭と言われる部長給の給料よりもやはり少しは高くなければおかしいだろう。やはり責任のとりぐあいもそういうことになるだろうというふうなことから、そのようなことを配慮いたしまして2%という枠を設定をしたわけでございます。

したがって、教育長の給料はお調べになればわかるんですけれども、どの部長よりも若干高くなっている。そういうことで設定をさせていただいた。そういうようなところから、私の給料は5%ということでございますから、助役、収入役は3%ということでございまして、近隣のさくら市は、これで見ますと首長が90万円でございますし、矢板は89万円ということでございます。そういうことから比較いたしましても、財政力指数から察すればこれもやむなしなのかなというような理解をいたします。

ですから、私は特別職も職員も痛み分けということは表現としては不適切かもしれないけれ ども、やはり私は人事院勧告を尊重する形でもって、今後この給与体系は構築をしていかなけ ればならないのかなと思っております。

ただし、臨時議会でもお話をいたしましたように、職員の給与の格差がございます。というのは、烏山町と南那須町との格差がございます。今、子細に一人一人の検証を行っております。そのようなことから、給与の格差是正、これは織りまぜて並行してやってまいります。ですから、そのようなことを含めまして、これも計画的にやっていかなきゃならないことなんですが、でき得れば2年、3年の中に是正を行って行きたいと考えておりまして、それと人事院勧告のあり方を織りまぜてやっていくということでございます。

そのようなことから、ぜひこの給与制度につきましては、職員にあっては人事院勧告制度を 尊重する形で進めていきたいというような考え方を基本的に持っておりますことも重ねて申し 上げまして、答弁とさせていただきたいと思います。 ○議長(青木一夫君) 35番平塚英教君。

○35番(平塚英教君) まだ職員関係については出てきておりませんので、市長の公約の一番太い柱である行政改革というものをみずから体現するために、減額という提案をされたんだと思うので、それについてはわかるんですが、後で職員給与が例えば7%下がった場合に、それは期末手当や退職金に連動するんですよと。4役の皆さんは5%以下で、なおかつ期末手当や退職金には連動しないんですよということが先ほども議員のほうから出ましたが、士気の低下につながらないかなというふうに私は懸念をしますので、もしそういうことになった場合にはさらに均衡を保つような考え方を持つのか持たないのか、その辺だけお聞きしたいと思います。

〇議長(青木一夫君) 市長大谷範雄君。

○市長(大谷範雄君) 職員の士気等についてのお尋ねでございますが、私はこういった時代の潮流のこともぜひご理解をいただきまして、平成18年度からは人事評価制度も導入させていただくことにいたしております。そのような中で少数精鋭主義をこれからもとっていきたい。こういった基本的な理念を持っておりますので、そのようなことから職員の士気につながらないような、しかも策をとってまいりたいと思っております。なお、先ほど具体的に7%云々ということがございましたけれども、このことにつきましては、予定をいたします今後の上程の時期に大いに議論をさせていただきたいと思います。

**○議長(青木一夫君)** ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長(青木一夫君)** 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

O議長(青木一夫君) 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」の声あり]

**〇議長(青木一夫君)** 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」の声あり]

**〇議長(青木一夫君)** ほかに討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

**〇議長(青木一夫君)** ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第4 議案第20号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(青木一夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第20号については、原案のとおり可決いたしました。

# ◎日程第5 議案第21号 那須烏山市地域振興基金設置及び管理条例 の制定について

○議長(青木一夫君) 日程第5 議案第21号 那須烏山市地域振興基金設置及び管理条例の制定についてを議題といたします。

書記に朗読いたさせます。

〔書記 朗読〕

議案第21号

那須烏山市地域振興基金設置及び管理条例の制定について

那須烏山市地域振興基金設置及び管理条例を別紙のとおり定める。

平成18年3月7日提出

那須烏山市長 大 谷 範 雄

○議長(青木一夫君) 本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

#### 〔市長 大谷範雄君 登壇〕

**〇市長(大谷範雄君)** ただいま上程となりました議案第21号につきまして、提案理由の 説明を申し上げます。

本件は、市町村の合併の特例に関する法律第11条の2第1項並びに地方自治法第241条第1項の規定に基づきまして、地域住民の連帯の強化と一体感の醸成のための各種事業の積極的な展開を図ることを目的として、那須烏山市地域振興基金を造成するにあたり、同基金の設置及び管理に関し条例を制定するものでございます。

基金の運用につきましては、地方自治法の規定に基づき確実かつ効率的に運用しなければなりませんが、現行の金融機関の預金利率は極めて低利であるために、先進事例等を参考としながら、国債の購入等による運用も検討してまいりたいと考えております。

詳細につきましては、総務部長から説明申し上げますので、何とぞ慎重審議のうえ、可決、 ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

〇議長(青木一夫君) 次に担当部長の補足説明を求めます。

総務部長大森 勝君。

〇総務部長(大森 勝君) 命により、議案第21号 那須烏山市地域振興基金設置及び管理条例の制定についてご説明を申し上げます。

市長提案理由にもありましたように、市町村の合併の特例に関する法律第11条、すなわち特例法第11条は合併市町村の地方債特例を定めた条文でございまして、地域住民の連携、地域の振興のために基金を設置いたした場合は、地方債をもって基金の財源とすることができるとされております。また、地方交付税で元利償還金の70%が算入されるという有利な起債であることから、今回起債借入れ額12億7,300万円、一般財源6,700万円、トータルで13億4,000万円の基金を設置をいたすものでございます。

この基金設置条例につきましては、財政調整基金等々の基本的には同じであることから、主な条文についてご説明をいたしますので、2枚目をお開きいただきたいと思います。

第1条につきましては、地方自治法の定めにより、基金の設置及び管理、処分に関し必要な 事項を条例により定めることといたしたものでございます。

第2条につきましては、市民の連携の強化と地域の振興の財源に充てるという条文にしてございまして、これをもう少し具体的に申し上げますと、イベントの開催、伝統文化の伝承事業の実施、コミュニティ活動の助成実施、自治会活動への助成、商店街の活性化対策事業等、どちらかというとソフト面に使用することといたしたものでございます。

第4条は、基金の管理について定めたものでありますが、この基金につきましては、基本的には利子運用型として運用するということから、市長提案理由にもありましたように、市中金利よりも高利率である国債の運用、そういうものを検討しながら、利子を得て運用を図ってまいりたいというように考えております。

以上です。

○議長(青木一夫君) 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

4番髙津戸 茂君。

○4番(高津戸 茂君) 今の説明も含めて、これ自身は合併特例債の基金という形なんで

すが、私はさっき財政調整基金との関係で使い方がどうなるのかなというふうに感じていたんです。財政調整基金というのは毎年取り崩していって、随分なくなってきて、これは一般会計に織り込んで何とか予算をならせているところなんですけれども、この基金の説明から見ますと、ソフト面、イベントの開催とか何か言っていましたけれども、やはりこれは元金を使うのではなくて利率を中心にしたものを運用していくというのが基本だと思うんですが、財政調整基金、先ほどのがなくなった場合は、こちらの合併特例債基金からも何らかの一般会計の事業に回すとか、そういうことがあるのかどうか。あと利率を利用するにしても、今の時代、利率はとてもじゃないがないに近いですよね。本当にただきちんとして保管していくような形にしかならないのではないかというような感じがしてしようがないんですが、その辺、これから先の話ですけれども、お教えいただければというふうに思っています。

〇議長(青木一夫君) 総務部長大森 勝君。

○総務部長(大森 勝君) 合併の基金につきましては、先ほど申し上げましたように、基本的には利子運用型で運用を図ってまいりたいというふうに考えております。少なくとも10年ぐらいは国債等を利用して利子運用型で行ってまいりたいと考えております。しかし、非常の事態等も想定できることから、条例第6条のところに繰り替え運用、また第8条で処分ということで位置づけをしてございます。処分につきましては、第2条の目的ということで書いてございまして、利子等が少なくなった場合についてはそれも処分ができますということで、弾力的な条例化をさせていただいているところでございます。

利率関係等につきましては、ご指摘のように市中金利は非常に安うございまして、利子運用型とすれば預金だけでは当然運用ができないということが出てまいります。現在の国債等の状況等を見てみますと、国債には2年、5年、10年、20年、30年という国債があるそうでございます。その中で発行等の利率を見てみますと、最近の2年債につきましては約0.3%ということになります。5年債については1%の利率、あと10年債については最近一番近い発行では、平成18年の2月に発行されたものですけれども1.6%の利率が確保できるということになりますので、利子運用型からすれば国債の運用というような方法論があるのかなというふうに思っておりまして、先ほど市長の提案理由にもありましたように、国債を基本的には検討を加えていくということで現在考えております。

以上です。

〇議長(青木一夫君) 4番髙津戸 茂君。

**〇4番(高津戸 茂君)** 合併特例債の基金の本来の目的は、合併して交付税の優遇措置、合併のあめと言われるものは10年で切れてしまうんです。10年以降は大変厳しい財政になるはずなんです。そうすると、この基金はどちらかというと、その後に活用すべき財源のはず

なんです。先ほど出ました6条か8条で、場合によっては取り崩して使えるよという内容になっているわけです。しかし、本来の財政調整基金というものがもう底をついてきていた場合、この条例から言って次、これに手をつけてしまう危険性は私はあると思っております、時代とともに。

そうなった場合には、本来の目的である10年先に使うお金を先に使ってしまうという危険性もありますので、ぜひ国債を買うなら10年で買って、10年後の利率だけもらって、これを管理しておく。合併特例債のあめがなくなった時点には、この基金だけは残っていたよというぐらいの運用をしていただければということをお願いして、終わりにします。

〇議長(青木一夫君) 市長大谷範雄君。

○市長(大谷範雄君) 高津戸議員が言われるのはまさに正論でありますし、私もそのような考え方でこの基金の利子運用を図ってまいりたいと考えております。先ほど総務部長から具体的に国債という話をいたしましたけれども、10年ものですと年間約2,000万円強の利ざやが収入として一般財源に入ることになります。といたしますと、これが定率であるならば10年間2億円ということになります。そのような基金原資に手をつけない財政運営が一番肝要である。このようなことから、利ざや運用に徹してまいるよう十分配慮しながら運営をしてまいりたいと考えております。

以上です。

- **○議長(青木一夫君)** 17番中山五男君。
- **〇17番(中山五男君)** 3条を見ますと、基金として積み立てる額は毎年度予算で定めるとなっております。先ほどの部長の説明によりますと、今年度は13億4,000万円ほどを見込んでいるそうでありますが、これは来年も再来年もこの積み増しすることができるのか。将来いかほどの額にまで積み増しを考えているのか。この点についてお伺いします。
- 〇議長(青木一夫君) 総務部長大森 勝君。
- ○総務部長(大森 勝君) 積み立てにつきましては、先ほどご説明いたしましたように、 利子運用型ということで運用させていただきますので、利子をすべて使った場合については、 歳出のほうで使用関係にすべて充当をされてまいるというふうに思っております。しかし、そ れでも残るような場合につきましては、積み立てという措置をさせていただくということにな りますので、将来にわたってこの基金については増加をさせていくという基本的な考え方はご ざいません。

以上です。

- **〇17番(中山五男君)** 了解しました。
- **○議長(青木一夫君)** ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(青木一夫君) 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**〇議長(青木一夫君)** 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(青木一夫君) 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」の声あり]

**○議長(青木一夫君)** ほかに討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(青木一夫君) ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第5 議案第21号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(青木一夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第21号については、原案のとおり可決いたしました。 ここで休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時16分

**〇議長(青木一夫君)** 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

# ◎日程第6 議案第22号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償 に関する条例の一部改正について

○議長(青木一夫君) 日程第6 議案第22号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及 び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

書記に朗読いたさせます。

〔書記 朗読〕

#### 議案第22号

那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別 紙のとおり定める。

平成18年3月7日提出

那須烏山市長 大 谷 範 雄

○議長(青木一夫君) 本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

#### 〔市長 大谷範雄君 登壇〕

**〇市長(大谷範雄君)** ただいま上程となりました議案第22号につきまして、提案理由の 説明を申し上げます。

本案が、市が行っております事務の中に、慣例・前例踏襲型でややもすると時代の流れに沿わない内容の事務、あるいは不適切な事務とも限らないことを慣例・前例踏襲の中で、善意に気づくこともなく進められていることが多分にあると思料しております。新市が誕生し、これから新市にふさわしい事務を進めるために、これまでの旧態の事務を洗い出し、必要な改善策を講じることが、さらに行財政改革を進める上で必要不可欠なものと考えております。

このようなことから、さらなる行財政改革のための一助として、外部の識見者を市長の行財政改革提言委員として配置をし、提言をもとに常に研究、検討を加えつつ、必要な事務の改革、改善を行い、公平公正で信頼度の高い本市の行政運営の確立を図るため、行財政改革提言委員の設置について提案するものであります。

詳細につきましては、総務部長に説明をさせますので、何とぞ慎重審議をいただきまして可 決、ご決定賜りますようにお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(青木一夫君) 担当部長の補足説明を求めます。

総務部長大森 勝君。

〇総務部長(大森 勝君) 議案第22号についてご説明申し上げます。

ただいま市長から行財政改革提言委員の設置の目的、趣旨についてご説明をされたところで ございます。この行財政改革提言委員を非常勤特別職として位置づけ、月額1万円を支給する ことといたしたものでございます。この提言委員につきましては、本日議会で議決をいただければ、お知らせ版により2名公募を行い、平成18年4月1日付けで委嘱、任期1年としてまいりたいというふうに思っております。

提言の方法等につきましては、文書または口頭により市長に直接提言及び情報の提供を行う こととし、その対応につきましては部課長会議、庁議等に付議し対応策を講じてまいることと いたしたいと思っております。

以上です。

**〇議長(青木一夫君)** 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

35番平塚英教君。

○35番(平塚英教君) 議案第22号の非常勤の関係でございますが、行財政改革提言委員ということでございます。過日、全員協議会がございまして、そこで説明を受けたんですけれども、その際にも私のほうで申し上げましたように、行財政改革というのは一、二の方々で進められるものではないということなんです。この提言委員をつくることに異議があるとかそういうことではないんですが、どうも考え方が、一部の方々でトップダウン方式で勝手に決めたことを部課長会議で決定し、それを施行するというふうなことをやりますと、大きく間違って進むような行財政運営をされかねないという懸念を持ちます。

やはり、議会とかそういう各種の審議会とか、市長が提案しておりますようにまちづくり委員会とか、まちづくり委員会の定員がどのぐらいのものだかわかりませんが、市民各界、各層、各種団体の代表や学識経験者に参加いただくということになりますと、数十名のものかなというふうに思われますが、そういうところから提言をいただいたほうが総合的で、なおかつ市民全体の意向がわかるかなというふうに思われます。

市民の意見を聞いてプランをつくり、そして市民参加で行政改革は実行すべきではないかというふうに私はかねがね思っておりますし、全国的にも自立を目指すまちづくりを進めている市町村では、そのような市民参加、そして職員参加でプランをつくって、各公民館でそういうようなプランについての住民説明会等を行いながら、それを議会で決定し、市民参加、全職員参加で行政改革を進めているというのが実態であるというふうに私は思います。

そういう意味で、一番懸念するのは2人しかいないという、各町1人ずつというようなことですが、公募に基づく募集をかけるということですが、政治的にも心情的にもいろいろな意味で、1人ずつしか選ばないということになりますと非常に偏るのではないか。そういう偏ったような方にご提言をいただいて部課長会議で決定し、それを施行されますと、それぞれ行政改革についての考え方や持ち味というのは、市民全体の中でも1つの事業についても必要なのか

どうかというのは意見の分かれるところですから、それを本当にそれぞれの旧町の代表一、二名ということで提言をいただいて、それを部課長会議で決定し、施行されるということになりますと、大きく偏るということを懸念します。その辺についてどのようなお考えなのか、もう一度ご説明をお願いしたいと思います。

〇議長(青木一夫君) 市長大谷範雄君。

○市長(大谷範雄君) 平塚議員からいろいろいただきました 2 人では偏り過ぎないかという意見とか、行財政改革全般にわたりまして異議のあるものをいただきまして、基本的には私もそのようなことについてはまさに同感でございまして、行財政改革は私は以前に申し上げておりますように、攻めの行革、そして守りの行革、その二通りがあろうと思っております。したがって、行財政改革もいわゆる首長のトップダウン方式の行革もあります。しかし、まちおこしと称する住民参加型、そういったことは攻めの行革になりますので、そういったことについては、自立ができる住民本位の、住民参加型の行革をすべきだと考えております。

したがいまして、この行政改革提言委員は先ほど申し上げましたように、いわゆる前例踏襲型あるいは条例、法律とか規則等が、果たして今の那須烏山市の規則あるいは条例等に合っているかどうか。そういったところも、今までの経過を見る中でやはりいろいろとあるわけであります。したがいまして、そういったところで、法に違反することはやっていないつもりでございますけれども、どうしても抜け落ちている部分がございますので、そういったところを市長のシンクタンクといたしましてフォローしていただく。

まちづくりは当然市民全員でやります。やはり市民の目線でやります。それには間違いないところでございますが、こういった一つの法令的な決まり事的なことについての欠損部分、そういったところを修正をする、あるいは変更する、そういったところをご提言をいただくということでございまして、このご提言が即すべての条文化につながるかということではございません。参考にさせていただいて、この行政改革に資するということを基本的に考えておりますので、あくまでも提言委員という範疇でございますので、そのところはよくご理解をいただきたいと思います。

〇議長(青木一夫君) 35番平塚英教君。

○35番(平塚英教君) あくまでも提言委員ということだというふうにお聞きしました。 それで、先ほどの質疑の中でご答弁いただけなかったのは、政治的、思想心情的に偏らない人 選をどう進めるか。応募者が1人しかいなかった場合に、街宣車を毎日繰り出すような方にそ ういうのになられますと、なかなか大変になるのかなと思うので、その辺、公平な採用、公募 ですからその人しかいなければ、その人しか選べないんですから、それは権利があるんですか ら、それは全く漫画じゃないですよ。そういうことで、公正な、まさに学識経験者としてふさ わしい人選をどう進めるかという考え方をお聞きしたいと思います。

〇議長(青木一夫君) 市長大谷範雄君。

**○市長(大谷範雄君)** 政治的な、そして偏らない公平公正な市民による提言者ということは当然でございますので、もちろん公募を原則とさせていただきますが、その中で私は何らかの試験制度を入れまして、そのような中で選任をさせていただきたいと考えております。

〇議長(青木一夫君) 22番樋山隆四郎君。

**〇22番(樋山隆四郎君)** 私は、行革委員というものを考えるときに、市長はなぜ内部で 改革ができないのか。なぜ外部からこういう人を招聘し、意見を聞かなくてはならないのか。 私はこの1点をお伺いしたい。

〇議長(青木一夫君) 市長大谷範雄君。

**〇市長(大谷範雄君)** 先ほど平塚議員にもお答えしたとおりでございますが、やはり私はトップダウンでやる行革と市民参加型の行革、2つ織りまぜてやりたい。こういった話をさせていただきました。もちろん行革の内部でも、私以下助役以下やれることをやっていくことは当然であります。さらに、そういった中で、有識者あるいは識者と言われる方の意見も織りまぜてやっていきたい。これはトップダウン方式であっても住民参加型の行革になるというようなことを考えております。

以上です。

〇議長(青木一夫君) 22番樋山隆四郎君。

**○22番(樋山隆四郎君)** 市長は住民参加とこういうことを言いますが、先ほどの中で立法とか前例とか法令の欠陥部分、こういうものがわかる人が市民の中に何人いるのか。皆さんはプロでしょう。プロにどこかの素人か何かわからないけれども、それを乗り越えられる人が市民の中にいるのか。こういう問題を含めると、たった2名ぐらいの人間をブレーンにしても、それはもう相当な見識のある人でなければ、意見は言えないです。

それとまちづくり、まちづくりと言いますが、まちづくりの中の一般市民を私は軽視するわけではありませんが、ある部分の一つの提案、こういうふうに書いてください、こういうふうにやりましょうと提案ができるそういう部門があれば、私はただ一つ日本で知っているのは三鷹市です。これは行政に対するすべてのものをやりました。それには学者、有識者、すべての人が入って何百人という人がやって、一つのものをつくるわけであります。この小さい町であっても、市であっても、それだけのものをつくらなければ、まちづくりと言ってもその原案は市当局がつくったものを提案するだけ。こういう結果になりかねないわけであります。

ですから、2名ぐらいの有識者を市長のそばにおいて、果たしてこの言動あるいは意見が本当に市民に対してどれだけの効果があるのか。こういうことを考えると、私はただ1万円じゃ

なくて、金額の問題じゃありません。あるいはただでもいいわけです。100万円払ってもいいわけであります。なぜならば、それが市にとって必要なものであれば、それだけの価値のあるものであれば、1万円なんて微々たるものじゃなくて100万円でも200万円でも結構だ。こういうふうに考えるわけでありますが、市長はどういうふうな考えでしょうか。

〇議長(青木一夫君) 市長大谷範雄君。

**○市長(大谷範雄君)** 文字通りまちづくりというものは、私は市民参加型の住民協働でやる考えを従来から示しておりまして、その中でまちづくり委員会あるいは産官学協定を含む産学官によりますまちづくり、まちおこし、そういったところを既に提言をさせていただいております。このまちづくり委員会等については、こういった中でいろいろな他分野にわたって、平成18年度に市民から公募したいと考えておりまして、そのような情勢もできつつあるということもご理解をいただきたい。

また、提言委員につきましては、このまちづくり委員会の大きくはその一環となるかもしれませんが、先ほど申し上げましたとおり、私どもは確かに行政のプロであります。プロでありますから、そういったところで今までの条例や規則は間違いないと思いますが、ややもすると前例踏襲型あるいは今の社会環境にそぐわないといったこともあるかもしれません。したがいまして、そのようなことから、このことにつきましては、行政改革全般というよりむしろそういう法令あるいはそういった規則事、そういったものの欠陥を埋めるべく意見提言を聞く制度だということをぜひご理解をいただきたいと思っております。

〇議長(青木一夫君) 22番樋山隆四郎君。

**○22番(樋山隆四郎君)** 私はこの行革に関しては外部から頼ったって、外部はそれほどわからないんですよ、行政の内容に関しては。ですから、私は、こういう問題に関してはみずから職員が行革に関する意欲を持った、それは若い職員でも結構です。あるいはそのベテランでも結構です。逆にこういう人間を集めるよ、内部から集めて募って自分たちでこれをどういうふうにしようか。実際にやっている今この行政が、どの部分とどの部分を改正しなければならないというのは、だれが一番知っているかというと、これは職員なのであります。

しかし、その職員のやる気を抑えているのが権力を持った人、権限を持った人がこのやる気を抑えている。だから私は内部から改革するのが一番早い。そして一番市民に対する期待にこたえられる行革である。これを行革、行革と言いながら、外部からどうしよう、皆さんの意見をこうしよう、聞いてこうしよう、ああしようと言ったって、いつになったって意見は出てこない。まず行政の内部を知らないというのが市民です。ですから、内部をよく知っている人が改革をする。これが一つの改革に対する内部改革が一番いいんだ。外部からの改革だったら革命になる。だから、内部からやったほうが一番いいんだと私はそう考えます。

〇議長(青木一夫君) 市長大谷範雄君。

○市長(大谷範雄君) 内部の職員の意識改革は当然のことでございます。したがいまして、この職員の意識改革によりまして、これは100%人事評価がそういったことにつながると思いませんが、合併後意識の改革のいろいろな場面でやっていく、やってきた。こういうことでございますから、まだまだそういったその推進については足りないことは承知をいたしておりますが、これからもその意識改革については十分に努力を傾注していきたいと思っております。さらに、外部からの意見というものは、私はやはり行政の職員以外に、民間のあるいは民間

経営者あるいは民間のそういった民間から見た企業にいた、あるいはそういった大手の組織の中にいたすばらしい方が3万2千人の市民の中にはいるはずでございます。そういった民間の経営をやってこられた方も十分いるわけでございますから、そういった意見を聞くことは、この行革に歯どめをかけるというようなことにはならないと思っております。内外ともに私は行革を進めるべきだというふうに思っております。

〇議長(青木一夫君) 18番郡司昭三君。

○18番(郡司昭三君) 今、樋山議員あるいは平塚議員からもいろいろ貴重な意見等が出てまいりました。私も市長がおっしゃっております新市にふさわしい早く融合、融和を図って、一歩でも本当の新しい、しかも活力に満ちた市をつくっていくということが最も大事であろうと賛成をするものでありますが、今、いろいろ申し上げました中で、市長も言いましたような外部の民間のレベルで貴重なあるいは思い切った提言、提案、そういうものが期待されると思っております。

まさしく内部でももちろんそれはいいと思うんですが、私は内部は内部でやはり職員が330名いるわけですから、その中での改善提案とか、これは総務部のほうで職員の中の意識改革の中でそういう改善提案を出させて、それをまとめて内部のほうからもやっていく。これはこの提言とはちょっと違うんですが、そういうようなあらゆる角度からこの時代に対応する行革、行革は一番大事なことでありますから、何でもかんでもやっていかざるを得ないと思うんですが、そういうことと、2名という方につきましては、これはもう少しふやしてもいいのではないかと思っております。

そういうことで、やはり内部、外部、それらに非常に識見のたけた、そして思い切りのいい 人をぜひ選んで、そしてこれからも図っていただきたいということでございますので、市長の ご見解を伺いたいと思います。

〇議長(青木一夫君) 市長大谷範雄君。

**〇市長(大谷範雄君)** 郡司議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今、民間の活力をというようなご提言でございまして、大変ありがたいご提言をいただいて

おります。新市になりましてから、市役所あるいは私、市長あてにたくさんのメールが届いております。これはいずれにいたしましても、大きな行革の流れの中で、このままではやはり財政状況が大変厳しい中でのまちづくりはどうするんだ。そういった一つの責め的な意見提言もいただきます。一方、やはり今のままでは職員の意識が変わらないのではないか。まだまだ職員の削減はできるのではないか。そういった大変厳しい意見もあることは事実であります。

そのようなことから、私は民間経営者あるいはそういった民間の有識者というのはすばらしい意見を持っている方が大変多いわけでございます。その中で当面2人程度を、でき得れば両旧町から1名ずつぐらい有識者を採用させていただいて、前例踏襲型にこだわることのない公平公正なご提言をいただく。こういった一つの一環でこの提言制度を提案したわけでありますので、ご理解を賜りたいと思っております。2名では少ないというご提言でございますが、当面平成18年度は2名以内というようなことで進めさせていただければと思っておりますので、ひとつよろしくご理解いただきたいと思います。

〇議長(青木一夫君) 18番郡司昭三君。

**〇18番(郡司昭三君)** 今、市長の答弁で理解はできますが、どうぞひとつ思い切った、 しかし幅広い意見を聞くということについては、これからの市長の一番の大きな問題あるいは 大変な事項でもございますので、ひとつそういう点については十分執行部あるいは職員間とも 意思の疎通を図りながら、施策を講じながらやっていっていただきたいということをご提言を 申し上げて、終わります。

〇議長(青木一夫君) 10番佐藤雄次郎君。

**〇10番(佐藤雄次郎君)** ただいまの議案につきましては、設置目的等につきまして市長から説明がございました。内部と外部という各議員からのお話がございまして、このまちをどうするかという皆さんの前向きな非常に気持ちの入った考え方がございました。

そこで、従来まちで行政企画審議委員会、内部としての職員の意見を調整する、事務の進め 方、または行政のあり方をどうするかという行政企画審議委員会というのがございました。そ れに今の市民参加というのをプラスしていけば、非常に前向きになるのかなと思いますので、 その辺もよく参酌していただいて進めていただければと思いますので、よろしくお願いします。

〇議長(青木一夫君) 市長大谷範雄君。

**○市長(大谷範雄君)** 今、佐藤議員からご提言をいただきました件は、旧町で行企審と言っていた、いわゆる4役、そして課長の会議だと思いますが、重要事項等につきましてはそこに提言をしていろいろ意見を諮る。そのようなことだと思いまして、そのようなことは新市においては今のところ組織はされておりませんけれども、今、私は合併当初ということでございまして、就任以来、毎週月曜日8時半からは4役、部長会議を招集をさせていただいておりま

す。この中で庁議に変わることもございます。

そのようなことから、週に1回は必ず、どんなことがありましても月曜日を中心に集めさせていただいておりますから、そのような中、そして部課長会議も助役をキャップにいたしまして定例会を催させていただいております。さらに、毎日は朝礼と称しまして、私の部屋に私と3役、総務部長、そのようなことも集めさせていただいておりまして、そのようなことは毎日というくらい私は住民の声なり、あるいは行革に関することの打ち合わせ等を行っておりますので、そのようなことでひとつ従来の行企審に変わるものは既に組織をされているという認識でよろしいのかなと思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

〇議長(青木一夫君) 8番平山 進君。

**○8番(平山 進君)** 今話を聞いていますと、内部、外部の話が出ていますけれども、私もサラリーマン時代、これは絶対変えなきゃいかんなというふうに感じたことがあります。企業であってもこういうふうな組織というものはマンネリ化が一番怖いと思うんですね。まして同じ職場の中で働いていて、隣の人の悪さを言えない。これもやっぱり企業であって組織である。やはり市長が言われるように第三者の声、今の進め方がいいのか悪いのか、そういったものを見据えてくれる人が大事だなと思います。

なぜ民間企業が元気がいいのか、元気が出るのかというのは、皆さんご承知のように、そういうふうに利益が出るように仕向けてくれる、よく言われるコンサルタントというんですが、そういった人が、お金を出して半年、1年というふうな形で企業というものは回してくれているんですね。特にトヨタ自動車なんかは自分の関連企業というようなところには、やはりそういうふうな考え方ができて行動できる人間を協力会社に出向させるわけです。そして、悪いところをどんどん変えていって利益が出る体質に変えているというようなものが、これはどこの企業でも同じことをやられていると思います。

先ほど言われたように、1万円、2万円のお金ではない。100万円、200万円払ってもいいんだ。そういうふうなことは確かにありますけれども、できればそのお金はできるだけ使わないで、そういった助言をしてくれる、先ほど言われた3万2,000人の市民の中にはそういうふうな経験を得ている人も確かにいると思います。そういった人の知恵を借りて、やはり名前だけが先行することのないように職員の仕事の格差、サービスの格差、こういったものもあしたからできるわけですから、ひとつそういった面で、今回の市長の提案されておりますものに対しては、私は賛成していきたいと思っております。

以上です。

〇議長(青木一夫君) 市長大谷範雄君。

**〇市長(大谷範雄君)** 民間企業の経験から、平山議員から激励のお言葉をいただきまして

ありがたいと思います。職員の研修も含めた、そして意識改革は、これから十分意を介して図ってまいります。さらに、マンネリ化というようなことをおっしゃいましたけれども、まさにその前例踏襲型慣例、これは一番やはり怖いです。やはりこれは一つの目より二つ、三つの頭、四つの頭、こういったところが私は必要だろうと思っております。ですから、内部、外部いろいろなそういったところから広角的に行革を進めていきたい。このような提言でございますので、ぜひともご理解をいただきたい。お答えとさせていただきます。

〇議長(青木一夫君) 17番中山五男君。

**〇17番(中山五男君)** この委員になるべき者は、相当行財政に精通した者でなければ委員になれないと思います。そういった者については、私は月額1万円では少々安過ぎるのではないかと思うのであります。1万円で初めスタートして、状況に応じて引き上げればいいとは思っておりますが、そこで2点ほどお伺いします。

任期1年間ということだそうですが、ならば、なぜ報酬額は年額にしなかったのか。月額と して切った理由についてお伺いします。

それと、提言の委員会、これは定期的に開催することになるのか。それとも委員から提言の あった都度開催することになるのか。もし1年間提言がなかったとすれば、12万円払いっ放 しにもなるわけですが、この辺についてもお伺いします。

以上です。

- 〇議長(青木一夫君) 市長大谷範雄君。
- **〇市長(大谷範雄君)** 今、中山議員からのご質問にお答えをしたいと思います。

まず、月額、年額につきましては、総務部長のほうからお答えをいたしますが、この開催でございますが、私は基本的には随時発生主義でやりたいなと思っておりまして、ここに選ばれる方はかなりの有識者というふうに期待をいたしておりますので、何も提言をしないで年間12万円をもらいっ放しという資質の方ではないと思っておりますので、そういう意味では随時開催を考えておりまして、一堂に月に一遍定例会というようなことは考えておりません。したがって、週何回でも、あるいは先ほどの部長会議ではありませんけれども、そのようなことになるかもしれませんが、最低でも月一、二回は私は情報交換をさせていただきたいと考えております。

- 〇議長(青木一夫君) 総務部長大森 勝君。
- ○総務部長(大森 勝君) 月額の報酬に決めた理由につきましては、そんな具体的にはないわけですけれども、基本的には年に報酬を2回ないし4回に分けて支払うということから、今回月額というふうにさせていただきました。

以上です。

- 〇17番(中山五男君) 了解しました。
- ○議長(青木一夫君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(青木一夫君) 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

O議長(青木一夫君) 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

22番樋山隆四郎君。

**○22番(樋山隆四郎君)** 私は再三言うようでありますが、たった2名ぐらいの意見を聞いて、この新しい市の運営が果たしてよくいくのか、ここを懸念するわけであります。まして公募であります。先ほど言われたように、2名しかいなければ、不適当であればその公募も採用しないのか。せっかく公募で応募したのに採用にならなかったということになれば、それなりの公募した人間の責任はあるわけであります。こういうことを考えますと、この2名の行革審議提案委員というものをここに出したこと自体が非常に問題であると考えるわけであります。賃金の問題、そういう問題ではないのであります。

私が言うのは、本来ならばこの任務は議会が果たすべきなのであります。我々の議会をどう考えているのか。我々は外部の人間じゃないのか。まして市民から選ばれた我々の意見をまず聞くことが大切であります。それをどういうわけか、行革に対する2名の提案者、そしてそのほかに助役、収入役、4役までそろえてどれだけ駒をそろえなければ、この行革とか市政運営ができないのか。そんな必要はない。私は市長がこうだ、これをやれと、こういうような見識と有識を持たなければ何事も前には進まない。

市長が皆さんから聞きましょう、聞きましょう、こういう態度を何カ月も続けているんだ。 そんな時期じゃない。私はもうみずからが、市長であろうが何であろうが、会社の社長であろうが、すべてこういうものを指令する。その立場にある人間が意見を聞くというだけに集中して、そして物事が進まない。今、そういう時期じゃなくて改革の時期であります。大谷市長のすべての考えを吐露して、そしてそれを吏員である部長、課長、職員に徹底させる。これが私は市長の責務ではないか。今、ここに行革提案者を採用する必要など私は毛頭ないと考えますので、これを反対討論といたします。

○議長(青木一夫君) 次に、賛成討論の発言を許します。

7番舩山栄一君。

**○7番(舩山栄一君)** 先ほどからいろいろありますけれども、私はこういうふうな公募の 方々がいろいろな提言をする。それが一番先のものが動かない、起動する一番のてこになると 思っております。したがいまして、確かに2人という人間は少ないかもしれませんけれども、 これから数人公募を求めたり、そしてこの行革、いずれにしましても選挙で選出されるという ことについては、そこにいろいろな障害や事情が重なってくると、完全なる行政改革はできま せん。だから、私はこの辺については賛成いたします。

以上です。

○議長(青木一夫君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(青木一夫君) ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第6 議案第22号について、原案のとおり可決することに賛成の諸 君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(青木一夫君) 挙手多数と認めます。

よって、議案第22号については、原案のとおり可決いたしました。 休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

**〇議長(青木一夫君)** 休憩前に引き続き会議を開きます。

# ◎日程第7 議案第23号 那須烏山市重度心身障害者医療費助成条例の 一部改正について

○議長(青木一夫君) 日程第7 議案第23号 那須烏山市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正についてを議題といたします。

書記に朗読いたさせます。

〔書記 朗読〕

議案第23号

那須烏山市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について

那須烏山市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成18年3月7日提出

那須烏山市長 大 谷 範 雄

○議長(青木一夫君) 本案について提案理由の説明を求めます。 市長大谷範雄君。

## [市長 大谷範雄君 登壇]

**〇市長(大谷範雄君)** ただいま上程となりました議案第23号につきまして、提案理由の 説明を申し上げます。

重度心身障害者の医療費の一部を助成し、保健の向上に寄与することを目的といたしました 重度心身障害者医療費助成を行っておりますが、障害者自立支援法の制定による施設所在地市 町村の負担増を考慮いたしまして、平成18年4月から医療費助成の取り扱いを国民健康保険 における住所地主義の例により適用する等の制度改正がありますので、これに付随いたしまし て重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、市民福祉部長から説明をさせますので、何とぞ慎重審議をいただきまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(青木一夫君) 次に、担当部長の補足説明を求めます。市民福祉部長雫 正俊君。

〇市民福祉部長(雫 正俊君) 補足説明を申し上げます。

まず、本条例の改正は、栃木県の重度心身障害者医療費助成制度の改正に基づき一部改正をお願いするものであります。本制度は、県単事業で県補助2分の1となっております。最初に第2条第1項第2号中第15条を第12条に改めるのは、児童福祉法の改正に伴い第15条が第12条にずれることによるものであります。

次に、第3条中以下ですが、現在重度心身障害者が病院、施設等に入所、入院し、その施設 所在市町村に住所を有している場合、その医療費は施設の所在市町村の補助対象となっており ます。今回、県の制度が国民健康保健被保険者に限りまして、国民健康保健法第116条の2 の定め、いわゆる住所地特例の適用を受ける人に対しましては、保険者である市町村の補助対 象に改めることとなりました。それに従いまして、同様に改めるものであります。 これらのことによりまして、国民健康保険の保険者である市町村と重度心身障害者医療費補助を行う市町村が同一となります。なお、改正時期は平成18年4月1日以降に受けた保険給付にかかわるものから対象となります。

以上で、補足説明を終わります。

○議長(青木一夫君) 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

35番平塚英教君。

**○35番(平塚英教君)** 議案第23号でございますが、重度心身障害者医療費の助成ということでございます。障害者自立支援法に基づく一部改正ということでございますが、今回の条例に該当される方はおおむね何名ぐらいいると推定されるのか。数字があればお知らせいただきたいと思います。

- ○議長(青木一夫君) 市民福祉部長雫 正俊君。
- 〇市民福祉部長(雫 正俊君) お答えいたします。

現在、一般者で431名、それから老人対象で161名の592名が対象の予定でございます。

以上です。

- 〇35番(平塚英教君) 了解。
- **○議長(青木一夫君)** 17番中山五男君。
- **〇17番(中山五男君)** 今回の改正によりますと、今度は国民健康保険加入者のみとしたようでありますが、そうしますと現在592名だそうでありますが、今回の改正により、助成対象外となる者はおよそ何名ぐらいになるのか。それと、この改正によって市の負担というのは結局どのぐらい減ることになるのか。この2点についてお伺いします。
- **〇議長(青木一夫君)** 市民福祉部長雫 正俊君。
- 〇市民福祉部長(雫 正俊君) 費用につきましてはおおむね約1,000万円ほど増加する予定になっております。国民健康保険法116条の2の住所地特例と申しますのは、例えば国民健康保険の被保険者で、身体障害者福祉法に基づく施設とか、児童福祉法に基づく施設等に入所した場合には、例えば那須烏山市から宇都宮のほうに入所した場合には宇都宮市に住所を移すんですが、その場合は国民健康保険の場合は住所は宇都宮でも那須烏山市で支弁したんです。ですが、重度心身障害者につきましては住所地を移したところでやったんですが、そちらについて、今度は国民健康保険と同じように那須烏山市のほうで補てんするというような制度でございます。
- **○議長(青木一夫君)** 17番中山五男君。

- **〇17番(中山五男君)** そうしますと、人数については変わらないと解してよろしいですか。わかりました。
- **○議長(青木一夫君)** ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(青木一夫君) 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**〇議長(青木一夫君)** 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(青木一夫君) 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(青木一夫君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(青木一夫君) ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第7 議案第23号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

O議長(青木一夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第23号については、原案のとおり可決いたしました。

#### ◎日程第8 議案第24号 那須烏山市児童医療費助成条例の一部改正について

○議長(青木一夫君) 日程第8 議案第24号 那須烏山市児童医療費助成条例の一部改正についてを議題といたします。

書記に朗読いたさせます。

〔書記 朗読〕

議案第24号

那須烏山市児童医療費助成条例の一部改正について

那須鳥山市児童医療費助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成18年3月7日提出

那須烏山市長 大 谷 範 雄

○議長(青木一夫君) 本案について提案理由の説明を求めます。 市長大谷範雄君。

## [市長 大谷範雄君 登壇]

**〇市長(大谷範雄君)** ただいま上程となりました議案第24号につきまして、提案理由の 説明を申し上げます。

児童の疾病の早期発見と治療を促進し、児童の保健向上に寄与することを目的といたしました児童医療費助成を行っておりますが、平成18年4月より、県の乳幼児医療費助成制度が、1といたしまして3歳未満児の保健医療費の一部負担金が償還払いから現物給付方式に変更になったことと、2つ目といたしまして、障害者自立支援法の制定による施設所在地市町村の負担増を考慮いたしまして、医療費助成の取り扱いを国民健康保険における住所地主義の例による等の制度改正がありますので、これに伴いまして、那須烏山市児童医療費助成に関する条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、市民福祉部長から説明をさせますので、何とぞ慎重審議をいただきまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

〇議長(青木一夫君) 次に担当部長の補足説明を求めます。

市民福祉部長雫 正俊君。

〇市民福祉部長(雫 正俊君) 補足説明を申し上げます。

本条例の改正は、重度心身障害者医療費助成条例と同様、栃木県児童医療費助成制度の改正に基づき一部改正をお願いするものであります。本制度は、県単事業で県補助2分の1となっております。最初に名称を児童から子供に改めます。次に、第2条第2項第2号に賦課給付等は控除することを追加、第4号では3歳未満、第5号では3歳以上、第7条では医療機関の定義を追加するものであります。

第3条助成対象者は先ほどの重度心身障害者医療費助成条例と同様、国民健康保険被保険者 について国民健康保険法第116条の2に基づく住所地特例を追加するものであります。 第4条は、3歳未満児の医療費の一部負担金は、医療機関等が直接市に請求する、いわゆる 現物給付取り扱い、つまり患者さんは窓口負担なしということになります。

第5条は、3歳以上からの小学3年生、正確に言いますと9歳に達する以後最初の3月31 日までですが、現行のとおり医療機関の窓口で一部負担金をお支払いいただきまして、後日そ の窓口のほうに補助申請を行うという償還払い方式となります。

第6条は、3歳未満、3歳児以上で一部負担金の補助申請有効期間を定めたものであります。 なお、県制度におきましては、3歳児以上につきましては1医療機関1カ月500円の一部負 担金が導入されることになりますが、本市におきましては少子化対策、子育て支援対策等の一 環といたしまして一部負担金500円は市単独補助とするものであります。施行期日は平成1 8年4月1日以降に受けた保険給付にかかわるものから対象となります。

以上で補足説明を終わります。

○議長(青木一夫君) 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

35番平塚英教君。

○35番(平塚英教君) 議案第24号 児童医療費助成条例の一部改正でございますが、 今回、県の児童医療助成制度で2分の1で、3歳児未満については償還払いから現物支給へ改 正されるということでございます。おおむね現物支給対象児はどのぐらいおられるのか。また、 小学校3年生の対象児は何名ぐらいおられるのか。この現物支給に変わる中で、市の負担はお おむねどのようにふえるのか、その辺についてのご説明をお願いします。

- 〇議長(青木一夫君) 市民福祉部長雫 正俊君。
- 〇市民福祉部長(雫 正俊君) お答えいたします。

3歳児未満は619名です。3歳以上が1,635名です。なお、現在3歳以下も償還払い方式ですが、先進事例等を聞きますと、現物給付方式にしますとおおむね20%から30%は医療費が高騰するというふうに聞いております。現在、3歳児未満はおおむね月額100万円程度の医療費でございます。

**〇議長(青木一夫君)** ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(青木一夫君) 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(青木一夫君) 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(青木一夫君) 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(青木一夫君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(青木一夫君) ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第8 議案第24号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(青木一夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第24号については、原案のとおり可決いたしました。

# ◎日程第9 議案第25号 那須烏山市ひとり親家庭医療費助成条例の 一部改正について

〇議長(青木一夫君) 日程第9 議案第25号 那須烏山市ひとり親家庭医療費助成条例 の一部改正についてを議題といたします。

書記に朗読いたさせます。

〔書記 朗読〕

議案第25号

那須烏山市ひとり親家庭医療費助成条例の一部改正について

那須烏山市ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成18年3月7日提出

那須烏山市長 大 谷 範 雄

○議長(青木一夫君) 提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

#### [市長 大谷範雄君 登壇]

**〇市長(大谷範雄君)** ただいま上程となりました議案第25号につきまして、提案理由の 説明を申し上げます。

ひとり親家庭の親と子に対しまして医療費の助成を行うことによりまして、福祉の増進に寄与することを目的といたしましたひとり親家庭医療費助成を行っておりますが、平成18年4月より、障害者自立支援法の制定による施設所在地市町村の負担増を考慮して、医療費助成の取り扱いを国民健康保険における住所地主義の例を適用するなど、県のひとり親家庭医療費助成制度の改正があり、これに付随いたしまして、那須烏山市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、市民福祉部長から説明をさせますので、何とぞ慎重審議をいただきまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

〇議長(青木一夫君) 担当部長の補足説明を求めます。

市民福祉部長雫 正俊君。

〇市民福祉部長(**雫 正俊君**) 補足説明を申し上げます。

本条例も重度心身障害者医療費助成制度同様、栃木県ひとり親家庭医療費助成制度の改正に 基づきまして一部改正をお願いするものであります。本制度も県単事業で県補助2分の1となっております。最初に、第1条の目的にひとり親家庭を追加いたしました。次に、第2条のひとり親家庭の親と子の定義を第3号として加えました。

第3条助成対象者は重心医療同様、国民健康保険被保険者に限りまして、国民健康保険法 116条の2同様住所地特例を追加するものであります。施行期日も同様に平成18年4月1 日以降に受けた保険給付にかかわるものから対象となります。

以上で補足説明を終わります。

- **〇議長(青木一夫君)** これより質疑を行います。
  - 35番平塚英教君。
- **○35番(平塚英教君)** 議案第25号 ひとり親家庭医療費助成制度でございますが、那 須烏山市における該当家庭数についてはどのぐらいというふうに見ておりますか。ご説明をお 願いします。
- **〇議長(青木一夫君)** 市民福祉部長雫 正俊君。
- **〇市民福祉部長(雫 正俊君)** 受給者証を発行している世帯は244世帯、605人が該当しております。

- 〇35番(平塚英教君) 了解。
- ○議長(青木一夫君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(青木一夫君) 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(青木一夫君) 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(青木一夫君) 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(青木一夫君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

**〇議長(青木一夫君)** ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第9 議案第25号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(青木一夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第25号については、原案のとおり可決いたしました。

# ◎日程第10 議案第26号 那須烏山市保育所設置、管理及び保育料条例 の一部改正について

○議長(青木一夫君) 日程第10 議案第26号那須烏山市保育所設置、管理及び保育料条例の一部改正についてを議題といたします。

書記に朗読いたさせます。

〔書記 朗読〕

議案第26号

那須烏山市保育所設置、管理及び保育料条例の一部改正について

那須鳥山市保育所設置、管理及び保育料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成18年3月7日提出

那須烏山市長 大 谷 範 雄

O議長(青木一夫君) 本案について、提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

## 〔市長 大谷範雄君 登壇〕

**〇市長(大谷範雄君)** ただいま上程となりました議案第26号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

保育の実施は定員の範囲内で行うことが原則とされておりますが、にこにこ保育園においては、現在、定員の120名を超える児童が入園をしておりまして、平成18年度においても定員枠を超える入園希望がございます。

昨年までは受け入れできなかった児童につきましては、市外を含め他の保育園に入所をしていただいたところでございますが、当園では今後も継続をして、現行の定員を超える状況が恒常的に続くものと想定されますことから、希望する保育園への入所を円滑にし、子供を持つ家庭への育児支援を推進するために、児童の定員を150名に改正するものであります。

詳細につきましては、市民福祉部長から説明をさせますので、何とぞ慎重審議をいただきまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(青木一夫君) 次に担当部長の補足説明を求めます。

市民福祉部長雫 正俊君。

〇市民福祉部長(雫 正俊君) 補足説明を申し上げます。

にこにこ保育園は平成14年の開園以来、定員の120名を超える入園申し込みが恒常的に続いていますところから、今回定員の改正をお願いするものであります。厚生労働省の保育所入所円滑化についての通知によりますと、保育の実施は定員の範囲内で行うことが原則とされていますが、定員を超える状況が恒常的に続く場合は、定員の見直しを行うこととされております。また、待機児童がある場合は、当分の間、定員を超えて保育できることとされていますが、ただし、定員を超えて保育を実施できる児童数は、年度当初で認可定員の15%増、年度

途中では25%増の範囲内とされております。

にこにこ保育園は現在厚生労働省の基準を運用しまして、120名に対し152名の児童が入園しております。また、平成18年度入園申し込みは現在157名となっておりますが、現在の定員では年度当初の120名の場合は15%増、138名までしか入園ができず、このため 19名の待機児童が生じまして、市外などの保育園入園を余儀なくされる状況になります。このことから、定員を150名にすることによりまして、4月1日の待機児童がゼロとなりまして、子育て支援、育児支援に大きな役割を果たすことになるところから、今回定員の改正をお願いするものであります。

なお、150名への定員改正の認可申請について、あらかじめ県の担当と協議を事務方で進めていたところですが、厚生労働省の施設基準を充足しているところから、定員を150名に ふやすことで問題ないということで協議は調っていることをつけ加えさせていただきます。

以上で補足説明を終わります。

○議長(青木一夫君) 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

25番菊池俊夫君。

- **〇25番(菊池俊夫君)** この150名に改めることによって、施設は比較的新しいものでありますけれども、環境その他において何か心配になるようなことがないかどうか。類似施設であるつくし幼稚園の現在の定員と入園児童数を参考にお聞かせいただきたいと思います。なお、にこにこ保育園においては今後の職員体制がどんなふうになる予定なのか、お伺いします。
- 〇議長(青木一夫君) 市民福祉部長雫 正俊君。
- ○市民福祉部長(雫 正俊君) 最初のご質問で、定員増になることで何か運営上心配がないかということなんですが、保育所における設備の基準としましては、乳児の場合は幼児1人につき1.65平米とか、また乳児の場合は、はって歩く部屋が1人につき3.3平米とかという基準がありますが、現在のにこにこ保育園は今のところ150名にしてもまだあと20名ぐらいは余裕がある施設ということになっておりますから、特に150名に定員をふやしても4月以降は運営に支障を来すことはないというふうに考えております。
- 〇議長(青木一夫君) 教育次長堀江一慰君。
- **○教育次長(堀江一慰君)** それでは、つくし幼稚園の関係がご指摘をされましたので、条例定員が3歳児、4歳児、5歳児でございまして270名でございます。現在の入園児数につきましては146名ということでご説明にかえたいと思います。よろしくお願いします。
- **〇25番(菊池俊夫君)** 今後の職員体制のことについての回答がなかったんだけれども。
- 〇議長(青木一夫君) 市民福祉部長雫 正俊君。

- **〇市民福祉部長(雫 正俊君)** 大変失礼いたしました。4月1日以降は2名の職員の増で 運営をしていきたいというふうに考えております。
- 〇25番(菊池俊夫君) 了解。
- 〇議長(青木一夫君) 17番中山五男君。
- **〇17番(中山五男君)** 今の職員体制について1点、市長にお伺いしたいと思います。

にこにこ保育園には正規の職員よりも嘱託職員と臨時職的な職員が大勢おります。あれで同 じような仕事をさせておいていいものかと私どもも今まで考えていたわけです。今回も2名増 員するそうでありますが、やはり私は正規な職員を採用すべきではないかと思いますが、市長 のこれからの保育園の職員のあり方についてどのように考えているか、お伺いをしたいと思い ます。

- **〇議長(青木一夫君)** 市長大谷範雄君。
- **〇市長(大谷範雄君)** お答えをいたします。

ただいま、にこにこ保育園につきましては、そのような盛況を博しておりまして、大変これ は少子化対策に寄与されているなと私も考えておりまして、大変ありがたい結果が出ていると 思っております。

職員対応でございますが、一昨年の採用につきましては、以前は正職員4に対して嘱託、臨時が6という配置でございまして、これを逆転させるべく正職員6、臨時職、嘱託で4というような構想を持ってこの組織にあたりました。思いがけない入所者の数によりまして、正職員がそれに追いついていけないというのが現状でございますが、私は一昨年増員したことによりまして、今十分な運営ができていると考えております。

またさらに、今後は合併をいたしました。したがいまして、今旧鳥山町にあります保育園が4カ所ございます。そのようなことを考えますと、那須鳥山市全体の保育士の職員の構成の将来像を描いていかなければなりませんので、そのようなことも踏まえながら、むだのない効率のいい正職員の配置を考えていきたいと考えております。

- 〇議長(青木一夫君) 17番中山五男君。
- **〇17番(中山五男君)** 繰り返しますが、正規の職員も嘱託職員も同じような責任を持って大変な仕事をしておりますので、極力嘱託職員のほうはなくすようにこれからもお願いをしたいと思います。

以上です。特別答弁は求めません。

- **○議長(青木一夫君)** ほかに質疑はありませんか。
  - 30番髙田悦男君。
- **○30番(高田悦男君)** にこにこ保育園は開園以来3年を経過した時点で、昨年からも申

し込んだけれども入れないという保護者の声をたくさん聞きました。今回の定員増によって、 それらの苦情とも言える保護者の声にこたえることができるのかどうか。現在までの申し込み 者数とそれに対する受け入れはどの程度になっているか、お聞かせ願いたいと思います。

〇議長(青木一夫君) 市長大谷範雄君。

○市長(大谷範雄君) にこにこ保育園が開園して4年目ということになるわけでございますけれども、その中で今までの待機の乳幼児につきましては4月、5月、こういった中ですべて解消してきております。先ほど申し上げましたとおり、120名の定員に対して15%から25%の枠で募集ができるという制度になっておりますことから、何とか今までの待機児童はクリアをしてまいりました。

したがいまして、今回150名が新たに加わることになりますと、さらに15%から25% ということが段階的に認められることになるということでございますので、そういう意味では、恐らく今回は新年度から待機児童がなくなるというように理解をいたしております。

〇議長(青木一夫君) 30番髙田悦男君。

**○30番(高田悦男君)** 待機児童については優先順位の関係から、昨年も何人か聞いております。本年はほかの民間に通わなければならないという事情はないわけですね。その点だけ確認をいたします。

〇議長(青木一夫君) 市長大谷範雄君。

**〇市長(大谷範雄君)** そのことは間違いなく待機児童はございません。明確にお答えを申 し上げます。

〇30番(髙田悦男君) 了解。

○議長(青木一夫君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長(青木一夫君)** 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(青木一夫君) 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(青木一夫君) 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」の声あり]

**○議長(青木一夫君)** ほかに討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(青木一夫君) ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第10 議案第26号について、原案のとおり可決することにご異議 ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(青木一夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第26号については、原案のとおり可決いたしました。

## ◎日程第11 議案第27号 那須烏山市介護保険条例の一部改正について

**○議長(青木一夫君)** 日程第11 議案第27号 那須烏山市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

書記に朗読いたさせます。

〔書記 朗読〕

議案第27号

那須烏山市介護保険条例の一部改正について

那須烏山市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成18年3月7日提出

那須烏山市長 大 谷 範 雄

○議長(青木一夫君) 提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

## 〔市長 大谷範雄君 登壇〕

**〇市長(大谷範雄君)** ただいま上程となりました議案第27号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

今回の条例改正は、介護保険事業計画の見直しに伴いまして、第3期事業計画期間中の介護 保険料基準月額が確定しましたことを受け、平成18年度から平成20年度までの第1号被保 険者であります65歳以上の方の介護保険料を改定するものでございます。

詳細につきましては、市民福祉部長から説明をさせますので、何とぞ慎重ご審議をいただきまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(青木一夫君) 担当部長の補足説明を求めます。

市民福祉部長雫 正俊君。

〇市民福祉部長(雫 正俊君) 補足説明を申し上げます。

条文の説明に入ります前に、今回改正をお願いする要点についてまず説明を申し上げます。 1点目は保険料区分の変更です。2点目は保険料の改定です。3点目は税制改正により保険料 段階が上がる被保険者に対する緩和措置です。

まず、第1点目の保険料区分は、国の旧2段階が2つに細分化されるため、同様に6段階から7段階方式に変更するものであります。

2点目は、第1号被保険者の保険料基準額、第4段階ですが、これを月額3,411円と改定するものであります。合併後の半年間は保険料に差異がありましたが、平成18年度からは統一されることになります。このことにつきましては、旧鳥山町の被保険者につきましては現在2,860円でしたが、これが3,411円になりますから551円、19.3%の増となります。また旧南那須町の場合は2,982円が基準額です。これが3,411円になりますから429円、14.4%の増ということになります。

3点目は、税制改正により保険料段階が上がる被保険者に対しましては、段階的に引き上げるよう緩和措置をとることになります。これは平成16年度、平成17年度、税制改正によりまして、市民税非課税となる課税所得金額が引き下がることに伴いまして、個人住民税均等割が新たに賦課されることになる被保険者につきましては、2年間の経過措置が行われるところから、介護保険料につきましても、税制改正の経過措置の適用を受ける被保険者本人及び一定の要件を満たす同一世帯の他の被保険者については段階的に保険料率の引き上げをするものであります。

それでは、改正条文の説明に入らせていただきます。第2条、保険料率ですが、第1号から第7号は7段階それぞれの年額保険料であります。第2条第2項は、第5段階、第6段階の所得限度額を定めております。附則1の施行期日は平成18年度からの保険料から適用となります。附則3は激変緩和措置としまして、平成18年度の保険料率の特例であります。

1号は税制改正によりまして、第1段階から第4段階に移行する被保険者の平成18年度保 険料年額です。本来ですと、年額4万9,000円となるところですが、平成18年度はその 100分の66を乗じ2万7,000円となり、1万3,900円の減額となります。 第2号は第2段階から第4段階に移行する被保険者で、第1号と同様であります。

第3号は第3段階から第4段階に移行する被保険者の平成18年度保険料年額です。年額同じく4万9,000円となるところですが、平成18年度はその100分の83を乗じ3万4,000円となり、6,900円の軽減が図られます。

第4号は、第1段階から第5段階に移行する被保険者の平成18年度保険料年額です。基準額1.3を乗じ年額5万3,200円となるところですが、平成18年度は100分の75を乗じ、3万700円となり、2万2,500円の軽減が図られます。

第5号は、第2段階から第5段階に移行する被保険者で、第4号と同様であります。

第6号は、第3段階から第5段階に移行する被保険者の平成18年度保険料年額です。基準額の1.3を乗じ年額5万3,200円になるところですが、平成18年度は100分の91を乗じ3万7,200円となり、1万6,000円の軽減が図られます。

第7号は、第4段階から第5段階に移行する平成18年度保険料年額ですが、基準額の1. 3を乗じ年額5万3,200円となるところですが、平成18年度は100分の108を乗じ、 4万4,200円、9,000円の減額が図られます。

附則4からは激変緩和措置の平成19年度保険料率の特例です。第1号は税制改正によりまして、第1段階から第4段階に移行する平成19年度保険料年額です。年額4万900円となるところですが、100分の0.83を乗じ3万4,000円となり、6,900円の軽減となります。

第2号は第2段階から第4段階に移行する被保険者で第1号と同様であります。

第3号は第3段階から第4段階に移行する被保険者の平成19年度年額保険料です。年額4万900円のところ、100分の91を乗じ3万7,200円となり、3,700円の軽減が図られます。

第4号は第1段階から第5段階に移行する平成19年度保険料年額です。基準額の1.3を乗じ年額5万3,200円のところ、1.00を乗じ年額4万900円となり、1万2,300円の軽減となります。

第5号は、第2段階から第5段階に移行する被保険者の平成19年度保険料年額です。第4号と同様でございます。

第6号は、第3段階から第5段階に移行する平成19年度保険料年額であります。基準額に 1.3を乗じ年額5万3,2000円のところ、100分の1.08を乗じ4万4,200円とな り、9,000円の軽減となります。

最後に第7号は、第4段階から第5段階に移行する平成19年度保険料年額です。同じく1. 3を乗じ年額5万3,200円のところ、100分の1.16を乗じ4万7,500円となり、 5,700円の軽減が図られます。

以上で補足説明を終わります。

○議長(青木一夫君) 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

35番平塚英教君。

○35番(平塚英教君) 議案第27号 介護保険の改正ということで、第3期の介護保険料の改定を主なものとするものであります。先ほど説明がございましたが、今まで6段階のものを今回7段階にされるということでございますが、保険料の納付される65歳以上の方の人口構成、1段階から7段階までの人数が想定できればお示しいただきたいと思います。

昨年の10月から介護保険の改悪と私は考えておりますが、行われまして、昨年の10月から行われているのは食費と居住費の負担がふえたということでございます。今回4月から改正になるという中で、保険料の見直しは3年ごとの見直しの中で出されてきているものだと思いますが、それ以外に要支援が今までと違う形で介護予防というんですか、要介護者や給付費を抑制するために新たに導入される介護予防ということで、いろいろな施策がやられるんですけれども、この介護保険で認定されないものについて包括支援センターを設置して、いろいろな指導を進められるというふうに聞いているんですが、包括支援センターというのはどこに設置されて、おおむねどのような仕事がされるのか。それと、介護保険として認定されるものとされないものの区分、その辺の違いについて、簡単に言えば4月以降の介護保険の改正内容についてご説明をいただきたいと思います。

- 〇議長(青木一夫君) 市民福祉部長雫 正俊君。
- **〇市民福祉部長(雫 正俊君)** それでは、お答えいたします。

まず、第7段階における人口構成比ですが、現在、保険料を算出するときのシミュレーションですが、第1段階は57名です。第2段階が1,055名です。第3段階が704名です。第4段階が3,871名です。第5段階が2,073名です。第6段階が164名です。第7段階が291名で、全体で8,215名となっております。このうち第4段階と第5段階に激変緩和措置する方は第4段階におきましては250名です。第5段階におきましては1,281名が激変緩和措置の対象となっております。

それから、2番目の平成17年10月1日から介護保険法の一部改正によりまして、食費とか居住費の負担ですが、平成10年度から改正になりまして、この対象者は主に施設に入所している人ですが、それについては、それらの人が今度は10月から居住費として光熱費、食事等も引かれるんですが、これらにつきましても一定の所得の要件を満たしている人に対しましては減額措置がございます。現在、施設等に入所している人は約300名ほどですが、おおむ

ねその2割程度は減額認定証を受給しております。

また、費用額におきましては9月と10月を比較してみますと、約1,000万円ほど市の負担が減っております。ですから、その1,000万円程度を居住費と光熱費と入っているんですが、またそれにかわりまして減額認定者に対して再補てんをしますが、それが500万円ほど市のほうで補てんをしておりますから、総じて全体では500万円ほどの利用者の負担増になっているかなと今のところ考えております。

それから、平成18年4月1日から新介護保険法ができまして、現在その介護保険制度につきましては、主に健康づくりとか高齢者を対象にした健康教室等をいろいろやっておりますが、主に介護保険の場合は保険給付が主ですが、今度平成18年の4月から改正される新介護保険法につきましては、現在の介護1から比較的軽度で改善される見込みの方は、要支援2のほうにいきます。そして、介護1が要支援2にいきますから、従来の要支援1と要支援2の方に対しましては介護保険のほうにいかないような健康づくり、いろいろな新予防給付、いろいろなサービスを行うことになりますし、従来どおり介護1から介護5の方に対しましては従来どおり介護給付をしていく。

また、65歳以上で介護保険を受けない元気な高齢者ですね、これはおおむね全体の5%、8,000名の5%ですから約500人、500人を対象としまして介護保険の対象にならないような健康づくりを積極的にやっていく。その総括を地域包括支援センターが実施するということで、その地域包括支援センターには専門職の保健師とか、マネジャー、社会福祉士、そういう方が専門的におりまして、トータルのマネジメントをしまして、この人に対してはどういうふうな健康づくりをしていいかというような、総合的な窓口でその計画をつくる。そういうことが地域包括支援センターの役割だと思いまして、これは現在の健康課内に設置し、それぞれの専門職がその職にあたるということになっております。

以上です。

○議長(青木一夫君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(青木一夫君) 質疑がないようですので、議長において議事進行し、これで質疑を 打ち切ることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(青木一夫君) 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

35番平塚英教君。

○35番(平塚英教君) 議案第27号 那須烏山市介護保険条例の一部改正についてでございますが、これは先ほど提案理由の中でありましたように、保険料区分の見直しと平成18年度以降の一本化ということでございます。2つ目には、保険料の基準額の改定ということです。3つ目は、税制改悪に基づく本来大幅に上がるわけですが、これを激変緩和するということでございます。基本的には昨年の介護保険法の改悪に伴って、高齢者の皆さんに診療抑制を主として負担を大幅にふやし、さらに今回保険料を改定するものであります。

その中味につきましては、旧南那須町で14.4%の上昇、旧鳥山町では19.3%の上昇ということで、高齢者には年金が切り下げられている中での大幅な負担増ということでございます。今の国の介護保険についての問題については、まさに保険あって介護なしと言われるような状態にますます追い込もうとしていることでございますので、私は総じてこの改正案には反対でございます。

以上です。

**○議長(青木一夫君)** 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(青木一夫君) ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**〇議長(青木一夫君)** ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第11 議案第27号について、原案のとおり可決することに賛成の 諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(青木一夫君) 举手多数。

よって、議案第27号については、原案のとおり可決いたしました。

# ◎日程第12 議案第28号 那須烏山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の 一部改正について

〇議長(青木一夫君) 日程第12 議案第28号 那須烏山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

書記に朗読いたさせます。

〔書記 朗読〕

議案第28号

那須烏山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

那須烏山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成18年3月7日提出

那須烏山市長 大 谷 範 雄

○議長(青木一夫君) 本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

#### 〔市長 大谷範雄君 登壇〕

**〇市長(大谷範雄君)** ただいま上程となりました議案第28号につきまして、提案理由の 説明を申し上げます。

本案は、廃棄物の処理及び清掃に関する条例のごみ処理手数料を改正するものであります。 改正の主たる理由でございますが、現手数料は旧鳥山町が平成2年3月に、旧南那須町が平成4年12月に条例が制定をされ、以後基本額手数料の改正がなされなかったこと、また昨年12月開催の広域行政事務組合議会におきまして、南那須地区広域行政事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正の議決がありまして、ことし4月1日より直接搬入のごみ処理手数料が改正となります。このため、当組合の手数料との均衡を図るため、このたび手数料の改正をし、平成18年7月1日より施行するものとするものであります。

詳細につきましては、経済環境部長より説明を申し上げますので、何とぞ慎重御審議をいただきまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(青木一夫君) 次に、担当部長の補足説明を求めます。

経済環境部長佐藤和夫君。

**〇経済環境部長(佐藤和夫君)** 命によりまして、詳細の説明を申し上げたいと思います。

今回の改正は、ごみ処理手数料の改正であります。現在の処理手数料は1回につき40キログラム以上300キログラム未満210円、300キログラム以上500キログラム未満420円、500キログラム以上1,000キログラム未満630円、1,000キログラム以上2,000キログラム未満1,050円、2,000キログラム以上1,580円という料金体系になっております。この料金体系は条例制定時より改正がなかったことと、昨年12月、広域行

政事務組合で条例改正による直接搬入のごみ手数料の開設があり、4月1日より施行となります。

広域行政の処理手数料については、直接搬入ごみ10キロにつき一般家庭ごみ40円、事業系ごみ100円という処理手数料となっています。この手数料をもとに、このたび市の廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正を行うものであります。処理料金につきましては、1回10キロにつき一般家庭ごみ50円、事業系ごみ120円と改正するものであります。施行期日につきましては、周知及び準備期間を考慮しまして平成18年7月1日より施行する予定であります。

以上でございます。

**〇議長(青木一夫君**) 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

35番平塚英教君。

**○35番(平塚英教君)** 決算のときにも自分の所管のあれなので委員会でも質疑をしました。それで、粗大ゴミも含めた各種のごみを山林原野あるいは河川等に放置されております。 廃棄物監視員等の監視もされているとは思うんですが、非常にモラルに欠ける状況にあります。 そういう中で、今後そういうものをどういうふうに取り締まっていったらいいかというか、意 識改革をしてやめさせたらいいかをお聞きしたいと思います。

**〇議長(青木一夫君**) 経済環境部長佐藤和夫君。

**〇経済環境部長(佐藤和夫君)** 現在、監視員さんにつきましては旧南那須4名、旧鳥山8名、12名いるわけでございまして、月に5回方面を見回りまして市のほうにその状況を報告するわけでございまして、報告によりまして市のほうではすぐに対応しております。この前の委員会でも上境関係とか、そういうご指摘がありましたので、それら担当官がすぐに現地を見まして対応しているわけでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

〇議長(青木一夫君) 市長大谷範雄君。

○市長(大谷範雄君) 今、平塚議員からいただいたご意見は、本当に次から次へと不法なるポイ捨てが後を絶ちません。私が通勤をしている県道宇都宮烏山線においても極めてゆゆしき状況が発生をいたしておりまして、過日は、業者によりましてボランティアの清掃作業をやっていただいたことも大変ありがたいと思っております。したがいまして、そのようなことも含めた河川愛護、道路愛護、そういったことも含めた地域、そしてそういったボランティアの皆さん方のお力に頼るほかないのかなと私はこのように考えております。

行政といたしましても、今、経済環境部長が申し上げましたとおり、環境監視員制度、私は

今の数がいいかどうかはこれからいろいろ検討してみなければならないところなのでございますが、その方たちを中心に、そういったモラルの向上、そしてついては不法投棄の監視を強めていかざるを得ないのかなと考えております。

〇議長(青木一夫君) 35番平塚英教君。

○35番(平塚英教君) 確かにこれは市民総ぐるみでやらないとどうにもならない課題かなというふうに思われます。やはりこれ一つとっても行革の一環だと思うんですよね。市民みんなで、例えば年に1度や2度はごみ拾い、缶拾いの日がありますけれども、このようになるべく市民参加あるいはボランティアで、各自治会等で3カ月に1度とか、できれば1カ月に1度とか頻度を高めて、みんなでごみを拾うというような、これは学校教育の中でも生かせることだと思うんだけれども、みんなで町をきれいにするんだというような運動にしていけば、おのずと意識も変えることができるのではないかなというふうに思いますので、ぜひまちづくり検討委員会の中でこの問題を、市民みんなで協力し合ってごみのない町をつくろうということで取り上げていただきたいと思います。

〇議長(青木一夫君) 市長大谷範雄君。

○市長(大谷範雄君) 今、学校の中でも総合学習の一環で環境問題を取り上げていただいている学校もございまして、大変行政としてもありがたいことであります。そのほか、地域ぐるみで那珂川をきれいにしようじゃないかというようなこともありまして、今後もそういった河川の愛護、そして道路愛護、そういった形から、地域の方にもボランティア精神の醸成を図っていただくということがやはり先決だろうと思っております。ご指摘のように環境問題に関するまちづくり委員会もぜひご指摘のとおり立ち上げさせていただきまして、この那須烏山市の環境問題に対する意識の高揚を図っていきたいと思います。ご理解いただきたいと思います。

〇議長(青木一夫君) 21番斎藤雄樹君。

**○21番(斎藤雄樹君)** ただいま審議中のごみの問題なんですが、うちのほうは塩那台関係が非常に多くて、その中にホクエツなどに古タイヤとか廃材を持ち込まれるというふうなことで、非常に困っているのが現況でございます。そういうふうな中で、自分の土地に投棄されたものを自分が最終処分しなくてはならないというふうな今のやり方を改めて、ある程度行政のほうでも力を入れて対処してもらいたいと思っております。自分の所有地の畑地や山林に投げ捨てられたやつを道路までとにかく上げなくてはならない。そういうふうな負担があるんですよ。だから、その後の処理は行政のほうでやってもらいたいと感じておりますが、市長はどんなふうなお考えかお伺いいたします。

〇議長(青木一夫君) 市長大谷範雄君。

**〇市長(大谷範雄君)** 今、斎藤議員からご指摘いただいたのは、原則自分の山は自分で守

る。自分の畑あるいは田んぼもそうですが、そのような原則があることはご承知だと思うんですが、そのようなことから不法に投げられたことも、これは地権者の責任でするということにはなっておりますが、その山から持ち上げられた、道路まで出すから後の処理をというようなご提言だろうと思っております。そのような事例があるのかどうか、子細に調査しないとわからないんですが、一応意見といたしまして今聞かせていただきます。今後そのようなことが可能かどうか検討させていただきたいと思います。

〇議長(青木一夫君) 21番斎藤雄樹君。

**○21番(斎藤雄樹君)** これから検討しますというふうな悠長な考えというか、とにかくすぐにやりますというふうな意気込みがないと、さっき平塚議員が言う行革でも進まないというふうに考えております。ですから、そこまで上げたんだから、後は行政のほうで行政の車を使って回収して処分してもらいたいと思っております。

**〇議長(青木一夫君**) 経済環境部長佐藤和夫君。

**○経済環境部長(佐藤和夫君)** 現在の処理の状況をお知らせ申し上げたいと思います。現在は、先ほど申しました監視員さんの報告に基づきまして、職員がすぐに対応しているという形の中でごみを投棄されないようにしているわけでございますが、もし、そういう事例を見ましたら、担当課のほう、経済環境課のほうにご一報いただければ、例えば捨てた所有者をできれば把握したいというのが一番最初でございまして、タイヤではなかなか把握できないんですが、とりあえず把握しながら、捨てた方に連絡をしまして、ぜひ持っていってもらう。捨てないようにする。こういう指導をしたり、監視をしたりするのが現状でございますので、まず一報をいただければ現場を見たり、捨てられたやつを全部処分するというのがまた大変なことでございますので、とりあえずそういう状況で指導しておりますので、ご一報いただければと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

**〇議長(青木一夫君)** 21番斎藤雄樹君。

**○21番(斎藤雄樹君)** 環境部長、不法投棄された人がわかるというのは不法投棄じゃないんだよ、わかるんだから。不法投棄じゃないだろう。それを行政に伝えてくれってこれは無理な話なんだ。だから、我々はここまでやるから後は行政がやってください。それをはい、やりますと言えばいいんだよ。

**〇議長(青木一夫君)** 経済環境部長佐藤和夫君。

**○経済環境部長(佐藤和夫君)** そのとおりであるんですが、中には袋をあけてみたり何かすると名前があったりするのが結構あるんです。ですから、とりあえずまず捨てた人の名前を調べるということから始まって、できれば一報いただければ調査に行ったり、引き上げるというのは非常に難しいことなんですが、なるべくそういう対応をぜひやりますのでお願いしたい

と思います。

**○議長(青木一夫君)** ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長(青木一夫君)** ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(青木一夫君) 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

35番平塚英教君。

○35番(平塚英教君) 議案第28号 那須烏山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてでございますが、これらはごみの搬入手数料なんですけれども、家庭ごみにつきましては今までそれぞれ料金体系があったんですけれども、今回は10キロにつき50円ということでございます。したがいまして、50キロ以上は大幅な料金の引き上げになってしまいまして、結局大変な市民の負担になりますので、お金をかけて捨てるよりは、みんなが見えないところで捨てたほうが金がかからないということで、ごみの散乱につながりかねないということで、一般家庭ごみの手数料の値上げだけには反対をします。

以上です。

○議長(青木一夫君) 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(青木一夫君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

**〇議長(青木一夫君)** ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第12 議案第28号について、原案のとおり可決することに賛成の 職員の挙手を求めます。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(青木一夫君) 挙手多数と認めます。

よって、議案第28号については、原案のとおり可決いたしました。 休憩いたします。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時20分

○議長(青木一夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第13 議案第29号 那須烏山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び 災害の発生の防止に関する条例の一部改正について

○議長(青木一夫君) 日程第13 議案第29号 那須烏山市土砂等の埋立て等による土 壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

書記に朗読いたさせます。

〔書記 朗読〕

議案第29号

那須烏山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止 に関する条例の一部改正について

那須烏山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を 改正する条例を別紙のとおり定める。

平成18年3月7日提出

那須烏山市長 大 谷 範 雄

**〇議長(青木一夫君**) 提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

## 〔市長 大谷範雄君 登壇〕

**〇市長(大谷範雄君)** ただいま上程となりました議案第29号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

今回の条例改正は、栃木県土砂条例の一部改正に伴いまして、栃木県市町村土砂条例準則が 一部改正されましたのを受けまして、土砂等の埋立て等に関する事業(小規模特定事業)の一 層の適正化を図るため、所要の改正を行うものであります。

改正の要点であります。改正前の土砂条例は、地方自治法改正前の条例準則であり、総体的 に県の権限が強い内容の条例でございましたが、県条例とほぼ同様の内容に改正をし、県と那 須烏山市の役割分担等につきましては、許可面積等必要最低限の違いに限定をいたしました。 また、施行日につきましては、周知期間等を考慮いたしまして平成18年7月1日より施行するものであります。

詳細につきましては経済環境部長が説明をいたしますので、何とぞ慎重にご審議をいただきまして、可決、ご決定を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(青木一夫君) 担当部長の補足説明を求めます。

経済環境部長佐藤和夫君。

**〇経済環境部長(佐藤和夫君)** 命によりまして詳細の説明をさせていただきます。

旧南那須町ではこの条例の制定はありませんでしたので、平成17年10月1日に合併しましたが、旧南那須町では那須烏山市の条例の適用はございません。4月1日より6月30日まで改正前の条例が旧両町とも適用になり、7月1日より改正の条例が適用となるわけでございます。

今回の条例改正には、県の改正により準じて改正したものでございまして、全市町村ほぼ同じ内容になります。3,000平米以上は知事の許可、1,000平米以上3,000平米未満は市の許可でございまして、今回1,000平米未満の指導義務が強化されたわけでございます。

条例の改正について説明いたします。非常にわかりづらい改正でございまして、大変申しわけありませんが新旧対照表をもって説明させていただきます。要点のみ説明させていただきますので、ご了承いただきたいと思います。新旧対照表をごらんになっていただきたいと思います。よろしゅうございますか。

まず、第2条の定義でございまして、(1)、(2)、(3)が追加されたわけでございまして、これは小規模特定事業等、等という文字が入ることによりまして1,000平米未満の土砂の埋立てを行う業者をいうものでございます。1,000平米未満の業者につきましては、小規模特定事業等と「等」が入ることによりまして1,000平米未満ということでご理解いただきたいと思います。

次の第2条の2の事業者の責務としまして、1,000平米未満でございます。埋立てを行う業者に、土壌の汚染の防止及び災害の発生防止について協力する責務を求めたものでございます。2項につきましては、建設工事等に伴いまして発生する土砂等を排出するものは、汚染が発生するおそれがある土砂等を排出することのないように努めなければならない。3項につきましては、土砂等を運搬する事業者は汚染状態を確認いたしまして、汚染の発生のおそれのある土砂等を運搬しないように努めるということでございます。

第2条の3、土地の所有者の責務でございますが、土地の所有者は土壌の汚染及び災害の発生のおそれのある土砂等の埋立てを行うものに対しては、当該土地を提供することのないように努めなさいということでございます。

第2条の4、市の責務でございまして、市は土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する施策 を策定して実施をする責務を有するということでございます。

第2条の5、県及び他の市町村との連携につきましては、市は県及び他の市町村と連携して 情報の提供その他協力を行うということでございます。

第2条の6、小規模特定事業に使用される土砂等の安全基準。1項については安全基準を規 則で定めなさい。2項については、安全基準は人の健康を保護し、生活環境を保全する上で必 要なものとして定めるものである。3につきましては、安全基準に適合しない土砂等を使用し て土砂等の埋立てを行ってはならないという意味でございます。

第2条の7でございますが、小規模特定事業等による崩落等の防止措置でございます。これも1,000平米未満のことを言っているわけでございまして、土砂等が崩落し、飛散し、または流出しないよう措置を講じなければならない。2項については、市長は、必要な措置を講ずるように指導する。3項は、市長は指導に従わない場合は公表することができるということでございます。

一番下の第3条の2、小規模特定事業にかかる土地所有者の同意ということでございまして、 許可の申請をしようとする者は、土地の所有者に対しまして事業の内容を説明しまして、その 同意をもらわなければならないということでございます。

第4条は許可の手続きでございまして、右側のほうの4条の(3)、施行期間というふうに 最終的になっているわけでございますが、この(3)が左側の第4条の許可の手続きの(3)、 (4)、(5)に分かれるわけでございまして、(3)は現場責任者の氏名、(4)は土砂の 量、(5)は事業の期間、こういうものを定めたものでございます。

次に第4条の2、申請の制限でございまして、許可を申請する場合は3年以内、これを超えて申請することはできないということでございます。

第5条は許可の基準でございまして、(1)から追加になっているわけでございまして、申請者が次のいずれにも該当しないこと。次のいずれかに該当した場合は許可はもらえないということです。アについては、条例に違反、罰金の刑に処せられた。または執行を受けて3年を経過していない。そういうのが許可の基準から外れるわけでございまして、アから同じようなものでございまして次のページのケまであるわけでございます。(2)は先ほど申しましたが同意を得ていない。(3)は3年以内に完了することが望めない。そういうのが許可の基準から外れるわけでございます。

以下、次のページにまいりまして、第7条は変更の許可でございまして、許可を受けたものを変更するものでございまして、これは3項目につきましては許可を受けたものが変更する場合、これは期間の延長のことを言っているわけでございまして、1年以上延長することはできない。1年までということでございます。したがいまして、最初の許可は合計4年間ということになるわけでございます。

一番下の土砂等管理台帳の作成等が追加になりまして、第9条でございます。許可を受けた者は、採取の場所ごとに土砂の管理台帳を作成しなければならない。(1)は運搬、(2)は1日当たりの量、(3)は搬出先ごとの内訳。2項につきましては、定期的に小規模事業等の使用された土砂等の量を市長に報告しなければならないということでございます。

第10条の2、周辺住民等への周知ということでございまして、これは許可を受けた者は周辺住民その他利害のある方に説明会を開催して、またはチラシ等によりまして周知することが義務づけられたわけでございます。

次のページに進ませていただきまして、第12条の2、土砂等の搬入車両への表示ということで、そこへ搬入する車両については、車両に社名表示が義務づけられたわけでございます。

次は旧法の第15条許可に基づく地位の承継ということで旧法の右のほうです、これが2つに分けられたわけでございまして、左のほうの第14条の2、譲り受けは市長の許可を受けるということでございます。

次に行きまして、もう1点は第15条の相続によって取得するということでございまして、 この相続につきましては市長に届け出る。譲り受けは許可でございますが、相続は市長に届け 出ればよろしいということになるわけでございます。

第16条、許可の取り消し等でございまして、(2)第3条の許可にかかる土砂等の埋立て 等を引き続き1年以上行っていないときは取り消しの対象になるというのが追加されたわけで ございます。

第17条は措置の命令でございまして、小規模特定事業等が入りますので、1,000平米 未満もここでは入るということでございまして、市長は、土壌の汚染を防止するために必要な 措置をとるべきと命ずることができるというふうになっております。2項は1,000平米以 上のものを言っているわけでございまして、これもやはり汚染を防止するために必要な措置を とるべきことを命ずることができるというふうになっているわけでございます。

第17条の2は公表でございまして、市長は命令に従わないときは公表することができるの がつけ加えられているわけでございます。

第18条の2は現場管理責任者の義務等でございまして、土壌の汚染及び災害の発生防止の ために職務を忠実に行わなければならないということと、2項においては従事する者は現場責 任者の指示に従わなければならない。それが追加されたわけでございます。

第18条の3、土地所有者の義務でございまして、これは許可に同意をいたしました土地の 所有者は土壌の汚染及び災害の発生を防止するために、施工の状況を把握しなければならない というのが1項でございまして、次の2項につきましては土壌が汚染され、または災害が発生 するおそれがあることを知ったとき、これは事業の中止、原状の回復、その他必要な措置を求 めるとともに、これも市長に通報しなければならないということでございます。

第20条は手数料でございまして、先ほど譲り受けの許可申請というのが追加されたという ことでございまして、1件につき1万3,000円ということでございます。

第22条は罰則でございまして、従前50万円が100万円以下の罰金、罰則ですね。

第23条は従前30万円が50万円以下の罰金。

次のページにまいりまして、第24条が20万円以下の罰金が30万円以下の罰金に処する ということでございます。この施行期日は4月1日からでございますので、よろしくお願いい たしたいと思います。

以上でございます。

○議長(青木一夫君) 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

35番平塚英教君。

○35番(平塚英教君) 議案第29号の土砂等の埋立て等の土壌汚染及び災害の発生防止 に関する条例の一部改正でございますが、これらは小規模のを除いて旧鳥山町でも同様の条例 があったかと思うんですが、こういう条例を決めてから、旧鳥山町においてはこの条例の適用 になったものがどのぐらいあったのか。その説明をお願いします。

〇議長(青木一夫君) 経済環境部長佐藤和夫君。

**〇経済環境部長(佐藤和夫君)** 施行は平成12年でございまして、平成12年申請1件、1,260平米、平成13年申請4件、7,629平米、平成14年3件、6,831平米、平成15年3件、5,307平米、合わせまして2万1,027平米でございまして、平成16年、平成17年はございません。

O35番(平塚英教君) これ1,000平米は関係なかったんですね。

○経済環境部長(佐藤和夫君) 鳥山の場合は500平米以上が対象でございましたので、500平米未満でございます。

O議長(青木一夫君) ほかに質疑はありませんか。

10番佐藤雄次郎君。

**〇10番(佐藤雄次郎君)** 第16条の何ページだったかな、この字はちょっと読めないん

だけど何と読むんですか。措置命令の次の第17条の2項の(2)の前項に規定する者に対して、当該土砂等の埋立て等をすることを要求し、依頼し、もしくは何と読みますか、この字は。

- **〇議長(青木一夫君**) 経済環境部長佐藤和夫君。
- ○経済環境部長(佐藤和夫君) 「そそのかし」ですね。
- 〇議長(青木一夫君) 30番髙田悦男君。
- **○30番(高田悦男君)** ただいまの議案について二、三点お伺いいたします。 まず、こういう小規模特定事業等が現在把握しているかどうか、まずお伺いします。
- **〇議長(青木一夫君)** 経済環境部長佐藤和夫君。
- **〇経済環境部長(佐藤和夫君)** 把握については現在把握しておりませんので、これは先ほどの監視員さんにお願いしたり、環境課の職員がそういう関係で見ながら把握していくという 状況になるわけでございます。
- 〇議長(青木一夫君) 30番髙田悦男君。
- **○30番(高田悦男君)** それでは申し上げます。田野倉地内に現在進行中のものがあるわけです。これはまだ環境部のほうでは把握していないですか。
- ○経済環境部長(佐藤和夫君) 面積がちょっとわかりません。
- **○30番(高田悦男君)** 面積は多分1,000平米くらいだと思います。
- **〇議長(青木一夫君)** 経済環境部長佐藤和夫君。
- ○経済環境部長(佐藤和夫君) 旧南那須町では従前にこの条例がありませんでしたので、 10月に合併して新市の条例ができたわけでございますが、施行期間が今度の4月1日からで ございますので、現在埋立てをしておいても法的制約を受けないということでございます。
- 〇議長(青木一夫君) 30番髙田悦男君。
- **○30番(高田悦男君)** 重々それは承知して質問しているわけでございます。該当地が田野倉地内にあるわけでして、これは県の国道の工事によるものだそうです。一時保管ということですが、この一時保管というのはどのような期間を指すのか知りたいんです。
- **〇議長(青木一夫君)** 経済環境部長佐藤和夫君。
- **〇経済環境部長(佐藤和夫君)** 一時保管の砂利堆積もございまして、規則で定めるわけで ございまして、今のところ一時保管の年数をちょっと把握していないので大変申しわけありま せん。
- 〇議長(青木一夫君) 休憩いたします。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 2時44分

〇議長(青木一夫君) 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(青木一夫君) 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(青木一夫君) 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(青木一夫君) 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(青木一夫君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

**〇議長(青木一夫君)** ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第13 議案第29号について、原案のとおり可決することにご異議 ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(青木一夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第29号については、原案のとおり可決いたしました。

# ◎日程第14 議案第30号 那須烏山市水道事業設置及び経営基本条例の 一部改正について

○議長(青木一夫君) 日程第14 議案第30号 那須烏山市水道事業設置及び経営基本条例の一部改正についてを議題といたします。

書記に朗読いたさせます。

〔書記 朗読〕

議案第30号

那須烏山市水道事業設置及び経営基本条例の一部改正について

那須烏山市水道事業設置及び経営基本条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成18年3月7日提出

那須烏山市長 大 谷 範 雄

○議長(青木一夫君) 本案について、提案理由の説明を求めます。 市長大谷節雄君。

## [市長 大谷範雄君 登壇]

**〇市長(大谷範雄君)** ただいま上程となりました議案第30号につきまして、提案理由の 説明を申し上げます。

今回の改正は、第5次拡張事業計画の施設統合計画の一環といたしまして、七合簡易水道の 給水区域を烏山上水道の給水区域に統合するための改正であります。また、あわせまして合併 をいたしました南那須水道事業と烏山水道事業を経営統合したことにより、それぞれの水道事 業の給水区域の統合を行い、施設の効率的運用を図ることといたしまして、名称を那須烏山市 水道事業に統一するため改正するものでございます。

詳細につきましては建設部長に説明をさせますので、何とぞ慎重審議をいただきまして、可 決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

- ○議長(青木一夫君) 次に、担当部長の補足説明を求めます。
  建設部長池尻昭一君。
- ○建設部長(池尻昭一君) 補足説明を申し上げます。

那須烏山市簡易水道事業設置及び経営基本条例に基づく七合簡易水道施設については、建設から30年を経過したことにより、機械設備や浄水施設等の更新時期を迎えております。さらに、水源井戸の取水容量が不足したことから、上水道区域に吸収できる体制を図るため、平成5年度より烏山水道事業の第5次拡張事業として、水源施設、浄水場施設、配水施設等の整備を進めてきたところでございます。

このたび統合にかかわります変更認可手続き、企業会計手続き等が調いましたので、七合簡 易水道事業を水道事業に統合するための条例改正をするものであります。さらに、平成17年 10月1日の那須烏山市発足から、南那須水道事業と烏山水道事業の2つの水道事業を1つの 会計として経営統合を行ってきましたが、この2つの水道事業を那須烏山市水道事業として統合するため、今回の条例改正を図るものであります。

条例改正の内容については、南那須水道の区域、烏山水道の区域、七合簡易水道の区域の給水区域を統合して1つの給水区域と定めるものであります。給水人口と1日最大給水量については南那須水道事業と烏山水道事業を合わせた給水人口を3万500人、1日最大給水量を1万6,000立方メートルとするものであります。

なお、この条例の施行については、平成18年4月1日を予定しているところでございます。 以上で、補足説明を終わります。

○議長(青木一夫君) 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長(青木一夫君)** 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(青木一夫君) 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長(青木一夫君) 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長(青木一夫君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(青木一夫君) ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第14 議案第30号について、原案のとおり可決することにご異議 ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(青木一夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第30号については、原案のとおり可決いたしました。

#### ◎日程第15 議案第31号 那須烏山市立幼稚園保育料条例の一部改正について

○議長(青木一夫君) 日程第15 議案第31号 那須烏山市立幼稚園保育料条例の一部 改正についてを議題といたします。 書記に朗読いたさせます。

〔書記 朗読〕

議案第31号

那須烏山市立幼稚園保育料条例の一部改正について

那須烏山市立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成18年3月7日提出

那須烏山市長 大 谷 範 雄

○議長(青木一夫君) 本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

#### 〔市長 大谷範雄君 登壇〕

**〇市長(大谷範雄君)** ただいま上程となりました議案第31号につきまして、提案理由の 説明を申し上げます。

市立つくし幼稚園において平成17年5月から実施をしております預かり保育について、平成18年度以降も引き続き行うための所要の改正でございます。

詳細につきましては教育次長が説明申し上げますので、何とぞ慎重審議をいただきまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(青木一夫君) 担当部長の補足説明を求めます。

教育次長堀江一慰君。

○教育次長(堀江一慰君) それでは、議案第31号につきまして詳細説明を申し上げます。 市長ただいまご提案のとおり、少子化あるいは子育て支援としまして、市立つくし幼稚園に つきまして実施しております預かり保育にかかわる部分につきまして、継続実施をいたすため 所要の改正を行うものでございます。

議案書をお開きいただきたいと思います。第2条の改正部分関係につきましては、保育料の 額等が規定されております。2項におきまして月割りで納入という形で規定されているところ ではございますが、これとは別に預かり保育料を徴収することになりますので、保育料等に改 め納付を納入とする文言の改正及び預かり保育料の規定を第3項に盛り込むため条項の繰り下 げを行い、附則別表において現在規定しております預かり保育料の額を規定するものでござい ます。別表につきましては、平常日月曜から金曜の午後2時以降の預かり保育につきましては 日額400円とし、2項におきまして月単位利用者の限度額を規定いたすものでございます。

また、ご案内のとおり、幼稚園につきましては夏季休業、冬季の休業、年度末、年度初め等の休業日がございますので、それらの便宜を図るため午後2時までの預かり保育料につきまして日額500円、月単位利用者の限度額をそれぞれ規定いたしているものでございます。

なお、現在つくし幼稚園預かり保育につきましては、旧南那須条例に基づきまして運用されておりまして、保育料の預かり保育料の額の改正等はございません。また、毎月利用されております方につきましては、月利用者につきましては10名程度でございますが、時間利用の方を含めますと、毎月の利用はおおむね50名前後ということで利用されているところでございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(青木一夫君) 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

35番平塚英教君。

- ○35番(平塚英教君) 議案第31号ですけれども、つくし幼稚園で実施している預かり 保育を継続して実施するための条例制定ということでございますが、基本的に保育料は従前と 変わらないという理解でいいんですね。毎月50名前後が利用している。
- 〇議長(青木一夫君) 教育次長堀江一慰君。
- **○教育次長(堀江一慰君)** 今、議員がおっしゃったとおり保育料の改正はございません。 なお、合併に伴いまして、毎月の保育料につきましては8,000円ということで決まってございます。きょう、ご提案いたしましたのは預かり保育料の部分でございまして、これにつきましては市長提案のとおり、平成17年5月から既に実施をしておりますので、それらについて今後も継続して実施をするために今回ご提案を申し上げたというふうにご理解いただきたいと思います。

以上です。

- 〇35番(平塚英教君) 了解。
- **○議長(青木一夫君)** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(青木一夫君) 質疑がないようですので、議長において議事進行し、これで質疑を 打ち切ることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(青木一夫君) 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(青木一夫君) 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長(青木一夫君) ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(青木一夫君) ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第15 議案第31号について、原案のとおり可決することにご異議 ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(青木一夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第31号については、原案のとおり可決いたしました。 休憩いたします。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 3時10分

**○議長(青木一夫君)** 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第16 議案第32号 那須烏山市立学校施設利用及び使用料条例の 一部改正について

○議長(青木一夫君) 日程第16 議案第32号 那須烏山市立学校施設利用及び使用料 条例の一部改正についてを議題といたします。

書記に朗読いたさせます。

〔書記 朗読〕

議案第32号

那須烏山市立学校施設利用及び使用料条例の一部改正について

那須烏山市立学校施設利用及び使用料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成18年3月7日提出

那須烏山市長 大 谷 範 雄

○議長(青木一夫君) 本案について提案理由の説明を求めます。 市長大谷範雄君。

#### [市長 大谷範雄君 登壇]

**〇市長(大谷範雄君)** ただいま上程となりました議案第32号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本条例の一部改正につきましては、今年度をもちまして市立境中学校を廃校とすることになります。条例に記載をされております体育施設名を削除するものでございます。なお、地域市民の健康増進、競技力向上のため当中学校体育館を開放しておりますので、今後も学校に準じる施設として引き続き地域住民の方々にご利用いただくため、本条例の一部を改正するものでございます。

詳細は、教育次長が説明申し上げますので、何とぞ慎重審議をいただきまして、可決、ご決 定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

- O議長(青木一夫君)教育次長の補足説明を求めます。教育次長堀江一慰君。
- **○教育次長(堀江一慰君)** 議案第32号につきまして詳細ご説明申し上げます。

本条例につきましては、市民スポーツの振興、健康増進の一環といたしまして、市立小中学 校体育館につきまして、市民の利便性の中から開放しているところでございます。条例改正に つきましては市長の提案のとおり、学校統合に伴いまして市立境中学校が廃校となります。条 例別表に規定されております市立境中学校体育館の名称について削除をいたすものでございま す。

なお、当該施設につきましては月平均7団体、14日ほど利用されております。地域の方々の連携あるいは健康増進の一役という面も担っておりますので、それに管理人等の委嘱も可能でございます。条例経過措置におきまして当分の間、従前の例により開放いたしたくご提案をいたすものでございます。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〇議長(青木一夫君) 以上で提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

35番平塚英教君。

**○35番(平塚英教君)** 議案第32号でございますが、これらは境中学校の烏山中学校への統合に伴い学校施設がなくなりますので削除するわけですが、従前の例ということで今まで同様に使うということでございます。ぜひ無料にするようにご努力をお願いしたいと思います。

関連の話になっちゃうんですけれども、いよいよ境中学校は烏山中学校に統合するということになります。そして1年おいてリフォームをして、今度新生境小学校統合小学校ということでやるということなんですが、私はどっちにしていいかわからないんですが、地元の皆さんの意向の中では余りリフォームにお金をかける必要はないんじゃないかなと。トイレ等は小学生に合うように直す必要があるのかどうか私はわかりませんが、階段等の段差問題がありますが、普通のうちだって小さい子供がいたって普通の階段を上がるわけなので、そんなに金をかける必要はないんじゃないかというような有識者の意見もあります。

また、机関係、備品関係についても、向田小学校についてはおそらく烏山小学校に統合されると思いますので、東小学校、向田小学校の机を使えば十分対応できるのではないかということで、お金をかけなくても統合できるのではないかという有識者の意見があります。

そういうものを踏まえて、やる必要があるのか、それとも学校関係で階段の段差がこうだとか、こういうふうにリフォームしなくちゃならないという決めがあるのか。その辺は専門家ではないのでわかりませんが、どのように考えているのか参考までにお聞かせいただきたい。

**〇議長(青木一夫君**) 教育次長堀江一慰君。

○教育次長(堀江一慰君) 議員ご指摘のように、平成18年度につきましては経過期間ということでございまして、今もご提案しましたように施設は開放するわけでございますので、最低限の維持管理費200万円程度だと思います。当初予算には組ませていただきました。

なお、議員がご指摘のように、当然リフォームという形が出てまいりますので、そういう面につきましては平成19年度の当初で対応できるだろうというのが、議員ご指摘のように最低限のリフォームの考え方といいますか、備品関係につきましてもそれぞれ出てまいりますので、現在、境中学校の統合も含めて備品関係の精査並びにリフォームの必要性の部分につきましては、議員ご指摘のような体制の中で今後教育委員会としては考えていきたいというふうには思っております。

以上です。

〇議長(青木一夫君) 市長大谷範雄君。

**〇市長(大谷範雄君)** 学校の施設等については大変ありがたいご提言と受けとめておりまして、極力費用対効果が出るような投資の仕方をさせていただきたいと、重ねてお答えを申し上げたいと思います。

さらに、無料開放についてのご指摘がございましたけれども、合併協議の中ではご案内のように烏山は2年前から有料化になっておりますけれども、この少子高齢化の中で健康増進を大いに拡大をして、拡充する必要があるだろう。健康増進、また高齢者、スポーツ少年団等の活躍は、こういった施設を利用してさらに活発化させる必要があるというようなことから、今極めて強い内部事務方の抵抗勢力もあるのでありますが、最終的には政治判断によりまして私のほうで適正なる判断をさせていただくように図っておりますので、これもご理解をいただきたいと思います。

〇議長(青木一夫君) 35番平塚英教君。

**○35番(平塚英教君)** 大体市長のご意志よくわかりました。先ほど専門家でないのでというふうに申しましたが、費用対効果が上がるような使い方をしていただきたいと思うんですが、階段等が安全対策がなければそのままにしておいて何かトラブルがあったときに、そのためだというような形になっては困りますので、その辺の安全対策のほうは十分考慮していただきたい。

○議長(青木一夫君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(青木一夫君) 質疑がないようですので、議長において議事進行し、これで質疑を 打ち切ることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(青木一夫君) 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(青木一夫君) 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(青木一夫君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

**〇議長(青木一夫君)** ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第16 議案第32号について、原案のとおり可決することにご異議 ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

O議長(青木一夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第32号については、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。日程第17 議案第33号から日程第24 議案第40号までの組合の 解散及び解散に伴う財産処分の8議案を一括して議題としたいと思いますが、ご異議ありませ んか。

[「異議なし」の声あり]

**〇議長(青木一夫君)** 異議なしと認めます。

◎日程第17 議案第33号 栃木県自治会館管理組合の解散について

◎日程第18 議案第34号 栃木県自治会館管理組合の解散に伴う財産処分について

◎日程第19 議案第35号 栃木県市町村職員退職手当組合の解散について

◎日程第20 議案第36号 栃木県市町村職員退職手当組合の解散に伴う財産処分について

◎日程第21 議案第37号 栃木県町村議会議員公務災害補償等組合の解散について

◎日程第22 議案第38号 栃木県消防災害補償等組合の解散について

◎日程第23 議案第39号 栃木県町村消防災害補償等組合の解散に伴う財産処分について

◎日程第24 議案第40号 栃木県市町村事務組合の設立について

○議長(青木一夫君) したがって、議案第33号 栃木県自治会館管理組合の解散についてから議案第40号 栃木県市町村総合事務組合の設立についてまでの8議案を一括して議題といたします。

朗読いたさせます。

〔書記 朗読〕

議案第33号

栃木県自治会館管理組合の解散について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第288条の規定により、平成18年3月31日を もって栃木県自治会館管理組合を解散する。 平成18年3月7日提出

那須烏山市長 大 谷 範 雄

議案第34号

栃木県自治会館管理組合の解散に伴う財産処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第289条の規定により、栃木県自治会館管理組合の解散に伴う財産処分について、別紙のとおり関係地方公共団体と協議のうえ定めるものとする。

平成18年3月7日提出

那須烏山市長 大 谷 範 雄

議案第35号

栃木県市町村職員退職手当組合の解散について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第288条の規定により、平成18年3月31日を もって栃木県市町村職員退職手当組合を解散する。

平成18年3月7日提出

那須烏山市長 大 谷 範 雄

議案第36号

栃木県市町村職員退職手当組合の解散に伴う財産処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第289条の規定により、栃木県市町村職員退職手

当組合の解散に伴う財産処分について、別紙のとおり関係地方公共団体と協議のうえ定めるものとする。

平成18年3月7日提出

那須烏山市長 大 谷 範 雄

議案第37号

栃木県町村議会議員公務災害補償等組合の解散について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第288条の規定により、平成18年3月31日を もって栃木県町村議会議員公務災害補償等組合を解散する。

平成18年3月7日提出

那須烏山市長 大 谷 範 雄

議案第38号

栃木県市町村消防災害補償等組合の解散について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第288条の規定により、平成18年3月31日を もって栃木県市町村消防災害補償等組合を解散する。

平成18年3月7日提出

那須烏山市長 大 谷 範 雄

議案第39号

栃木県市町村消防災害補償等組合の解散に伴う財産処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第289条の規定により、栃木県市町村消防災害補 償等組合の解散に伴う財産の処分について、別紙のとおり関係地方公共団体と協議のうえ定め るものとする。

平成18年3月7日提出

那須烏山市長 大 谷 範 雄

議案第40号

栃木県市町村総合事務組合の設立について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第2項の規定により、平成18年4月1日から別記地方公共団体と次に掲げる事務を共同処理するため、別紙のとおり規約を定め、栃木県市町村総合事務組合を設立するものとする。

- 1 消防組織法(昭和22年法律第226号)第15号の7第1項の規定による非常勤消防団 員に係る損害補償
- 2 消防法 (昭和23年法律第186号) 第36条の3第1項の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償
- 3 水防法 (昭和24年法律第193号) 第6条の2第1項の規定による水防団長及び水防団 員に係る損害補償
- 4 水防法第45条の規定による水防に従事した者に係る損害補償
- 5 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第84条第1項の規定による応急措置の業 務に従事した者に係る損害補償
- 6 消防組織法第15条の8の規定による非常勤消防団員に対する退職報奨金の支給
- 7 地方自治法第204条第2項に規定する常勤の職員に対する退職手当の支給
- 8 地方公務員災害補償法 (昭和42年法律第121号) 第7章に規定する市町村の議会の議員の公務上または通勤による災害に対する補償
- 9 栃木県自治会館の設置、管理及び運営

平成18年3月7日提出

那須烏山市長 大 谷 範 雄

朗読、以上でございます。

**〇議長(青木一夫君)** 市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

# 〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長(大谷範雄君) ただいま一括上程をされました議案第33号から第40号は、栃木県自治会館に事務所を置きます4一部事務組合(栃木県自治会館管理組合、栃木県市町村職員退職手当組合、栃木県町村議会議員公務災害補償等組合、栃木県市町村消防災害補償等組合)が、平成18年3月31日をもって解散するのに伴いまして、同年4月1日より新しく栃木県市町村総合事務組合を設立するものでございます。

平成18年4月1日からは栃木県市町村総合事務組合を設立し、同組合において栃木県自治会館の管理運営に係る事務、当市職員の退職手当支給に係る事務、当市議会議員の公務災害補償等に関する事務、栃木県市町村消防災害補償等組合で処理をしていた事務を共同処理いたしますことから、同年3月31日をもって4一部事務組合を解散すること、解散することに伴う財産処分(栃木県自治会館管理組合、栃木県市町村職員退職手当組合、栃木県市町村消防災害補償等組合)及び栃木県市町村総合事務組合を設立することについて、協議をしたいので、地方自治法第290条の規定により議案を提出するものでございます。

詳細につきましては、総務部長が説明をいたしますので、何とぞ審議をいただきまして、可 決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(青木一夫君) 次に、総務部長の補足説明を求めます。

総務部長大森 勝君。

○総務部長(大森 勝君) 命により補足説明を申し上げます。

4組合の解散、新しく設置される事務組合の設立につきましては市長提案のとおりでございますので、説明を省略いたしまして、新しく設置される栃木県市町村総合事務組合に帰属させる財産の処分についてのみご説明を申し上げます。

最初に、議案第34号 栃木県自治会館管理組合の解散時の財産の見込み額につきましては、 土地1,339.45平方メートル、建物2,953.98平方メートル、積立金4億3,940 万円、施設整備積立基金3億8,685万円を有してございます。

議案第36号 栃木県市町村職員退職手当組合、これは財政調整基金として252億3, 900万円を有しております。 議案第39号 栃木県市町村消防災害補償等組合につきましては、財政調整基金1,163万2,000円を有しておりまして、それぞれ新しい組合に帰属させるということにいたしております。

なお、栃木県町村議会議員公務災害補償等組合につきましては、財産を保有をしていないということから、今回財産の処分については提案をしてございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長(青木一夫君) 以上で市長の提案理由及び補足説明が終わりました。 これより質疑に入ります。

[「なし」の声あり]

○議長(青木一夫君) 質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

**〇議長(青木一夫君)** 質疑がないようですので、議長において議事進行し、これで質疑を 打ち切ることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(青木一夫君) 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより議案第33号から議案第40号までの議案について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(青木一夫君) 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(青木一夫君) ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(青木一夫君) ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。日程第17 議案第33号から日程第24 議案第40号までの 8議案について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**〇議長(青木一夫君)** 異議なしと認めます。

よって、議案第33号 栃木県自治会館管理組合の開催について、議案第34号 栃木県自 治会館管理組合の解散に伴う財産処分について、議案第35号 栃木県市町村職員退職手当組 合の解散について、議案第36号 栃木県市町村職員退職手当組合の解散に伴う財産処分につ いて、議案第37号 栃木県町村議会議員公務災害補償等組合の解散について、議案第38号 栃木県市町村消防災害補償等組合の解散について、議案第39号 栃木県市町村消防災害補償 等組合の解散に伴う財産処分について、議案第40号 栃木県市町村総合事務組合の設立についての8議案については、原案のとおり可決いたしました。

# ◎日程第25 議案第41号 那須烏山市曲畑辺地に係る総合整備計画の 策定について

○議長(青木一夫君) 日程第25 議案第41号 那須烏山市曲畑辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題といたします。

書記に朗読いたさせます。

〔書記 朗読〕

議案第41号

那須烏山市曲畑辺地に係る総合整備計画の策定について

辺地にかかる公共的施設の総合整備のため、財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年 法律第88号)第3条第1項の規定により、那須烏山市曲畑辺地に係る総合整備計画を次のと おり策定する。

平成18年3月7日提出

那須烏山市長 大 谷 範 雄

○議長(青木一夫君) 本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

# [市長 大谷範雄君 登壇]

**〇市長(大谷範雄君)** ただいま上程となりました議案第41号につきまして、提案理由の 説明を申し上げます。

曲畑地区は辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づきまして、平成13年度から市道田野倉曲畑線の道路整備を実施をしてまいりました。今般、合併に伴いまして、既存の計画を那須烏山市として新たに策定をする必

要があるために、平成18年度から平成22年度までの5カ年の期間、総事業費4億500万円により道路施設の整備を図るものであります。

この総合整備計画が国及び県に認められることによりまして、これらの事業を実施するにあたり、その財源といたしまして、辺地対策事業債の借入れが許可され、さらに元利償還金の80%について地方交付税措置される有利な制度でございます。

詳細につきましては、総務部長に説明をさせますので、何とぞ慎重審議をいただきまして、 可決、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

**〇議長(青木一夫君)** 総務部長の補足説明を求めます。

総務部長大森 勝君。

○総務部長(大森 勝君) 議案第41号について補足説明をいたします。

現在那須烏山市として辺地債を充当できる地域につきましては、旧南那須町は11地域、旧 烏山町は1地域、合わせて12地域を有しております。この地域の公共的施設を整備する場合 は、総合整備計画を議会の議決を経て実施することとなることから、今回提案をいたしたもの でございます。

2枚目の総合整備計画書に基づきご説明いたしますので、お開きいただきたいと思います。 今回、総合整備計画書を作成する地域につきましては、辺地度点数100点以上を有している 曲畑地域でございます。この曲畑地域につきましては、平成13年度から町道田野倉曲畑線、 現市道の整備を行ってまいっております。

平成18年度から平成22年度までの事業費を4億500万円といたしまして、辺地対策事業債を4億円を充当するという計画でございます。この路線は道路総延長が4,000メートルあることから、現在の事業費から勘案をいたしますと、平成25年度までかかる計画で現在進めております。

なお、裏面の辺地度点数の算定表を参考につけてございますが、これらにつきましては、学校、医療機関、市の事務所の所在地からの距離というものを計算しまして、辺地の該当地域になるためには100点以上にならなければいけないということになります。今回、曲畑地域につきましては、計算上130点を有していることから、今回辺地債の充当ができるということになっております。

以上でございます。

○議長(青木一夫君) 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番中山五男君。

**○17番(中山五男君)** ただいま部長の説明によりますと、4億500万円は道路改良に

のみ利用すると解してよろしいんでしょうか。

それともう1点、旧南那須地区の辺地の指定地域はわかっているわけなんですが、烏山地区は1カ所というような説明が今ありましたが、具体的にどの辺の地区を指すのかお伺いしたいと思います。

以上です。

- 〇議長(青木一夫君) 総務部長大森 勝君。
- **○総務部長(大森 勝君)** この総事業費4億500万円につきましては、すべて道路整備 ということで考えております。

烏山町の辺地地区につきましては、川戸四斗蒔が地域になります。従前は国見地域ということで整備を進めてまいった経緯はありますけれども、今回指定になっておりますのは川戸四斗 蒔ということになります。

以上です。

- 〇17番(中山五男君) 了解しました。
- 〇議長(青木一夫君) 35番平塚英教君。
- ○35番(平塚英教君) 議案第41号でございますけれども、この辺地事業債というのは後で、例えば地方交付税等で算入される場合にはどのぐらいの充当率になるのか。それと4,000メートルまでは平成25年度までかかるというんですけれども、さらに平成23年度から平成25年度でさらにこういうものを発行して直すという考え方で進めるんでしょうか。その点伺いたいと思います。
- 〇議長(青木一夫君) 総務部長大森 勝。
- ○総務部長(大森 勝君) 辺地の交付税算入率につきましては先ほど市長の提案理由にもありましたように、元利償還金を合わせて交付税は80%算入されます。平成23年度から平成25年度の事業計画につきましては、現在考えております事業費は2億5,000万円というふうに考えております。

平成13年度から平成17年度までの事業費を参考までに申し上げておきたいと思います。 1億8,780万円の事業費を投入してございます。

以上です。

- 〇35番(平塚英教君) 了解。
- **○議長(青木一夫君)** ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(青木一夫君) 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(青木一夫君) 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長(青木一夫君) 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(青木一夫君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(青木一夫君) ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第25 議案第41号について、原案のとおり可決することにご異議 ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(青木一夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第41号については、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。日程第26 議案第10号から日程第34 議案第18号までの平成 17年度一般会計及び特別会計、事業会計補正予算の9議案を一括して議題としたいと思いま すが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

O議長(青木一夫君) 異議なしと認めます。

◎日程第26 議案第10号 平成17年度那須烏山市一般会計補正予算について

◎日程第27 議案第11号 平成17年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正 予算について

◎日程第28 議案第12号 平成17年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予 算について

◎日程第29 議案第13号 平成17年度那須烏山市老人保健特別会計補正予算について

◎日程第30 議案第14号 平成17年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算について

◎日程第31 議案第15号 平成17年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計

補正予算について

◎日程第32 議案第16号 平成17年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算について

◎日程第33 議案第17号 平成17年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算について

◎日程第34 議案第18号 平成17年度那須烏山市水道事業会計補正予算について

○議長(青木一夫君) したがって議案第10号 平成17年度那須烏山市一般会計補正予算についてから、議案第18号 平成17年度那須烏山市水道事業会計補正予算についてまでの9議案を一括して議題といたします。

書記に朗読いたさせます。

〔書記 朗読〕

議案第10号

平成17年度那須烏山市一般会計補正予算(第1号)

平成17年度那須烏山市の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,443,778千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,376,278千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算 の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の廃止、変更は「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加、変更は「第4表地方債補正」による。

平成18年3月7日提出

那須烏山市長 大 谷 範 雄

# 議案第11号

平成17年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

平成17年度那須烏山市の国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,714千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,800,914千円として、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ490千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56,890千円とする。
- 2 事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額 並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成18年3月7日提出

那須烏山市長 大 谷 範 雄

#### 議案第12号

平成17年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算(第1号)

平成17年度那須烏山市の熊田診療所特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

# (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,493千円を減額し、歳入歳出予算の

総額を歳入歳出それぞれ111,807千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算 の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成18年3月7日提出

那須烏山市長 大 谷 範 雄

議案第13号

平成17年度那須烏山市老人保健特別会計補正予算(第1号)

平成17年度那須烏山市の老人保健特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ41,892千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,649,708千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算 の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成18年3月7日提出

那須烏山市長 大 谷 範 雄

議案第14号

平成17年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算(第1号)

平成17年度那須烏山市の介護保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ95,841千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,066,159千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算 の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成18年3月7日提出

那須烏山市長 大 谷 範 雄

議案第15号

平成17年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

平成17年度那須烏山市の農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ445千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 歳入歳出それぞれ38,045千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算 の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成18年3月7日提出

栃木県那須烏山市長 大 谷 範 雄

議案第16号

平成17年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算(第1号)

平成17年度那須烏山市の下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところに

よる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,696千円を減額し、歳入歳出予算の 総額を歳入歳出それぞれ270,804千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算 の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成18年3月7日提出

栃木県那須烏山市長 大 谷 範 雄

議案第17号

平成17年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

平成17年度那須烏山市の簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,547千円を減額し、歳入歳出予算の 総額を歳入歳出それぞれ134,453千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算 の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成18年3月7日提出

那須烏山市長 大 谷 範 雄

# 議案第18号

#### 平成17年度那須烏山市水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成17年度那須烏山市水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

# (業務の予定量)

第2条 平成17年度那須烏山市水道事業会計補正予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

(業務項目) (既決予定量) (補正予定量) (計)
(2)年間総給水量 1,213,000㎡ △160,000㎡ 1,053,000㎡
(3)一日平均給水量 6,663㎡ △877㎡ 5,786㎡
(4)主要な建設改良事業
(上水道整備費) 112,910千円 △32,843千円 80,067千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科	目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)		
		収	入			
第1款 水	<b>×道事業収益</b>	310,647千円	△36,432千円	274,215千円		
第1項	営業収益	282,684千円	△36,891千円	245,793千円		
第2項	営業外収益	27,962千円	459千円	28,421千円		
(科	目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)		
		支	出			
第1款 水	くば事業費用	336,543千円	△828千円	335,715千円		
第1項	営業費用	234,280千円	660千円	234,940千円		
第2項	営業外費用	100,963千円	△1,488千円	99,475千円		

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文かっこ書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額98,097千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額75,561千円」に、「当年度分損益勘定留保資金92,483千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,614千円で補てんするものとする。」を「当年度分損益勘定留保資金53,409千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,318千円、引継未収金9,200千円、引継預金9,634千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収	入	
第1款 資本的収入	132,094千円	△10,668千円	121,426千円
第1項 企 業 債	75,000千円	△10,000千円	65,000千円
第3項 負 担 金	6,620千円	1,832千円	8,452千円
第4項 国庫補助金	9,000千円	△2,500千円	6,500千円
	支	出	
第1款 資本的支出	230,191千円	△33,204千円	196,987千円
第1項 建設改良費	119,422千円	△33,204千円	86,218千円

(企業債)

第5条 予算第5条に定めた企業債を、次のとおり補正する。

起債の		補		正	前		補	j	E	後
目的	限度額	起債の 方法	利	率	償還の方法	限度額	起債の 方法	利	率	償還の方法
配水管	千円	普通	5.0%以序	勺。	政府資金又は公営	千円	普通	5.0%以内	0	政府資金又は公営
布設事	35,000	貸付	ただし	/、利率	企業金融公庫資金に	25,000	貸付	ただし、	利率	企業金融公庫資金に
業			見直した	7式を選	ついては、その融資			見直し方:	式を選	ついては、その融資
			択した場	<b>易合、見</b>	条件により、銀行そ			択した場合	合、見	条件により、銀行そ
			直し後の	)利率が	の他の場合にはその			直し後の	削率が	の他の場合にはその
			5.0%を	上回っ	債権者と協定するも			5.0%を」	上回っ	債権者と協定するも
			た際には	は、当該	のによる。			た際には、	当該	のによる。
			見直しを	行った	ただし、市財政の			見直しを行	うった	ただし、市財政の
			利率。		都合により、据置期			利率。		都合により、据置期
					間及び償還期限を短					間及び償還期限を短
					縮し、又は、繰上償					縮し、又は、繰上償
					還もしくは、低利に					還もしくは、低利に
					借換えることができ					借換えることができ
					る。					る。

平成18年3月7日提出

那須烏山市長 大谷範雄

以上で朗読終わります。

〇議長(青木一夫君) 休憩いたします。

休憩 午後 3時58分

再開 午後 4時10分

○議長(青木一夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

#### 〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長(大谷範雄君) ただいま一括上程となりました議案第10号から第18号までの提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第10号であります。平成17年度那須烏山市一般会計補正予算についてであります。概要でありますが、補正予算額は14億4, 377万8, 000円の増といたしまして、補正後の予算総額は73億7, 627万8, 000円とするものでございまして、補正前予算比24.3%の増とするものであります。

一般会計第1号補正予算につきましては、歳入は主に市税、地方譲与税及び地方交付税を増

額するとともに、市債については地域振興基金造成に係る合併特例債を借り入れるものであります。歳出は財政調整基金積立、児童措置費などを減額するとともに、新たに地域振興基金積立や国保特別会計及び老人保健特別会計繰出金を増額するものでございまして、その他の項目は各事業の確定、精算に伴う補正であります。

歳入についてでございます。市税につきましては、景気回復等を反映をいたしまして個人市 民税及び法人市民税を中心に1億4,247万6,000円の増額補正といたしました。地方譲 与税は自動車重量譲与税と地方道路譲与税が堅調な伸びを示し増額となりました。地方交付税 は原資である国税収入の増に伴い1,022万2,000円が追加交付されるものであります。 国・県補助金にありましては事業の確定、精算に伴う増減であります。繰入金につきましては、 老人保健特別会計繰入金を減額するとともに、財政調整基金繰入金4,300万円を増額をい たします。また、市債は地域振興基金造成事業債を借り入れるため、12億7,300万円を 増額補正するものであります。

歳出であります。総務費については、財政調整基金積立を5,280万円減額し、新たに地域振興基金13億4,000万円の積立を行うものであります。民生費は国保特別会計繰出金が療養給付費の増に伴い、934万8,000円の増額となるとともに、老人保健特別会計繰出金も1億7,580万円の増額補正といたしました。

農林水産業費は主に首都圏農業パワーアップ推進事業費1,337万7,000円が増額となる一方、県営ふるさと農道緊急整備事業費は事業確定により減額となっております。また、土木費は野上愛宕台線、宿西川向線、鴻野山小倉線等の事業費の確定に伴う補正であります。教育費の主なものは、下江川中学校の障害者バリアフリー化のためのトイレ、昇降口等の改修工事費を計上するとともに、南那須給食センターボイラー室機器修繕費を追加補正したものであります。

繰越明許費であります。畜産基盤再編総合整備事業7,483万4,000円、県単独土地改良事業357万7,000円。

債務負担行為補正であります。廃止、農業経営基盤強化資金利子補給金ほか1件でございま す。変更であります担い手育成資金利子補給金ほか2件でございます。

地方債補正は、追加といたしまして地域振興基金造成事業。変更といたしまして道路新設改 良事業ほか1件となっております。

次は、議案第11号 国民健康保険特別会計補正予算についてであります。

今回、提案をいたしました補正予算は、事業勘定及び診療施設勘定であります。事業勘定の 補正予算額は、当初予算の歳入歳出額にそれぞれ1,771万4,000円を追加し、補正後の 予算総額を18億91万4,000円とするものであります。主な内容につきましては、国・ 県支出金及び共同事業交付金の確定並びに保険給付費に不足額が生じる見込みのための所要額 及び共同事業拠出金の確定に伴う所要額を措置をいたしたものであります。

次に、診療施設勘定の補正予算額は、当初予算の歳入歳出額にそれぞれ49万円を追加し、補正後の予算総額を5,689万円とするものであります。主な内容は、医薬品衛生材料費に不足額が生じる見込みとなったため、その所要額を措置したものであります。これらの財源につきましては、診療収入をもって措置いたしました。なお、本案は、過日の国民健康保険運営協議会に諮問し、原案どおりの答申を得ておりますこともご報告申し上げます。

議案第12号でございます。那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算についであります。今回の補正予算額は、当初予算の歳入歳出額からそれぞれ849万3,000円を減額し、補正後の予算総額を1億1,180万7,000円とするものであります。主な内容につきましては、診療収入見込額の精査により不足額が生じる見込みとなるため、基金繰入金で措置をいたし、また旧診療所の解体が次年度となりますことから、これに係る諸費用を減額措置したものであります。

次は、議案第13号 那須烏山市老人保健特別会計補正予算についてであります。今回の補 正予算額は、当初予算の歳入歳出額からそれぞれ4,189万2,000円を減額し、補正後の 予算総額を16億4,970万8,000円とするものであります。主な内容につきましては、 支払基金交付金、国・県支出金の本年度分交付額の精査に伴い不足額が生じる見込みとなった ため、一般会計繰入金で措置をいたしたものであります。なお、これら不足額につきましては、 翌年度精算交付されることになっております。

次は議案第14号 那須烏山市介護保険特別会計補正予算についてであります。今回の補正 予算額は、当初予算の歳入歳出額からそれぞれ9,584万1,000円を減額し、補正後の予 算総額を10億6,615万9,000円とするもので、現計予算と比較いたしますと8.25% の減額となります。

補正予算の概要であります。歳入につきましては、保険料、介護給付費に係る国庫負担金、 国庫補助金、県負担金、一般会計繰入金等の減額で、歳出につきましては、保険給付費等の減 額であります。

さて、減額の主な理由でありますが、平成17年10月より前倒しで施行されました施設入 所等に係る居住費、食費の見直しがなされ、利用者ご本人の自己負担分がふえたことにより、 保険給付費のうち、特に施設入所に係る給付費が中心となりますが、当初見込みより下がる見 通しとなったことが挙げられます。

次は、議案第15号 那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算についてであります。 今回提案いたしました補正予算は、水処理センターの攪拌ポンプとマンホールポンプに係る修 繕料及び排水管渠布設替の工事費を精査し、44万5,000円を計上いたしたものであります。この財源につきましては、農業集落排水事業の加入金とその施設使用料及び排水管渠布設替の工事費の補償費の精査、また、施設災害共済金と一般会計繰入金をもって措置をいたしました。

次は、議案第16号 那須烏山市下水道事業特別会計補正予算についてであります。今回提案をいたしました補正予算は、事業費の確定に伴う委託料と工事請負費等の精査及び一般管理費と施設管理費の精査をいたしまして、669万6,000円を減額措置したものであります。これらの財源につきましては、市債、下水道使用料及び受益者負担金等の精査を行い措置をいたしました。

次は議案第17号 那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算についてであります。簡易水道事業特別会計につきましては、今回の補正予算の主な内容は、職員異動に伴います人件費の精査と工事経費等の確定によりまして、654万7,000円を減額措置するものであります。これらの財源につきましては、一般会計繰入金、簡易水道事業債等の精査を行い措置をいたしました。

次は議案第18号 那須烏山市水道事業会計補正予算についてであります。主な内容でありますが、水道検針の時期を平成18年4月から偶数月に統一するため、2月検針に一斉調整を行ったために1カ月分の水道料金を減額するものであります。また、石綿管の布設替工事等の確定精査による経費減額であります。

収益的収入は、給水収益等を3,643万2,000円減額し、2億7,421万5,000円 とさせていただきます。支出につきましては、消費税等を32万8,000円減額し、3億3, 571万5,000円とするものであります。

資本的収入は、企業債、国庫補助金等を1,066万8,000円減額し、1億2,142万6,000円とさせていただきます。支出は、建設改良費を3,320万4,000円減額をし、1億9,698万7,000円とするものであります。

資本的収支不足額は、当年度損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支 調整額等で補てんをさせていただきました。

以上、議案第10号から議案第18号まで一括提案理由の説明をさせていただきました。なお、款、項、目、節にかかわる歳入歳出予算は、予算書及び予算に関する説明書のとおりであります。何とぞ慎重審議のうえ、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

〇議長(青木一夫君) 以上で、市長の提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

35番平塚英教君。

〇35番(平塚英教君) 平成17年度の市の一般会計から特別会計、事業会計の補正予算 でございます。2点ほど質問いたします。

まず、一般会計の28ページの教育費、サタデースクール事業費でございますが、24万7,000円の減額ということでございます。これは旧南那須町でやられている土曜日の補習授業というふうに思われますが、これは今後教育や行政の機会均等ということで旧鳥山のほうにも普及いただくのか。その辺の今後の進め方についてお尋ねをいたします。

次に、介護保険の特別会計でございますが、かなりいろいろな歳入歳出とも減額になっておりますが、先ほど提案理由の中で市長の説明の中では、10月1日から介護保険の改定に伴う食費と居住費の負担がされたということで、それに伴う手当をしたんですが、これが減額ということでございますが、基本的に別な料金を払わなくてはならないということで、自分の年金だけでは施設利用料を納めきれないというような世帯がありまして、家族がその差額分を負担しているという例もあると聞いております。そういう中で、各種の減額関係が当初の見込みほど、施設利用あるいは在宅も含めてそういうサービスが抑制されてしまったのではないかというふうに私は思うんですけれども、その辺の中味についてご説明いただきたいと思います。

〇議長(青木一夫君) 教育次長堀江一慰君。

○教育次長(堀江一慰君) サタデースクールの関係につきましてご説明申し上げたいと思います。新年度はどうなのかということでございますが、現在の旧南那須地区におきます減額補正の件でございますが、これにつきましては塾のほうに委託契約をしておりまして、現在荒川小学校、江川小学校で小学校2校、中学校が下江川中学校ということで実施をしておりまして、カリキュラム関係の作成が必要なくなったものですから20万円ほどの減額補正になってきているというふうにご理解いただきたいと思います。

新年度予算関係につきまして、市長の方針どおり全市に広げるというようなことで、旧南那須はもちろんではございますが、烏山地区におきましても中学校で2校、小学校が3校ということで現在講師のほうの考え方になると思いますが、教育長を初め考え方を変えまして、教員のOBあるいは宇都宮大学の学生等も含めて、企画等も含めながら現在模索をしている。おおむね方向性が見えてまいりましたので、これらについて新年度実施していきたいということでございます。

なお、ご案内のとおり、小学校は6年生、中学校は3年生2学期からということで、部活が終わりましてからを考えているということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

**〇議長(青木一夫君)** 市民福祉部長雫 正俊君。

○市民福祉部長(雫 正俊君) それでは、介護保険の減額、これが平成17年10月1日から新しい制度に基づきまして個人負担がふえたから、そのためにサービスが抑制されたのかというご質問でございますが、お手元の9ページの介護保険の2款に保険給付費がありまして、施設介護サービスが特に7,219万3,000円ということで、議員ご指摘のとおり平成17年10月1日に居住費の個人負担が伴いまして、市の費用額が減ったことから減額が生じたことでございます。ただし、介護保険の利用者、介護認定者等につきましては、ふえ続けておりまして、介護費用全体としましては抑制されているというふうな数字ではございません。ふえております。

また、先ほどの介護保険の条例の改正のところでも申し上げましたが、10月と11月ではおおむね施設費用が月額1,000万円ほど減っております。この部分に対しまして減額認定者で補てんしているのが500万円ということですから、1カ月おおむね全体で300人からの施設利用者の中で500万円ほど個人負担がふえているかなというふうには考えております。以上でございます。

〇議長(青木一夫君) 35番平塚英教君。

**○35番(平塚英教君)** サタデースクールというのは大谷南那須町長の時代からやられてきたと思うので、市長のほうからも一言サタデースクールの考え方についてご説明をお願いします。

〇議長(青木一夫君) 市長大谷範雄君。

○市長(大谷範雄君) 内容につきましては、今、教育次長がお答えしたとおりでありまして、このサタデースクール、旧南那須時代に平成14年度からあの当時のゆとり教育に対する危機感を持った対応をしてまいったわけであります。あの当時は平成14年でございますから、学校5日制が始まったばかり、翌年でございました。それと、文部科学省で制定をいたします新学習指導要領というものがございます。それで3割を削減をする。このようなことが明確に打ち出されていました。したがいまして、これからの子供たちの学力保持につきましては、大変格差が出る。そういった懸念をいたしまして、町ででき得ることは何だろうというようなところからサタデースクールを開校した経過がございます。

そのようなことから、小学校6年生にも翌年拡大をいたしまして、小学校6年生につきましては中学校に入学前というようなことで、これからもやはり学習意欲を身につけるという姿勢、 意欲といったものを醸成するために小学校6年生に入れさせていただきました。

したがいまして、このことを新年度の平成18年度は先ほど申し上げましたように、旧鳥山 地区に拡大をいたしまして那須烏山市としての教育の改革、教育の向上、ついては少子化対策 に寄与していきたいと考えておりますので、このことにつきましては当初予算につきまして提 案をさせていただきますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。 以上です。

〇議長(青木一夫君) 4番髙津戸 茂君。

O4番(高津戸 茂君) 2件ほど質問させていただきます。1件は介護保険関係で、今、平塚議員の質問の項目、9ページの施設介護サービスの件でございます。旧南那須町は、昨年の補正予算もやはり大幅な金額の減額があったと私は思っています。そのとき確認したのは、施設介護サービスに入りたいけれども、入れるだけの施設の量がない。当初の予算で組んでいた人数よりも実際に入って介護サービスを利用できた人間は少なかったということで、大幅減額になったのが前年度だったと思います。

多分私は今年度も、先ほど法改正になっても500万円ぐらいの個人負担だったよ、増加だよと言っていましたので、私は本当はそこが大きな減額になった内容ではないかなというふうに感じていますが、それが正しいのかどうかをまず教えていただきたいのと、仮にそうであれば、やはり今後の高齢化社会の中で施設介護を希望している方がたくさんいるわけです。現在の施設の数ではやはり入りきれない。逆に言うと、施設に入りたくても何カ所も回って入所待ちという方がたくさんいるんですね。

それらを含めて現在、施設介護入所希望者と実際にそちらに入所されている、希望していて も入れない数でもいいですけれども、その差がどれぐらいあるのかということと、もう一つや はり今後の政策として施設介護サービスをどのようにふやしていくのか。その辺の取り組みの 考えをお聞きしたいと思っています。

2件目は参考までに教えていただきたいんですが、一般会計の補正の中で下江川中学校施設整備費ということで、先ほど市長の説明の中でバリアフリー対策ですよということがありました。総額488万5,000円が急遽補正を組まれたわけですが、その内容がどんな内容なのか。これは参考までにお聞かせいただきたい。

以上でございます。よろしくお願いします。

- **〇議長(青木一夫君)** 市民福祉部長雫 正俊君。
- **〇市民福祉部長(雫 正俊君)** それではお答えします。

施設入所者数につきましては、おおむね300人程度で推移しておりますから、施設を希望する人が必ずしも入れるというふうには数字上は見られません。また、実際介護認定を受けまして施設入所を希望している人たちは、幾つかの施設に入所の申し込み相談に行っておりますが、その部分で重複している部分があると思いますが、全体的には100名を超える数字だというふうに考えております。

また、今後そういうふうな施設入所希望者に対しての施策ですが、できれば施設介護ではな

く在宅でサービスを受けられるような施策、在宅福祉サービス、そういうふうな方向にサービスを進めていく必要があるのではないかと考えております。ちなみに施設サービスをする場合に、入所しますと1人1年間で約300万円程度の入所費用がかかるということで、当然その分につきましては保険料のほうに負担がかかってきますものですから、できるだけ在宅サービスのほうに向け相談に乗っていきたいというふうに考えています。

以上です。

- 〇議長(青木一夫君) 教育次長堀江一慰君。
- **〇教育次長(堀江一慰君)** 下江川中学校の施設整備の関係につきましてご説明申し上げたいと思います。

市長が提案したとおりバリアフリーの関係でございます。障害のある生徒の受け入れをいた すということに相なるわけでございまして、校舎のトイレ、トイレの入り口関係、それと北側 の昇降口と南側の昇降口、両方にスロープをつけるというふうな考え方が施設整備の内容であ りまして、そのほかに移動できるスロープを1台購入するというような整備の内容でございま すので、ご理解をいただければと思います。

以上でございます。

- 〇議長(青木一夫君) 4番髙津戸 茂君。
- **○4番(高津戸 茂君)** まず、学校のバリアフリーですが、やはり障害を持った方が公立 の学校に受け入れていただけるという非常に必要といいますか、みんなと同じような環境で勉強したいという条件をとれるための費用ということであれば、非常にすばらしい補正ではない かなということで了解いたしました。

ただ、施設介護サービスの件は、もちろん在宅介護が一番いいんですよ。わかっていますけれども、私も実際に施設に父親を入れていますけれども、在宅ではもう見られないような状態もあるんですね。老人社会になって、どうしても2人しかいなくて片方が要介護になった場合には在宅介護ができないんですね。ですから、やはり私は施設介護というのはこれからもっともっとふえてくる、ニーズは出てくると思うんです。

ですから、これなども当初予算を組んで当初の人数よりも入所者が少ないというのが多分基本だと思うんで、やはり公的な施設を利用してでもいいですし、やはりこれはニーズに合った数だけは今後確保していくような努力をしないと、介護保険サービス制度ができた本意が、赤字になるからといってだんだん薄れてきている気がしてならないんですよね。高齢化社会を迎えていますので、ぜひそちらには力を入れていただきたいと思います。市長の所見があればお聞かせ願いたいと思います。

〇議長(青木一夫君) 市長大谷範雄君。

#### **〇市長(大谷範雄君)** お答えを申し上げます。

先ほど髙津戸議員の質問に対しまして、市民福祉部長は介護保険の本旨をお答えをいたしました。介護保険の本旨は、まさに在宅介護が主流であることはご理解をいただきたいと思います。確かに今そのようなご指摘のように、施設入所を待機待ちをしている方が3けた台に上っていることも承知をいたしております。私は、市ででき得ることはやりたいと思いますが、私は地の利を生かした民間活力の導入、これが一番よろしいかなと考えております。

したがいまして、今、田野倉地内にもデイサービスの施設が50床規模で建設中であります。 そのような民間活力の導入を引き入れながら、そういった対応をしていくのが那須烏山市に合った対応かなと考えておりますので、そのことを推進をさせていただきたいと考えております。

- ○4番(高津戸 茂君) 了解しました。
- ○議長(青木一夫君) ほかに質疑はありませんか。

17番中山五男君。

**〇17番(中山五男君)** 一般会計から2点、水道会計から1点、合わせて3点質問申し上げます。

まず6ページをお開きいただきたいと思います。ここに繰越明許費が2つの事業ほど載って おりますが、なぜ繰越明許費としなければならないのか。この理由についてまず1点お伺いし ます。

2点目は19ページの防犯対策費です。2款1項14目防犯対策費として今回90万9, 000円ほど増額いたしました。合わせても300万円足らずなんですが、この額で今年度は 学校保護者等の要望にこたえられたのか。これについてお伺いします。

3点目は水道事業なんですが、これから検針を偶数月にしたそうですが、なぜ偶数月にした のか、これが1点。

それと、偶数月にしたことによって、労務費に電算の処理料も軽減されたかと思いますが、 その軽減される額について、これはこの後平成18年度の予算にも出てきますが、そのところ での質問でもいいかと思いましたが、もしきょう答弁ができましたらこの件ですね。

それと、偶数月にしたことによって一番心配することは、今度は未納者がふえてしまうのではないかと考えているわけですが、この対策について担当部長としてはどのように考えているのか、この点についてお伺いします。

以上です。

- **〇議長(青木一夫君)** 経済環境部長佐藤和夫君。
- **〇経済環境部長(佐藤和夫君)** 6ページの農林水産関係の繰越についてご説明を申し上げたいと思います。

まず、畜産再編総合関係の事業でございますが、7,483万4,000円の繰越でございます。これは平成17年から平成20年にかけまして、市内の7名の方が県の農業振興公社が事業主体になりまして畜産関係の整備をする事業でございまして、今年度の予算は1億879万円の事業費でございます。これがなぜ繰越になったかと申しますと、幾つかの理由はあるわけでございますが、今年度、事業を遂行するにあたりまして、当初自分の今の1人の方が畜産をやっている敷地内を整備する予定でありましたが、これがいろいろな作業の関係あるいは敷地の関係から、農用地の部分に設置したいということになりまして、ここになりますと農用地の除外と農地転用の事務の手続きが入るわけでございます。

ちょうどその10月、合併時期でございまして、これらの取り扱いが非常に難航したのが1つと、除外と農地転用の申請には五、六カ月を有するわけでございまして、繰越をさせていただいて完成が9月ごろかなと思っておりまして、事業費は1億800万円でございますが、一部終わる事業もございますので、繰越が7,400万円何がしということでございます。

もう1点の県単土地改良事業の357万7,000円につきましては、塩那台の土地改良の関係で事業主体が塩那台土地改良区になるわけでございまして、福原の用水から水を給水してきているわけでございますが、この工事が志鳥地内におきまして土砂の崩壊と7月28日の豪雨によりまして土砂崩れなどで被害を受けたということでございますが、修理費に総事業費が800万円でございまして、本市の負担が357万7,000円でございますが、この工事について現在は福原用水機場の整備点検を実施中でございまして、整備点検が終わらないと、給水して志鳥地内の箇所がスムーズに通水試験ができないということでございまして、繰越になったわけでございまして、事業が終わるのが大体5月かなと思っておりますのでご理解をいただきたい。

以上でございます。

- 〇議長(青木一夫君) 総務部長大森 勝君。
- ○総務部長(大森 勝君) 防犯灯対策関係についてお答えを申し上げたいと思います。

現在自治会関係で防犯灯を管理していただいている基数につきましては、旧鳥山が約 1, 500基ございます。旧南那須町が 800基、また市が直接管理をしておりますのが 150基 ございます。トータルといたしまして 2, 450基が現在あるということになります。今回の予算等から申し上げますと、修繕関係が今年度で 127基修繕という対応策をとらせていただいております。そのほかに新設が 120基設置をするということで、現在、予算措置をしてございます。

住民からの要望がすべてかなえられたかどうかという問題ですけれども、今の考え方では地 域から要望があったものについてはすべて対応できているのかなというふうに思っております。 しかし、この防犯灯につきましては、電気料が自治会持ちということでお願いしてございます ので、これからそういうものをご理解をいただきながら、住民からの要望等については十分対 応していきたいというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(青木一夫君) 建設部長池尻昭一君。
- **〇建設部長(池尻昭一君)** 水道事業についての検針月等の変更についてのお尋ねにお答えを申し上げます。

まず、検針月についてはご指摘のとおり偶数月となっております。これは既に旧烏山町では 2カ月単位の検針納付という形になっておりました。その中で、合併の協議の中で業務統合、 統一等を図るために検針月を偶数月に変更するという内容でございます。

2カ月ということになりますと、未納者対策についての危惧というご質問でございますけれども、この偶数月の検針納付ですね、別の月になります奇数月に職員が重点的に収納対策も図れるのかなと考えております。それと、2カ月にした軽減額効果についての具体的な数字というご質問でございますけれども、既に旧鳥山町では実施していたということでありますので、今南那須でどれだけ軽減されているかという資料が手持ちにございませんので、整理しまして後日ご報告させていただきたいと思います。

以上でございます。

- **〇17番(中山五男君)** 了解しました。
- **○議長(青木一夫君)** お諮りいたします。本日の会議は予定された案件が残っております ので、延長したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(青木一夫君) 異議なしと認めます。

よって、本日の会議は延長することに決定いたしました。

18番郡司昭三君。

○18番(郡司昭三君) 2点ほどお願いをいたしたいと思います。

24ページでございますが、農業振興費の中で生産調整推進事業ということで1,337万7,000円の増額ということでございますが、これは市長が前から言っておりますように、わが市の基本的な問題の農業基幹産業ということであろうと思っておりますが、やはりこれからの農業を生産するために明るい方向としてこういうものがなっているのかなというふうに思いますが、やはりこの中での力点、重立ったものをどういうふうにしてやるかというのを具体的にあれば、市長のご見解をいただきたいと思っております。

それから、25ページですが、これは土地改良費でございますが、市の単独の土地改良事業

費が190万円となっておりますが、これはどこをやってあるのか、実施地をお伺いしたいと 思います。よろしくお願いします。

〇議長(青木一夫君) 市長大谷範雄君。

○市長(大谷範雄君) 24ページの農業振興費の生産調整にかかわることにつきましては、 転作にかかわる数値の調整でありますので、このことはご理解をいただきたいと思いますが、 私は農業全般についての振興策についてお答えをさせていただきますが、議員ご指摘のとおり、 那須烏山市合併をいたしましても基幹の農業であることは間違いはございません。したがいま して、この基幹の農業の振興を図るということは町の活性化につながると理解をいたしており ます。

したがいまして、私はいろいろな施策を講じながら、農業関係者はもとより農業に関しましてはやはり I ターン、Uターン、Gターン、いろいろございますけれども、団塊の世代がこれから定年を迎えることになりますので、そういった受け皿づくりについては、行政と官と民が一体となって受け皿をつくらなければならないと思っております。

この背景はすばらしい特産品にも恵まれております。水田農業を初めといたしまして、いろいろと首都圏の農業等も多種多様な立地にもございますし、気候にも恵まれております。そのような背景をもとに、農業振興についてはいろいろな多方面の角度から、振興に向けて尽力をしていきたいと思っておりますので、議員各位にありましても、さらにご指導、あるいはご支援もいただきたい、ご理解もいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

**○議長(青木一夫君)** 経済環境部長佐藤和夫君。

**〇経済環境部長(佐藤和夫君)** 市の単独事業について申し上げたいと思います。いずれも 旧鳥山町地内でございまして、1つは境土地改良区、事業費にしまして40万円。もう1点は 堀抜土地改良区、事業費にしまして150万円、合わせて190万円でございます。

**〇議長(青木一夫君)** 18番郡司昭三君。

**〇18番(郡司昭三君)** 今、市長からの答弁でかなり具体的な答弁がございましたが、けさの下野新聞を見ますと、茂木のこれからの農業の取り組みというのが具体的に出ておりまして、なるほどなと思っておりました。これは市全体がもう少しいろいろな面で拡大し、あるいは宣伝といいますか、そういうようなことで勤めから農業へUターン者を募っているということで、かなり効果があるというのが出ておりました。

わが市でも、そういうのを積極的にこれから入れまして、塩那台とかいろいろ遊休地がございますので、そこへひとつ作物の適応性を考えたうえで入れる必要があるのではないだろうかというふうに考えておりますが、どうぞひとつもう少し那須烏山市のよさをPRしてやっていっていただきたいというふうに考えておりますので、再度よろしくお願いします。

- 〇議長(青木一夫君) 市長大谷範雄君。
- **〇市長(大谷範雄君)** まさに同感であります。茂木地区につきましてはいろいろと隣接町ということもございますので、情報交換等をまめに行っていきたいと思っております。まだまだ都市と農村の交流事業については茂木地区が進んでおります。また、すばらしい特産品、そして特産を利用した交流人口の増加にも取り組んでおります。

そのようなことから、いろいろな情報をいただいておりますので、今後とも見習うべきことは大いに見習い、そして那須烏山市のよさは十分にございます。そのような独自の農業政策を織りまぜながら、私は推進をしていきたいと考えております。そのようなことから、ぜひ茂木町も参考にさせていただきながら、お互いに隣接市として切磋琢磨して大いに振興発展に努めていきたいと考えております。

- 〇議長(青木一夫君) 22番樋山隆四郎君。
- **〇22番(樋山隆四郎君)** 簡単に1点です。29ページ、学校管理費の中の烏山中学校施 設整備費が76万9,000円減額になっていますが、どういう理由で減額になったのか。
- 〇議長(青木一夫君) 教育次長堀江一慰君。
- **○教育次長(堀江一慰君)** 大変失礼いたしました。これにつきましては、統合に伴います スクールバスでございますが、それを施設整備費の中に入れておりますので、今回安く買えた というと語弊がございますが、当初予算で2台購入で940万円ほど見ていました。それが 860万円ほどで買えたということで、この烏山中学校の施設整備費の中にスクールバスの購入費が入っていたということで、スクールバスの購入費の分が減額補正という形でございます ので、ご理解いただければと思います。
- 〇22番(樋山隆四郎君) 了解。
- ○議長(青木一夫君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長(青木一夫君)** 質疑がないようですので、議長において議事進行し、これで質疑を 打ち切ることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(青木一夫君) 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより議案第10号から議案第18号までの9議案について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

- 35番平塚英教君。
- **○35番(平塚英教君)** 議案第10号から議案第18号までの平成17年度の一般会計、

特別会計、事業会計につきましては、事業精査に伴うものがほとんどでございまして、おおむね了解点には達しているんですが、議案第14号の介護保険特別会計につきましては、国の制度改悪に伴う国の予算減額、そういうものを受けた歳入歳出の減額等になっております。基本的に昨年の10月から制度が改悪されまして、施設利用者が非常に困っております。そういう点でこれについては同意できませんので、これについては反対させていただきます。

以上です。

○議長(青木一夫君) 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(青木一夫君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(青木一夫君) ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第26 議案第10号について、原案のとおり可決することにご異議 ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(青木一夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第10号 平成17年度那須烏山市一般会計補正予算については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第27 議案第11号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(青木一夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第11号 平成17年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算については、 原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第28 議案第12号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**〇議長(青木一夫君)** 異議なしと認めます。

よって、議案第12号 平成17年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算については、 原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第29 議案第13号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

#### ○議長(青木一夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第13号 平成17年度那須烏山市老人保健特別会計補正予算については、原 案のとおり可決いたしました。

次に、日程第30 議案第14号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手 を求めます。

#### 〔賛成者举手〕

# 〇議長(青木一夫君) 挙手多数と認めます。

よって、議案第14号 平成17年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算については、原 案のとおり可決いたしました。

次に、日程第31 議案第15号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

#### [「異議なし」の声あり]

#### ○議長(青木一夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第15号 平成17年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第32 議案第16号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

#### [「異議なし」の声あり]

#### ○議長(青木一夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第16号 平成17年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算については、 原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第33 議案第17号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

# [「異議なし」の声あり]

# 〇議長(青木一夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第17号 平成17年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算については、 原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第34 議案第18号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

# [「異議なし」の声あり]

#### ○議長(青木一夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第18号 平成17年度那須烏山市水道事業会計補正予算については、原案の

とおり可決いたしました。 休憩いたします。

休憩 午後 5時00分

再開 午後 5時10分

○議長(青木一夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。日程第35 議案第1号から日程第43 議案第9号までの平成18年 度当初予算9議案を一括して議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**〇議長(青木一夫君)** 異議なしと認めます。

◎日程第35 議案第1号 平成18年度那須烏山市一般会計予算について

◎日程第36 議案第2号 平成18年度那須烏山市国民健康保険特別会計予算について

◎日程第37 議案第3号 平成18年度那須烏山市熊田診療所特別会計予算について

◎日程第38 議案第4号 平成18年度那須烏山市老人保健特別会計予算について

◎日程第39 議案第5号 平成18年度那須烏山市介護保険特別会計予算について

◎日程第40 議案第6号 平成18年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計予算について

◎日程第41 議案第7号 平成18年度那須烏山市下水道事業特別会計予算について

◎日程第42 議案第8号 平成18年度那須烏山市簡易水道事業特別会計予算について

◎日程第43 議案第9号 平成18年度那須烏山市水道事業会計予算について

〇議長(青木一夫君) したがって、議案第1号 平成18年度那須烏山市一般会計予算についてから、議案第9号 平成18年度那須烏山市水道事業会計予算についてまでの9議案を一括して議題といたします。

書記に朗読いたさせます。

〔書記 朗読〕

予算書1ページをお開きください。

議案第1号

平成18年度那須烏山市一般会計予算

平成18年度那須烏山市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,500,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。 (債務負担行為)
- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、 限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の借入れの最高額は6億円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額 を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
  - (1) 各項に計上した給与、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成18年3月7日提出

栃木県那須烏山市長 大 谷 範 雄

91ページをお開きください。

議案第2号

平成18度那須烏山市国民健康保険特別会計予算

平成18年度那須烏山市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,003,800千円と定め、 診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ94,100千円と定める。
- 2 事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、 「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、事業勘定50,000千円、診療施設勘定20,000千円と定める。 (歳出予算の流用)
- 第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
  - (1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成18年3月7日提出

栃木県那須烏山市長 大 谷 範 雄

129ページをお開きください。

議案第3号

平成18年度那須烏山市熊田診療所特別会計予算

平成18年度那須烏山市の熊田診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ70,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。 (一時借入金)

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第235条の3第2項の規定による一時借入 金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

平成18年3月7日提出

栃木県那須烏山市長 大 谷 範 雄

139ページをお開きください。

議案第4号

平成18年度那須烏山市老人保健特別会計予算

平成18年度那須烏山市の老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,887,200千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。 (一時借入金)
- 第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第235条の3第2項の規定による一時借入 金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

平成18年3月7日提出

栃木県那須烏山市長 大 谷 範 雄

149ページをお開きください。

議案第5号

平成18年度那須烏山市介護保険特別会計予算

平成18年度那須烏山市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,976,400千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。 (一時借入金)
- 第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第235条の3第2項の規定による一時借入 金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第3条 地方自治法第222条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりとする。
  - (1)保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成18年3月7日提出

那須烏山市長 大 谷 範 雄

171ページをお開きください。

議案第6号

平成18年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計予算

平成18年度那須烏山市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ54,300千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。 (地方債)
- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20, 000千円と定める。

平成18年3月7日提出

栃木県那須烏山市長 大 谷 範 雄

185ページをお開きください。

議案第7号

平成18年度那須烏山市下水道事業特別会計予算

平成18年度那須烏山市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ451,400千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。 (地方債)
- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100, 000千円と定める。

平成18年3月7日提出

栃木県那須烏山市長 大 谷 範 雄

201ページをお開きください。

議案第8号

平成18年度那須烏山市簡易水道事業特別会計予算

平成18年度那須烏山市の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ141,500千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。 (一時借入金)
- 第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第235条の3第2項の規定による一時借入 金の借入れの最高額は、30,000千円と定める。

平成18年3月7日提出

栃木県那須烏山市長 大 谷 範 雄

215ページをお開きください。

議案第9号

平成18年度那須烏山市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成18年度那須烏山市の水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数

8,397 戸

(2)年間総給水量

2,709,000 m<sup>3</sup>

(3) 一日平均給水量

 $7, 422 \text{ m}^3$ 

(4) 主要な建設改良事業(上水道整備費)

86,433 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

			収	入			
	第1款 水道	<b>直事業収</b>	益		6 5 7, 9 4	13	千円
	第1項 営	営業収	益		6 1 1, 1 1	7	千円
	第2項 営	営業外収	益		46,82	2 5	千円
	第3項 紫	身別 収	益			1	千円
			支	出			
2	第1款 水道	<b></b> 事業費		出	659,16	3	千円
į	第1款 水道 第1項 営	,,., ,	用	出	6 5 9, 1 6 4 5 4, 0 9		
8 1		営業費	·用 用	出	•	9 1	千円
	第1項 営	営業費	·用 用 ·用	出	454,09	9 1	千円千円
X 12	第1項 営第2項 営	常業費 営業外費 時別損	·用 用 ·用 失	出	454,09	9 1 7 2 9 0	千円 千円 千円

# (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額234,521千円は、当年度分損益勘定留保資金234,521千円で補てんするものとする。)

		Ц	Z		入	
第1款 質	資本的」	収入				93,553 千円
第1項	企	業		債		35,000 千円
第2項	出	資		金		49,067 千円
第3項	負	担		金		9,486 千円
		支	Ž		出	
第1款 賞	資本的	支出				328,074 千円
第1項	建設	改良	:費			87,089 千円
第2項	企業位	賃償遗	是金			239,985 千円
第3項	予	備	費			1,000 千円

(企業債)

第5条	起債の目的	限度額	起信の方法	利率及び償還の方法は、	次のとおりと定める
$\pi \cup \pi$		12000000000000000000000000000000000000	一位 ほうしかん	一 十八 し 貝座 ツカ ねば、	

起債の目的	限度額	起債の方法	利	率	償還の方法
配水管布設事業	千円	普通貸付	5.0%以内。	ただし、利率	政府資金又は公営企業金融公庫資金につい
	35,000		見直し方式	を選択した場	ては、その融資条件により、銀行その他の場
			合、見直	し後の利率が	合にはその債権者と協定するものによる。
			5.0%を上回	回った際には、	ただし、市財政の都合により、据置期間
			当該見直	しを行った利	及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還も
			率。		しくは、低利に借換えることができる。
<b>1</b>	35,000				

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

- 第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。
  - (1) 職員給与費

53,978千円

(2)交際費

30千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、5,596千円と定める。

平成18年3月7日提出

栃木県那須烏山市長 大谷範雄

以上、朗読終わります。

○議長(青木一夫君) 市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

# 〔市長 大谷範雄君 登壇〕

**○市長(大谷範雄君)** ただいま一括上程となりました議案第1号から第9号までの提案理 由の説明を申し上げます。

議案第1号 平成18年度那須烏山市一般会計予算についてであります。

平成18年度那須烏山市一般会計予算は、2町合併後新市としての初めての通年予算であり

ます。同時に、那須烏山市建設に向けて、市民の融和と一体化を図るべきスタートの年として 極めて重要な予算であります。

さて、昨今の我が国の経済は、雇用、所得環境が改善をしており、緩やかながら景気回復が 見込まれているわけでありますが、国は基本方針2005等に基づき、改革なくして成長なし、 民間でできることは民間に、地方にできることは地方にとの方針のもと、各分野にわたる構造 改革を行うことといたしております。

このような中で、本市の財政状況は、市税収入につきましては税制改正や景気回復基調を受けて若干の伸びが見込まれるものの、地方交付税、臨時財政対策債の縮減等により財源不足が懸念されるとともに、国庫補助金の廃止、縮減などにより歳入の確保が厳しい状況にあります。

一方、歳出面においては、合併関連経費の確保や、少子高齢化に伴う扶助費や繰出金の急増、 さらに公債費の増嵩などにより、引き続き厳しい財政運営を強いられております。

しかしながら、住民に身近な行政サービスを提供する市の役割は一層重要となり、公平で安心な行政サービスを維持するとともに、保健、福祉、医療への対応、さらには地域経済の活性化や雇用の創出など、地域の課題にも積極的に取り組むことが求められております。

このため、本市の平成18年度予算は、新市建設計画に基づきまして、那須烏山市としての一体感の醸成と均衡ある発展を図るための合併関係経費を計上するとともに、少子高齢化対策、生活保護などの福祉の充実、学校統合を中心とした教育改革関連事業などに重点的に取り組み、市民の要請に的確に対処し、一層の市民福祉の向上に配慮した予算編成を行ったところであります。

概要を申し上げます。平成18年度の那須烏山市一般会計予算額は105億円であります。 前年度と比較いたしますと5億2,300万円、5.2%の増となります。これは合併準備経費 は減額となったものの、福祉事務所設置に伴う生活保護費、新市の融和と一体化のための合併 関連事業費、国保特別会計繰出金等が増額となったことが主な要因であります。

歳入について申し上げます。歳入につきましては、市税は個人及び法人市民税が増額となり、前年度比 2.9% 増の 2.6 億 6.55 2.5 1.0 0.0 円を計上いたしました。地方譲与税のうち所得譲与税は税源移譲に伴いまして倍増の 2 億 4.0 0.0 万円となりまして、地方交付税は 3.8 億 4.6 0.0 万円で生活保護費、合併補正の加算分の増額などを見込み 8.2% の増となりました。

市債は総額7億2,590万円で、このうち合併特例債を2億1,040万円、臨時財政対策 債3億9,700万円を見積もるとともに、その他財源不足を補うため財政調整基金4億5, 000万円を取り崩して繰り入れを行いました。

また、国庫支出金や県支出金などの特定財源の確保に努めるとともに、市債は将来の財政運

営に配慮し、合併特例債や辺地債など有利な起債を活用することといたしました。この結果、 市税等の自主財源は35億3,575万1,000円、構成比33.7%、地方交付税等の依存 財源69億6,424万9,000円、構成比66.3%となりました。

歳出であります。歳出予算は、合併直後でありますことから、新市建設計画に基づき合併関連事業を優先的に推進するとともに、行財政改革を断行し、限られた財源を効率的かつ重点的に配分することに徹することに努めました。この結果、目的別構成比では民生費が29億608万4,000円、構成比28%のトップであります。以下、公債費14億158万6,000円、構成比が13%、教育費12%の順となっているわけであります。

また、性質別構成比では、人件費 26億7,057万8,000円、構成比25%、補助費等は16億7,529万8,000円、構成比16%、公債費14億158万6,000円、構成比13%となったところであります。

主な施策を申し上げます。

まず、豊かな自然に包まれました「暮らしやすく訪れやすいまち」の実現。主に那須烏山市としての一体感の醸成及び均衡ある発展を図る事業についてであります。まず、道路整備事業、野上愛宕台線、鴻野山小倉線、都市計画街路山手通り線などでございます。都市計画マスタープランの策定もございます。合併に伴う看板等の設置及び修繕事業、さらに地域防災計画の策定及び浄化槽設置事業であります。

次に、健康で安心して暮らせる「人にやさしいまち」の実現であります。保健医療の充実、 母子保健計画の策定、高齢者福祉の充実、福祉バスの充実、地域福祉・障害者福祉の充実、地 域福祉計画の策定、福祉事務所による福祉施策の充実、障害者自立支援法への対応、地域包括 支援センターの設置等であります。子育て支援の充実、学童保育施設としての烏山小学校の改 修。

3つ目が個性と魅力のある「教育・文化環境を育むまち」の実現であります。学校統合の推進、サタデースクールの全域での実施、学校支援非常勤講師、いわゆるTTの配置、烏山公民館前及び烏山運動公園舗装工事等でございます。

4つ目の21世紀にふさわしい「産業・雇用を育むまち」の実現につきましては、畜産基盤 再編整備事業、企業誘致の推進、これは企業誘致委員会の設置等であります。産学官連携事業 の推進、観光振興及び商工業振興ビジョンの策定等であります。

5つ目は、自然や環境を大切に守り「次代へつなぐまち」の実現であります。自然環境の保全・活用、全市花公園構想、生活環境の保全、廃棄物監視員設置事業等でございます。

6つ目は、地方分権に対応できる「自立したまち」の実現であります。総合計画の策定を平成18年、平成19年の2カ年継続事業といたします。まちづくり委員会の設置、行財政改革

の推進、事務事業の整理統合、定員管理の適正化、補助金等の縮減などを挙げております。

債務負担行為でございますが、計画策定業務、総合計画、都市計画マスタープラン 2 件であります。

地方債は将来の財政運営に配慮し、有利な起債を活用いたしました。11の起債事業で7億 2,590万円でございます。

- 一時借入金は、一時借入金の最高額6億円とさせていただきました。
- 一般会計予算の概要でございますが、引き続き厳しい財政状況にあるものの、自立をした住 民主役のまちづくりを具現化し、市民福祉の向上に最大限の努力を傾けてまいりたいと思って おります。

次に、那須烏山市国民健康保険特別会計予算についてであります。

国民健康保険は、他の医療保険事業に比べ高齢者及び低所得者層を多く抱える構造的な体質を持っておりまして、その運営は極めて厳しい状況にあります。予算編成にあたりましては、現行制度を基本といたしまして経費の節減合理化を図りつつ編成をいたしました。

事業勘定から申し上げます。事業勘定予算の歳入歳出予算総額は30億380万円となり、旧2町における平成17年度当初予算額と比較をいたしますと5.7%、1億6,300万円の増額であります。

歳出の主なものは、保険給付費が予算総額の71.8%でありまして、続いて老人保健拠出金15.8%、介護納付金が7.4%となっております。これらの財源は、保険税と国庫負担金が主なものでありますが、保険税につきましては合併時の調整による税率での積算となりますので、旧2町における当初予算と比較いたしますと7.7%の減額となっております。また、2億3,200万円の財源不足が生じましたことから、一般会計繰入金をもって措置をさせていただきました。

続きまして、診療施設勘定でございますが、診療施設勘定歳入歳出予算総額は9,410万円となっておりまして、前年度当初に比較いたしまして10.1%、860万円の増額であります。

歳出の主なものは、総務費が予算総額の56.1%を占め、医業費が38.4%を占めております。これらの財源は診療収入をもって措置いたしました。

なお、本案は、過日の国民健康保険運営協議会に諮問し、原案どおり答申を得ておりますことをご報告申し上げます。

次は、議案第3号 那須烏山市熊田診療所特別会計予算についてであります。本会計の歳入 歳出予算総額7,050万円となり、前年度当初と比較いたしますと52.2%、7,700万 円の減額となります。 歳出予算の主なものは、総務費が57.9%、続いて医業費が26.2%となっております。 これらの財源は、診療収入をもって措置をいたし、不足財源につきましては運営基金繰入金を もって措置をいたしました。

また、施設整備費につきましては、旧診療所の解体工事に係る諸費用でございますので、一般会計繰入金をもって措置をさせていただきました。

次は、議案第4号 那須烏山市老人保健特別会計予算についてであります。

本会計の歳入歳出予算総額は28億8,720万円となりまして、旧2町における平成17年度当初予算と比較いたしますと3.4%、9,360万円の増額となります。

医療費総額は28億7,565万8,000円で、同様に比較をいたしますと3.4%、9,540万3,000円の増額となります。医療費は高齢化の進展、医療技術の高度化等によりまして増加することが予想されますので、健康教育及び健康診査等の老人保健事業と密接な連携を図りながら、円滑な運営を図ってまいる所存であります。

次は、議案第5号 那須烏山市介護保険特別会計予算についてであります。

新年度より第3期事業計画がスタートをすることとなります。当計画が第1期及び第2期事業計画と異なる点は、平成17年第162回国会において、介護保険法の一部改正により制度全般にわたる見直しがなされたところであります。具体的には要介護認定制度、施設及び在宅サービスに係る保険給付、あわせて介護予防の取り組みなどについて改正がされました。

主たる内容でございますが、前倒し施行される形で、昨年10月に在宅及び施設の利用者負担の公平性の観点から、施設入所及びデイサービス利用等における居住費及び食費の見直しがなされ、原則として自己負担となったところであります。

また、平成18年4月1日から新たな施行となるものは、要介護度の区分が見直しされ、従来の6つの区分から7つの区分に分けられたことであります。保険給付も要支援1及び要支援2の認定者を対象とする介護予防給付と、要介護1から要介護5までの認定者を対象とする従来の介護給付とに細分化されたことであります。

新たに市町村ごとに地域包括支援センターを創設をし、要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者の方を対象に、健康な65歳から活動的な85歳を目指した介護予防、運動機能の向上、栄養管理指導、口腔ケア等に取り組むために、地域支援事業を実施することになったことなどであります。

また、少子高齢化の現状から、要介護認定者数は平成18年1月末現在で1,138名でございますが、平成20年度末には1,259名に達すると予想いたしております。さらに、要介護認定者の増加に比例をいたしまして、在宅及び施設利用者数についても、現時点では951名でございますが、平成20年度末にはさらにふえる見通しであります。

このような状況を踏まえ、平成18年度那須烏山市介護保険特別会計の予算は、歳入歳出19億7,640万円となり、旧2町における平成17年度当初予算額と比較いたしますと12.6%の増額となります。

次は、議案第6号 那須烏山市農業集落排水事業特別会計予算についてであります。

興野地区の農業集落排水事業につきましては、平成12年1月に供用開始をし、以来施設の維持管理及び供用率の向上に取り組んでまいり、現在78%の世帯で使用しているところであります。

平成18年度の予算は総額5,430万円を計上いたしました。歳出の主なものは、水処理 センター等の施設の維持管理費及び建設事業に係る市債の元利償還金であります。これらの財 源につきましては、農業集落排水事業加入金、施設使用料、市債及び一般会計繰入金を持って 措置いたしました。

次は、議案第7号 那須烏山市下水道事業特別会計予算についてであります。

烏山処理区における整備状況であります。全体計画区域 260 へクタールのうち認可区域 99 へクタールの整備を進めているところであります。平成 17 年 3 月末の整備面積は約 60 へクタールでございまして、全体計画に対する整備率は 23%であります。この水洗化率は 22.3%で、年間汚水処理量は 5 万 168 立方メートルであります。また、南那須処理区におきましては全体計画 76 へクタールのうち平成 17 年 3 月末までに認可区域 61 ヘクタールの整備を完了しております。この水洗化率は 74.9%で、年間汚水処理量は 17 万 6 ,631 立方メートルであります。

平成18年度の予算は総額4億5,140万円を計上させていただきました。歳出でございます。水処理センターの維持管理、管渠築造工事及び建設事業に係る市債の元利償還金であります。これらの財源につきましては、受益者負担金、施設使用料、汚水処理施設整備交付金、市債及び一般会計繰入金等をもって措置いたしております。

次は、議案第8号 那須烏山市簡易水道事業特別会計予算についてであります。水道水、私たちが日常生活を営むうえで欠かすことのできない大切なものであります。簡易水道は特に中山間地域を対象に給水をしておりますので、住民の生活用水の安定供給のため施設の維持管理に万全を期してまいる所存であります。

今年度の当初予算額は総額1億4,150万円であります。歳入の主なものは水道使用料加入金、一般会計繰入金等であります。

歳出でございますが、職員人件費、一般管理費、簡易水道施設維持管理費、簡易水道施設整備費、市債元利償還金等であります。

議案第9号 那須烏山市水道事業会計予算についてであります。水道事業につきましては、

経済的運営と公共の福祉の増進に心がけ、良質で安全な水道水を安定的に供給し、信頼される 水道事業経営を構築してまいります。

事業経営におきましては、効率のいい事業計画と経費の節減、サービスの向上など一層企業努力を図るとともに、安定供給のため維持管理費、施設の整備等に努めていきたいと思います。

平成18年度当初予算の業務の概要は、給水戸数8,397戸、年間給水量270万9,000 立方メートル、1日平均給水量7,422立方メートル、主な建設改良事業費は8,643万3,000円であります。

収益的収入の主なものは、水道料金、他会計補助金等で6億5,794万3,000円であります。収益的支出の主なものは、原水及び浄水費、配水及び給水費、総係費、減価償却費、支払い利息等で6億5,916万3,000円でございます。

投資的経費であります資本的収入の主なものは、企業債、他会計出資金、負担金等で9,355万3,000円であります。資本的支出の主なものは、国道294号線及び県道等の改良工事に伴う配水管の整備費、老朽化をいたしました既設配水管の布設替の建設改良費、企業債償還元金等で3億2,807万4,000円を計上させていただきました。

以上、議案第1号から議案第9号までの一括提案理由の説明を申し上げました。なお、款、項、目、節によります歳入歳出は、予算書及び予算に関する説明書のとおりであります。何と ぞ慎重審議をいただきまして、可決、ご決定くださいますようお願いを申し上げまして、提案 理由の説明とさせていただきます。

○議長(青木一夫君) 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま上程中の平成18年度当初予算につきましては、3月13日の本会議におきまして総括質疑後、各常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(青木一夫君) 異議なしと認めます。

よって、平成18年度当初予算の質疑及び常任委員会の付託については、3月13日と決定いたしました。

#### ◎日程第44 発議第1号 市長の専決事項の指定について

○議長(青木一夫君) 日程第44 発議第1号 市長の専決事項の指定についてを議題といたします。

朗読いたさせます。

### 〔書記 朗読〕

### 発議第1号

## 市長の専決処分事項の指定について

上記の議案を那須烏山市議会会議規則(平成17年那須烏山市議会規則第1号)第14条の 規定により、別紙のとおり提出する。

平成18年3月7日

提出者	那須烏山市議会議員 髙津戸				茂
賛成者	司	沼	田	邦	彦
	司	高	橋	安	隆
	司	藤	田		武
	同	中	Щ	五.	男
	同	郡	司	昭	三
	同	柴	野	正	巳
	同	森	井	或	廣
	同	滝	田	志	孝
	同	髙	田	悦	男
	同	小	森	幸	雄

○議長(青木一夫君) 提出者の趣旨説明を求めます。

4番髙津戸 茂君。

## 〔4番 髙津戸 茂君 登壇〕

**〇4番(高津戸 茂君)** けさの全員協議会で協議いただいた内容でございます。

それでは、発議第1号 市長の専決処分事項の指定について趣旨説明を行います。自動車社会の発展に伴う交通事故の多発、またそれに伴う損害賠償事件は年々複雑化、多様化しております。市行政を取り巻く環境もまた同様であり、将来起こり得る損害賠償事件に関して、その被害に遭われた方に対する市の迅速な対応が重要となってきます。

本来、地方自治法には損害賠償の額の決定は議会の議決によることが規定されておりますが、被害に遭われた方への事務処理の迅速化を図るため、その額が1件50万円以下の軽易なものについては地方自治法第180条第1項の規定により、市長において専決処分できる事項とし

て指定することを提案させていただきます。

この趣旨をご理解いただき、全員一致でご賛同いただくことをお願い申し上げまして趣旨説明といたします。

○議長(青木一夫君) これより提出者に対する質疑を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(青木一夫君) 質疑がないようですので、質疑を終了することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(青木一夫君) 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結し、討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(青木一夫君) 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」の声あり]

**〇議長(青木一夫君)** ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。日程第44 発議第1号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(青木一夫君) 異議なしと認めます。

よって、発議第1号 市長の専決事項の指定については、原案のとおり可決いたしました。

## ◎日程第45 付託第1号 請願書等の付託について

○議長(青木一夫君) 日程第45 付託第1号 請願書等の付託についてを議題といたします。この定例会において受理した陳情書は陳情文書表のとおりであります。この陳情書については、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(青木一夫君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号 自然環境の保護、環境美化及び河川の水質向上等に関する陳情書、陳 情第3号 市道大木須美和村線(2307)路面整備に関する陳情書については、経済建設常 任委員会に付託します。

陳情第4号 陳情書人権侵害の救済に関する法律の早期制定を求める意見書について、陳情

第7号 市施設使用料免除申請陳情書については、文教福祉常任委員会に付託します。

陳情第5号 交通安全対策陳情書、陳情第6号 向田小学校廃校に伴う再利用についての陳 情書については総務企画常任委員会に付託します。

○議長(青木一夫君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

[午後 5時52分散会]